

平成 24 年度

飯 館 村 歳 入 歲 出
決算審査特別委員会記録

自 平成 25 年 9 月 2 日
至 平成 25 年 9 月 4 日

飯 館 村 議 会

平成 25 年 9 月 2 日

平成 24 年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第 1 号）

平成25年9月2日、飯舘村役場飯野出張所議会議場において午前9時01分より開催された。

◎出席委員（10名）

委員長	大和田 和夫君	飯樋 善二郎君	北原 経君
副委員長	北山文子君	菅野義人君	大谷友孝君
委員	松下義喜君	志賀毅君	
	佐野幸正君		
	佐藤八郎君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	濱名光男
復興対策課長	中川喜昭	生活支援対策課長	細川亭
会計管理者	但野正行	健康福祉課長	藤井一彦
教育委員長	佐藤眞弘	教育長	八巻義徳
教育課長	愛澤伸一	農業委員会長	菅野宗夫
農業委員会事務局長	但野正行	選挙管理委員会書記長	中井田 榮

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齊藤修一 書記 山田郁子

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（大和田和夫君） おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

（午前9時01分）

委員長（大和田和夫君） 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会において、決算審査特別委員会が設置され、図らずも私が委員長に選任されました。また、副委員長には北山文子委員が選任されております。

これより議事に入るわけでありますが、さきの平成23年3月11日発生の大地震による原発事故による全村避難から2年4カ月が過ぎ、村民はいまだ長く厳しい避難生活を強いられておりますが、このような中にあっても、24年度の各会計各事業においては、飯舘村を盛り上げ、村民を守るべく、鋭意努力をしてまいったところであるものと思われます。

平成24年度各会計の主な事業は、何といっても村民の避難生活に係る「生活対策と健康対策、学校教育対策」の事業ではなかつたかと思われます。

村として、既存のコミュニティを第一と考え、避難後の交流についても気を配り、なるべく村民がばらばらにならないような配慮をしてまいつたところであります。また、子供の教育環境についても、幼稚園を初め小中学校の仮設校舎・体育館建設、さらには仮設給食センター建設などを行ってきたところであります。

同時に、早期の帰村・復興に向けた取り組みとして、除染を早急に行うよう国・政府に対して強く要請するなど実施してまいりましたが、政府の動きは鈍く、思うにかなわない状況にあります。村民の早期帰村の実現に向けては除染が最も重要ですので、今後とも強く求めてまいらなければと思っております。

しかし、このような時期にあってこそ、村民のために、平成24年度の予算執行について適切になされたのかどうかについての議会の審査は重要であります。過ぎてしまった事業、さらには原発事故のため仕方がないなどということで済ますということでなく、村民の福祉向上、さらには生活の安定のための事業であったのか、そして、次年度にどう生かされていくのか、また、議会における予算審議の趣旨が十分に生かされていたのかどうかという立場に立って確認する委員会であります。慎重に審議いただきたいと思います。

私ごと、不慣れではありますが、スムーズな進行にご協力を願いいたしましてご挨拶といたします。

それでは、決算審査特別委員会に付託されました、議案第51号「平成24年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第52号「平成24年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第53号「平成24年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第54号「平成24年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成24年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第56号「平成24年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、本日はこの後、一旦休憩してから、各課長等から担当する事務事業に係る経費の決算状況について説明を求めるたいと思います。

また、2日目、3日目は、議案第51号から議案第56号までの総括質疑を行い、質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

④休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） ここで一旦休憩をいたします。説明員の皆さん一度退席を願います。

(午前 9時07分)

(休憩中、担当課長の説明)

⑤再開の宣告

委員長（大和田和夫君） それでは、再開をいたします。

(午後 9時08分)

⑥閉会の宣告

委員長（大和田和夫君） 以上で本日の委員会は全部終了いたしました。

なお、あすは午前9時からこの場にて開催しますので、定刻までにご出席くださるようお願い申し上げます。

本日は散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時55分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月2日

決算審査特別委員会委員長 大和田 和夫

()

()

平成 25 年 9 月 3 日

()

平成 24 年度飯館村決算審査特別委員会記録（第 2 号）

()

平成25年9月3日、飯舘村役場飯野出張所議会議場において午前9時00分より開催された。

○出席委員（10名）

委員長	大和田 和夫君	飯樋 善二郎君	北原 経君
副委員長	北山文子君	菅野義人君	大谷友孝君
委員	松下義喜君	志賀毅君	
	佐野幸正君		
	佐藤八郎君		

○欠席委員（なし）

○説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	濱名光男
復興対策課長	中川喜昭	生活支援対策課長	細川亭
会計管理者	但野正行	健康福祉課長	藤井一彦
教育委員長	佐藤眞弘	教育長	八巻義徳
教育課長	愛澤伸一	代表監査委員	佐藤榮一
農業委員会長	菅野宗夫	農業委員会事務局長	但野正行
選挙管理委員会書記長	中井田 榮		

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齊藤修一 書記 山田郁子

飯館村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（大和田和夫君） おはようございます。

決算審査特別委員会を再開いたします。

(午前9時00分)

委員長（大和田和夫君） これから質疑に入るわけでありますが、申し上げるまでもなく、議題となりました平成24年度飯館村一般会計並びに各特別会計の決算に係るものであり、特に議事進行上、議題外にならないようにご承知おき願います。

質疑の際は、挙手の上、発言の許可を受けてから、それぞれページと項目を示し、できるだけ簡明にお願いします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いいたします。

それでは、議案第51号から議案第56号までの6議案について一括して質疑を行います。

これから質疑を許します。

委員（菅野義人君） おはようございます。

決算認定会、総括質疑ということで、24年度の決算につきましていろいろご説明を受けたり調べたり、そういうことにつきまして、執行者とは違った立場でまたいろいろ議論を深められればいいなと考えております。

まず、財政全般についてお伺いをいたします。

まず、監査委員のほうにお伺いをいたしたいと思いますが、今回の審査の総括的意見というのを拝見いたしました。それを見ますと「決算計数は正確で、決算内容、予算執行ともにおおむね適正かつ妥当である」というふうに意見書に書いてあります。一方、長年の懸案でありました村税金等の滞納、負担金の収納が進むというふうなご指摘もいただいております。この24年度の飯館村にとって歴史上最大と言われる決算を審査いたしまして、まず、感想をお伺いいたしたいと思います。

代表監査委員（佐藤榮一君） お答えを申し上げます。

決算における監査の状況ですが、平成24年度飯館村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに各基金の運用状況につきまして、7月22日から29日までの6日間のわたり審査を行いました。今回も前年度に引き続き全村民の避難中における行政の事務であり、主な大きな事業は避難における生活対策と健康対策、それと学校教育対策が主であったと思われます。

審査に当たりましては、各課、担当する事務事業の決算内容につきまして担当課長並びに担当職員に説明を求め、改善を要する点につきましてはその場で申し上げておりますが、その中の主な事項を申し上げます。

まず、抽出いたしました伝票の中で請求月日の不備等があるものがありましたので、適正に処理されるようお願いいたしました。

また、村税等の滞納整理につきましては、前年度に引き続き、24年度においても東電の賠償による収入があったため、若干ではありますが進んだようあります。引き続き、滞

納等の整理にご努力をいただくようお願いを申し上げました。

ただ、今回も支出の不用残額が多額と見られるものが一般会計に多く見られました。委託料などの事業につきましては当然年度末には把握できるものがほとんどと思われますので、3月決算までには整理すべきであり、財政を司る課としては十分注意をされるよう申し入れをいたしました。

が、決算審査の内容につきましては、24年度決算書等の計数は正確であり、決算内容及び予算執行についてもおおむね適正かつ妥当であると認めました。以上でございます。

委員（菅野義人君） 今、監査のほうからお話しされた要点をちょっとまとめてみますと、24年度の執行内容としまして、避難対策、健康対策、学校教育の対策が主であったというふうなご感想をいただきました。

それから、2番目に、不用残額が多く見られたというふうなご意見がございました。このことにつきまして担当課長のほうにお伺いをいたしたいと思います。

飯館村の復興計画の理念の中には、村民一人一人の復興を目指すということが明記されているわけです。例えば、これは復興交付金事業の中でも計画の中に明記されていると。そういう観点からいきまして、この考え方は非常に私は復興計画の中では高い志を持っているというふうに思うんですが、数字で見ますと、例えばこの決算書の148ページ、ここの中の実質収支に関する調書の中には、実質収支の残高が8億3,085万6,000円。これは23年度も実質収支の残高というのが8億5,000万円ほどになっておると。いわゆる東日本大震災以降、私たちが国ほうにいろいろ要望活動、陳情活動をするときに、地方財政が非常に厳しいんだということを言葉として必ず置くわけなんですが、この2年続けての歳入の約10%に及ぶ実質収支の残額というのをどのように財政担当としては認識されているのか、まずお伺いをいたします。

総務課長（中井田 榮君） 148ページの実質収支比率ということで、8億3,085万6,000円ほど黒字決算になっているわけでありますけれども、実は避難によって、財政においてもとにかく一般財源をなるべく使わないような形で、国県の補助を使いながら、さらには財源の確保をしながら、全庁挙げて各課取り組んできたわけでありまして、この黒字になった要因というのも、昨年度、23年度でありますけれども、特別交付税として10億ほど入ってきた説明は昨年させていただいたわけでありますけれども、それによって前年度の繰越金3億6,000万ほどを今年度、24年度に繰り越しがされたというふうなことと、さらには、震災の復興特別交付税のうち、地方税の減収分が2億6,000万ほど入ってきたというふうなこと、さらに、先ほど監査委員のほうからもご指摘のあった不用額、それが2億5,000万ほどあつたというふうなこともあって、合わせてここにありますように9億6,005万7,000円ほどの差引残額が出て、そこから24年から25年に繰り越しする繰越額1億2,920万1,000円を差し引いた残りが8億3,000万になっているといった内容でございます。

委員（菅野義人君） この実質収支の内容につきましては、説明の中でもありましたし、この数字を見ればそのような経過だなというふうに私は思うんですが、私がお尋ねしたのは、こういう金額を実質収支の残額ということで繰り返していくというふうな、このことに対する、財政としては今の話だと財源の確保というふうに私はとったんですが、最初に私が

言つたように、村民一人一人の復興を目指すという点からどのように考えているかというふうな私、質問だったので、再度お答えをお願いします。

総務課長（中井田 榮君） 確かに実質収支としては8億3,000万ほど残っているわけありますけれども、じやあ事業をやらなかつたのかということではなくて、とにかく一般会計と特別会計を含めまして、大体100億くらいの仕事は24年度、やらせていただいている。これは3万から4万の市くらいの事業規模に当たるというふうなことで、それを70人ぐらいの職員で、さらに、140人くらいの臨時職員の応援を受けて仕事をやっているというふうなこともありますし、決して事業をやらないで来たということではなくて、さらに仕事を積極的にやらせていただいたと。しかしながら、この不用残額なんかを見ると、やらせていただいたんですけども、この中でどうしても残ってきてしまった部分があります。昨年は5億くらい不用残が出たわけありますけれども、24年度につきましては各課それぞれ精査をして、これから25年度会計もそうありますけれども、12月3月で精査をしてさらに不用残額をなくすような形で仕事は進めるような形でいっているわけでありますけれども、その中でも除染の作業の業務委託とか、さらには介護保険、簡水の特会の繰出金とか、そういうようなものが少しずつ残って不用残額になっているといった内容でございます。

委員（菅野義人君） この実質収支の繰り越しということに関連しまして、この決算資料の184ページにあります財政調整基金、この推移についてちょっと議論をしてみたいと思うんですが、ここに上から4行目、財政調整基金の移行が書いてあります。前年度末、これ23年度末というふうに理解するんですが、9億9,443万8,000円という金額、決算年度中5億円を入れて14億9,505万というふうに増加していくと。説明の中では、ここから先は年度を越すんですが、24年度のこの8億3,000万の実質収支の金額からさらに5億円繰り入れを行つて、約20億円の財政調整基金になる見込みだというふうにお話を聞いておるわけなんですが、20億円の財政調整基金というのは過去の飯館村にはなかった金額であります。これは考え方によってはかなり戦略的な財政運営だというふうに見受けられるんですが、この財政調整基金の増額についてはどういうふうに所見を抱いているのかお伺いをいたします。

村長（菅野典雄君） 先ほど、不用残、いわゆる村の復興計画は一人一人にできるだけ寄り添う言いながら、不用残を出すということはそちらのほうに使われていないのではないかというふうに私は質問として捉えさせていただきました。さらに、今の再質問は、かなり財調が残っているのにその辺はどういうふうに考えているのかということだろうというふうに思っています。

今までずっと大体、村の財調は、最低でも8億から12億ぐらいやはり持っていないと、いざ何かあったときにやはり困る財調の金額だと、こういう話で来たところですが、今回、大体この24年度で17億、今20億になんなんとしていると、こういうことだと思います。これは、いわゆるこれから復興に向けて、かなり大がかりな事業が見込まれています。今、復興的な補助として、結構高額ではあるんですが、8分の1ないしそういうものが、金額が大きくなればやはり3億4億というふうに村の持ち出しは出てくると、こういうふうに思っていますし、一人一人の復興とどういうふうに向き合うか、多分、戻りますと、当然

国としては、今、我々はいろんな形を求めていますが、果たしてどれだけ国がそれをかなえてくれるかということになりますと、自前の金額で農業をやるために村独自の支援、あるいは商業をやるために独自の支援というものがかなりやっぱり出てくるだろうと。億の単位ではないかというふうに思っています。さらに、村外に残った人たちにどうするか。なかなか難しい問題ですが、例えばすぐ出てくるのは、村外に移った人はあくまでも村外に家も持ち土地も持っているわけですから、ここら辺をどういうふうにするのかということについては、そこに個人の責任でというわけにもいかないところが出てきて、我々公として一人一人の復興にどれだけやりながら、村の環境を守ったりあるいはコミュニティを守ったりしていくかということになると、そこにも結構やはり何千万、場合によっては億の金が出ざるを得ないだろうと。

こうしますと、持つだけが全てではありませんけれども、やはり先ほどお話ししました8億から12億、そうしますと、その残である5、6億から7億ぐらいの金額はこれから復興に向けてどうしても持つていなければならないのではないかと。こういうふうに思っています。ですから、一人一人の復興にはこれらもやっぱり意を用いることだと、このように考えていただければありがたいなというふうに思っております。

委員（菅野義人君） 今、村長が答弁の中でお話ししましたように、実際、除染が終わって村に戻ると、村独自のさまざまな支援策をしなければならない。あるいは、村外に残った人たちに対して支援のあり方、今までとは違った支援のあり方も考えなくてはならない。24年度の決算の中には、そのような考え方方が村の復興計画の中には非常にわかりづらい形で入れていると。しかも、一方では復興に向けての除染を初めとするさまざまな施策が遅れてきて、村民の意識が非常にいろいろと分断されながら家族の中でも変わってきてている。

私は、少なくともこの24年度の執行の中では、復興計画のあり方が村として1つの帰村を前提とした政策を描いていると。そこに向けての政策を実施していくと。それがある意味では、村民にとってみれば、さまざまな要求に応えられていないというふうな感想を持っている村民が非常に多くなっていると。ですから、このように自前の財源をしっかりと持って独自の政策もやっていくんだという、そのような具体的なメッセージを村民に対して発していかないと、村民の心はどんどんかけ離れていってしまうのではないか、そんな実は感想を持っているわけです。ですから、これは議題外に入りますけれども、今後の財政の使い方について、やはり村として、国の補助金を使うだけではなくて、独自の予算も使いながら、村民に対してはできるだけの支援をしていくんだというメッセージを私はもっとしっかりと出す必要があるのではないかと、そのように感じますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 24年度の状況の中で言っているわけであります。そういう意味では、私たちは第1版の復興計画、そして第2版の復興計画と、できるだけ一人一人に寄り添うといいういわゆる言葉といいますか、抽象的な形で来てしまったという今のご指摘、あるいは、我々もその点は反省しなければならないなというふうに思っています。なかなか当面の除染、賠償などなどのところにやはりかなりの精力を費やしたために、その辺の検討がお留守になったというのも否めないなというふうに思っていますが、これからはやはり1つでも2つでも、今、お話をいただいたような、住民に対してこういうことを考えているとい

うことをやっぱり出していく必要があるんだろうということで、今、ワークショップなりなんなりをしているわけでありますけれども、そういう意味からしますと、まさにそのとおりということで、これからその辺は十分に考えていく我々の義務であり大切なことだというふうに思っております。以上であります。

委員長（大和田和夫君） そのほかございませんか。

委員（佐藤八郎君） まず、24年度当初から取り組まれた村民の声ネットワークシステム事業のことについて、目的に復興情報を提供してコミュニケーションを図る、さらに、復興及び成果促進をするんだと、概要に、村民が捉えている問題や課題に対応するためのインフラ整備をするんだというのが目的・概要でありました。実際やられた中で、目的・概要に沿ってどのような実績があったのか、成果をどういうふうに総括しているのか。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、村民の声ネットワークはタブレットでございまして、2,400ぐらいを配付しております、全体的には95%くらいの配付率になっております。ご承知のとおり、タブレットにつきましては全国の広報コンクールタブレットも評価の審査の対象の1つに入って評価を受けたというようなことで、とにかく現在ちりぢりばらばらになっている村民の情報を、今までお知らせ版と広報で情報を発信していたわけでありますけれども、今回、タブレットを得られたことによって飯館ワールドの、飯館版の情報をリアルタイムに出すことができたというようなことで評価されたのかなというふうに思っております。ボタンもあるとおり6つくらいありますけれども、の中でもインターネットもできるようになっている。さらには、動画配信なんかも、最近は少し多くなってきましたけれども、そういう意味では、中身を見ますと常時800件ほどのアクセスがあるというようなことであります、800件というと大体、率にしますと35%ぐらいは常時見ているような形になっております。視聴率で言えば30%を超えると大体よしとするような方向でありますので、そういう意味ではタブレットにつきましては結構いい使い方を現在してきているのかなというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） そこから見える村民が抱えている問題や課題については、どういう考え方をして、常時35%の方から寄せられたものやらなんなり、そういうものはどのように生かされてきたんですか。

総務課長（中井田 榮君） タブレットを通じてというよりは、タブレットを見て、それぞれ各課に電話なり問い合わせなりがされて、そして常時各課で対応しているというのが現状でありますけれども、この率を見ましても、大分インターネットの、先ほど言ったように、率が大体30ぐらいの率で行っている、さらに、タブレットの中には実際、住民の相談コーナーというのがあります、その中で実際こういうことはどうなのかというようなお問い合わせがあって、それを各課に回して、直接各課から村民の問い合わせしている方にお答えをするというふうな内容がありました。

どんなお問い合わせがあったかということでありますけれども、震災当時、引っ越しした当初は、やっぱり身の回りの生活環境の整備の部分、その辺の問い合わせがあったというふうに確認はしております。

委員（佐藤八郎君） 35%見ているかもしれませんけれども、35%はしまい込んでいるのでは

ないかと。多くの方に聞くとほとんど、袋に入ったままの方も大分いると。推進員もかなり、専門職も雇用して進めたわけですけれども、今の話を伺っていても、この1年の中で確かにいろいろな人から評価は受けたでしょうけれども、評価を受けた割には使えない人、使っていない人、いろいろあって、なかなか目的や概要に沿つたものにならないのではないかと。評価のほうが高いのかと思っていますけれども。そういう中で、じゃあ、この事業そのものをきちんと総括した中では、課題としては何が見えてきたのか伺っておきます。

() 総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、お年寄りはなかなか、使い勝手が悪くて使っていないのではないかというようなご指摘がありますけれども、そのとおりだと思います。とにかく2,400台ほど配付しておるわけでありまして、全員が全員使っているわけではないというふうに確認しております。それも含めて、タブレットの要員、8人ほど配置をさせていただきまして、常時回りながら、各方部、タブレットを使っていただくような形でお願いはしている。これから、ご指摘があったように、今のが最高だとは思っておりませんので、とにかく外部的には評価をされたわけありますけれども、そうはいってもやっぱり2,400台配付しております。もっともっと利用率を高めるために、府内挙げて、さらにはタブレットの要員8人おりますので、今後とも回らせていただきまして使えるような形にしていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 農業について伺いますけれども、花卉栽培推進委員とか、新たな農業としてバイオ燃料による作付や植物工場での水耕栽培など導入検討をするということで、1年、どのように検討されたりどういう方向に向いているのか、この際伺っておきます。

() 総務課長（中井田 榮君） 第1版から第3版まで、復興計画の中でお一人お一人にというふうなことで復興計画を進めているわけでありまして、その中で、現在は村内拠点、村外拠点の復興計画を、復興住宅を現在つくろうとしておりますけれども、そのほかの復興交付金ではご承知のとおり、議会に何回か上がっていると思いますけれども、とにかく村内においても専業農家80戸ぐらいがありました。その中で一生懸命やりたいと、とにかく飯館村の花の栽培技術、さらには野菜の栽培技術、さらには牛の肥育技術を絶やしてはいけないというふうなことで、とにかく村外においても引き続き継続して農業経営をしていきたいというふうな農家の方々がおりますので、それを受け、これまで避難して2年間でありますけれども、花卉の栽培、野菜の栽培、さらには畜産農家の肥育技術の向上というふうなことで農業経営の交付金の事業を進めてきたところであります。

これから復旧・復興を目指すわけありますけれども、とにかく闘っている相手は放射能でありますから一気には村には帰れないわけでありますので、とにかく村外においてもその技術を絶やさないように、さらには意欲をなくさないようにしながら復旧・復興に進めていきたいというふうに考えておりますので、そういうようなことも含めて、第4版の中に入れて、これから農業の復興・復旧も進めていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 村外において花卉栽培、野菜、畜産と現状ではやられておりますけれども、今、答弁あったようなことも踏まえながら、バイオ燃料とか植物工場についての検討はどういうふうにされて、現状の中では、今、課長が言うような4版に生かしていくためのまとめをしているとかどうか。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、昨年度からバイオマスの調査事業を入れさせていただいております。議員さんもご承知かと思いますけれども、飯館村の放射線の現状というんですか、それが今、わからない状況であります。とにかく今、村としては今の線量の現状、さらには2.5マイクロ以下でないと作業に入れないというふうな基準がありますので、飯館村の全体の線量を現在お願いしている東大の仁多見先生に、県のG I Sデータを使いながら、木の種類とか山の形状とかそういうふうなデータの中に線量のマップを入れ込んで、実際、飯館村の中でどういった形で除染イコール伐採、それをしながら、出た材を使いながらバイオマスの資源活用ができるのかというふうな調査を現在しているところであります。今年度につきましては、前の議会でも説明していますようにさらに制度化を進めて、25年度中には村内のG I Sのデータに入れ込んだ放射線量のマップ化を図っていきながら、さらにはそのデータを使って、バイオマス燃料を使った事業化をどのような形ができるか、その評価もあわせて出していきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 去年の3月の終わりからの答弁をしている中でのバイオ燃料による作付や植物工場の水耕栽培の導入検討でありますので、1年間かけてやったことというのは、どういうふうになって、今の時点ではこういう方向にあるというのはわかりましたけれども。例えば水耕栽培、私どもこの間、川内に行って見ましたけれども、雇用人数も少ないし、そこで、かけただけの何億の収益を上げているなんていうことはとてつもない、途方もない話かなと。あれは施設なり電力メーカーなり、そういう方々の商品というか、そういうものの評価道具かなぐらい言えるほどすばらしい設備ではありましたけれども、それを村の中でという話になっていくのかどうか。どういう検討をして、どういう方向になっていたのか。

総務課長（中井田 榮君） 現在のところ、要所要所で議会のほうには説明をさせていただいておりますけれども、今、ご指摘のあったような形の水耕栽培とかバイオマスの規模とかという形の評価というのはまだ出すまでに至っていないわけでありますけれども。先ほどの議会でもご説明をさせていただきましたけれども、とにかく飯館村においては、身の丈に合ったバイオマスの利用を、再生可能エネルギーの利用をということで検討を加えていると。5,000キロワットのバイオマス、さらには壇には1万2,000キロワットのバイオマス発電の計画があるわけでありますけれども、そうはいっても、飯館村の材を使った、除染をしながら、施業計画を立てながら、除染をする、さらにはそこから出た資源をきちんと再利用する、といった飯館村の身の丈に合った再生可能エネルギーの利用を図っていかなければというふうに考えているところでございます。

委員長（大和田和夫君） そのほか質疑ありませんか。

委員（大谷友孝君） 何点かお尋ねをするものであります。

きのう、村税の調書をご説明いただきました。先ほど代表監査からあったように、滞納、大分回復したことでありますけれども、また不納欠損が出てくるわけですね。極力、不納欠損は出さないでほしいという要望は毎年できているわけでありますけれども、この不納欠損額に至った経過、また、この判断をされた根拠についてお尋ねをしたいと。

住民課長（濱名光男君） 不納欠損についてですが、震災以降、滞納処分等は控えてきたと。

ただ、賠償が一定程度入るということで、不納欠損も一応、中断という形をとったわけですが、被災者でない方についてはそういう状況がないということで、3年前に、22年度末に処分停止というか、財産調査等を行って資産等もない、収入もないという方について処分停止を行ってきた経過があります。それについて、その後の調査の結果、状況が変わっていないということで処分の停止3年ということでの不納欠損をしたところであります。

委員（大谷友孝君） 処分の停止をしたということですが、結局は3年間、そのままにしておいたから不納欠損になったんだということでよろしいですか。

住民課長（濱名光男君） 処分停止は行っておりましたが、催告等は行ってきたわけあります。未納のお知らせ等も行っておりました。ただ、生活保護を受けている方とか、財産はあったんだけれども借金返済のためになくなつたとか、そういう方がおりまして、全て村外の方であります。

委員（大谷友孝君） それはわかりました。

ただ、滞納繰り越しが、若干の納入はあったということではありますけれども、依然として滞納があるわけですよね、各科目において。1人で2件だ、3人で5件だ等々の説明を受けましたけれども、その滞納徴収についての24年度の経過をお知らせください。

住民課長（濱名光男君） 24年度の滞納対策でありますが、被災者に対しては滞納処分を控えるというふうな方針が出ておりまして差し押さえ等はできなかつたわけですが、未納額についてはそれぞれ2回にわたつて、あと、現年度分については督促状等を出して納付を促してきたところであります。それから、以前、不動産等の差し押さえ等を行つた方については、財物賠償の支払いがスムーズにいかないというふうなお知らせをして、納付約束を取りつけるなどして、財物賠償が始まる前の精神的賠償等で支払いを行つた方もいるということで、中には高額の方も一括して納めた方もいるということで、そういうことで大分滞納額は減つた状況にあります。ただ、そう言いましても、年度末で約7,300万円がまだあるわけであります、税全体ですね。そういうことで、今後、土地、家屋等の財物賠償等包括請求等に係る分、できるだけ滞納整理をしていきたいと、そういうふうに考えております。

委員（大谷友孝君） 予算委員会でも申し上げましたけれども、今、こういう避難という状況の中で強い取り立て要求もできないだろうというふうには思いますけれども、しかしながら、公正・公平なものにしていただきないと納税者の意識が後退していくようでは困りますので、まだ滞納があるということありますから、そのことに柔軟に、強い姿勢というわけにはいかないでしょうけれども、ご努力をいただきたいなというふうに思います。

あと、この説明資料の13ページの企画費全般に要する経費の中で復興計画関連493万5,000円、三菱総研に委託をしたということでございますけれども、この成果をどのように捉え、また、この調査費、業務内容についてもお知らせをいただきたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 13ページの真ん中の復興計画の関連業務493万5,000円のご質問であるというふうに思っておりますけれども、この調査業務につきましては、実は第3版にまとめて出しておりますけれども、その際にコンサル業務として、ずっと第1版から三菱

総研にお世話になってきたわけでありまして、年間、大分委員会をやりながら、さらには昨年は第1分科会、第2分科会、第3分科会と、分科会をつくりながら第3版をまとめてきた経過があるわけでありますけれども、その際に三菱総研については出ていただきまして、専門的な知見もさることながら、全体のまとめ、ある程度役場の中でまとめているわけでありますけれども、第3版をまとめるに当たっては、第1版からの経過もございますので、全体のまとめを三菱総研にやつていただいているところでございます。内容につきましては、ご承知かと思いますけれども、主に村内拠点、村外拠点の拠点整備のある程度のまとめ、さらには、これからどういうふうに課題整理をしていけばいいのかというところを主に三菱総研のほうにはまとめていただいているといった内容でございます。

委員（大谷友孝君） 第3版、私も委員として参加をさせていただきましたけれども、自分の反省としては、帰る、戻るんだという内容が強く出た3版だったのかなと。今は戻れない、帰らない、この人たち、飯野の村外拠点、これは決まりましたけれども、目ぼしいところでいいとその1点ぐらいなのかなというふうに。県営の公営住宅でということをお願いをしているということは承知をいたしておりますけれども、第3版の中には、一人一人に寄り添った内容が全く乏しいものになった第3版ではなかったのかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 委員さんにおかれましては、第3版におきましても大変お世話になりました。今、ご指摘のあったように、お一人お一人の復興に添っていないのではないかという部分も、乏しいのではないかという部分もご指摘としてはあるわけでありますけれども、第1版から第3版まで来て、全村避難で復興に向けてというようなことでありますけれども、とにかくここ2年間というのはどちらかというと、避難をして、その避難の対応で、第1版、第2版、ある程度、一般質問のお答えもしましたけれども、基本構想、あと基本計画、さらに実施計画という形で、村の方向性を出すような形の復興計画を出してきたのかなというふうに担当としては感じているところでありますけれども。第3版につきましてはそれをさらに具体的にやらなくてはいけなかつたわけでありますけれども、とにかくなかなか時間の制約もありながら、村内拠点、村外拠点の拠点整備のみのまとめが目立ってしまったような形になっておりまして、それをなるべく、多くの村民の声を聞きながら復興計画を立てなくではいけないというのが基本にありますので、第4版につきましてはご承知のとおりワークショップをやりながら、村民の声を聞きながら、方向性を、なるべく議員さんおただしのような村民一人一人に寄り添うような形の復興計画にしていきたいというふうに考えているところでございます。

委員（大谷友孝君） 十分第3版での反省が生かされた第4版になることを期待しておりますけれども。同じページで、先ほど佐藤八郎委員からも関連じみた質問がありましたけれども、森林整備調査検討業務、今年度のこととはわかりませんけれども、24年度の成果をどのように捉えているのかお知らせいただきたい。

総務課長（中井田 榮君） 24年度の成果につきましては、前にこういうふうなワンペーパー、A4版のやつで議会のほうにもご説明を一度させていただいておりますけれども、まず、1点目は資源量の調査、それをやらせていただいております。これは、東大の仁多見先生

にお願いをして、県の森林のG I Sを活用して、そこから、そのデータというのはどのぐらいの材があるのかというところの計算でありますけれども、現在のところ、民有林が7,000ヘクタールほどある、国有林が1万ヘクタールほどあると。そこから重量換算すると、大体民有林であれば約1万トン、国有林であれば1万4,000トンの利用が可能なのではないかというふうな資源量の調査をしていただいたというのが1点目であります。

あと、2点目は、森林のG I Sを活用した情報の基盤整備というふうなことで、これも将来、伐採とか植林とかをするためにどのように路網なりを入れていけば効率よく伐採ができる、施業ができるというふうなところを、その森林G I Sを活用した情報の基盤整備ということで、これもあわせて東大の仁多見先生にお願いをしたところです。

3点目は、ガンマカメラによる生活圏に近い森林状況調査でありますけれども、実は3カ所ほど調査をしております。二枚橋の局長さんの裏と草野の松下宅の裏、あと、伊丹沢の中学校の南側の3カ所を測定をさせていただいて、結果的には線量的には、既にデータ的には出ているわけでありますけれども、木よりも下の土に線量が落ちているというふうな結果が出ているところであります。それが3点目。

あと、4点目は無人ヘリによる森林の線量調査ですね。それは東芝さんにお願いをしてやっていただいております。先ほどからご説明していますように、とにかく山の仕事というのは基準では2.5マイクロ以下でないと山の作業に入れないと。それぞれ森林組合、これからやる村民の安心・安全を考えれば、村内がどういった線量になっているかというのをきっちりある程度整理をした中で伐採なり除染をしていかなくてはいけないことがありますので、そういう意味で無人ヘリを飛ばさせていただいたと。予算もありますので、村内全部やったわけではありません。二枚橋の南側、あと北側というようなことで、合わせて1平方キロ、面積は小さいんですけどもやらせていただいております。新聞等で発表しています線量は、1.7キロメッシュです。今回の無人ヘリは50メートルメッシュで、飛ばさせていただいてそして線量をはかってもらったと。結果的には、山の斜面、東電のほうに向いている山の斜面は高くて、標高が600メートル以上になると線量が高く推移をしていることがわかったというようなことでございます。これなんかをもとにしながら、25年度についてはさらに交付金に3,000万の追加交付申請をしまして、さらにデータ化をして、25年度中にはある程度、村内のデータ化をしていければというふうに考えているところでございます。

委員（大谷友孝君） 4点の調査内容をお聞きをいたしました。このバイオマスに利用できるであろう材ですね。調査ではこういう結果がでていますけれども、実質的にじやあこれから、先ほど言ったように2.5マイクロ以上では入れないということもあるわけですけれども、せっかく路網の整備等々の調査までしているわけですから、即座に実施はできないにしても、きちんとした計画書みたいなものはつくっておくべきなんだろうというふうに思うんです。そのようなことに生かされますか、この調査は。

総務課長（中井田 榮君） 実は、そういうような形でデータを生かしていきたいなというふうに考えております。とにかく、今の森林組合の震災前の実績は年間5,000トンの実績であります、1日15トンの材を出していったという実績がございます。今回、先ほどからお答

えしていますように、再生可能エネルギーのバイオマスについてはやっぱり村内の資源を活用して利用していくと。ですから、倍にしても、1日30トンの材を使いながらエネルギーを利用していくというふうな計画が、身の丈に合ったような計画が立てられれば、ある程度、村内で施業計画なり除染計画なり伐採計画を立てながら順序よく事業を進めることができるのであるのかなというようなことで考えております。そういう意味では、それを利用しながら進めていきたいというふうに考えております。

委員（大谷友孝君）　すぐにはできませんので、私も復興委員会の中で、飯館村には確かにこれだけの材はあるんだけれども、路網整備の観点から1日幾らというのは無理だろうと。やはり周辺、伊達、福島、川俣等々の材も視野に入れて事業を進めるべきではないかという提案もいたした経過がございますけれども、十分に調査内容が生かされた実施計画書になっていくよう希望するものであります。

また、このガンマカメラ、あるいは無人ヘリで調査をされたということありますけれども、これをもとに環境省との除染等々についてのやりとりはあったのかどうかお尋ねをしたい。

総務課長（中井田　榮君）　環境省のほうは、まだ調査事業でありますからないわけでありますけれども、これを進めるに当たっては、林野庁のほうとは、東芝さんに行っていただいて、内容等については詰めながらさせていただいているところでございます。

委員長（大和田和夫君）　そのほか質疑ありませんか。

委員（佐野幸正君）　資料要求をしていましたので、一応資料に基づいてやりたいと思います。

24年度の飯館村の有害鳥獣捕獲隊の補助金のことなんですが、この資料を見てみると、村でもイノシシ、非常に多く繁殖して皆、畑なり田んぼ、家の庭まで掘り返されているような状況でございます。でも、この捕獲をする期間を見ますと、全て猟期間中だけしか捕獲していないというように出ていますが、なぜ猟期間中だけでそのほかの期間には捕獲しないんですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　24年度の有害鳥獣の部分でございますが、おただしのとおり、結果としては猟期中の11月からの部分で捕獲したということでございます。これは結果でありますと、23年度中、この有害鳥獣の話がありまして、そこで結成しようかどうかどうしようかという部分では、やはり避難においての部分だから難しいであろうということで、23年度については体制を組まずにやってまいりました。ただ、その中で、かなり人けがない自宅のほうまでイノシシ等がやってくるということで、24年度については必要だということで、当初で予算化をしながら進めてまいりました。捕獲隊のほうも、猟友会の協力ももらひながら、何とか5月に結成式を行いながらやってまいりました。ただ、避難前の状況のパトロールとはまた違った意味がありまして、定例会、あとは週の定例パトロールという形となりましたが、なかなかイノシシに遭うという部分もいかなかつた。あとは、情報を得てもなかなか即座に対応できなかつたということがありまして、5月からは本当に模索するような状況で進めてきました。捕獲隊の中からも、意見としては、やはりパトロールしてもなかなかイノシシに出会うという部分がないということでありまして、村内の方々に被災前に箱わながあったということで、それを活用すべきではということになりました、

7月から箱わなの部分の改修、あとは修繕などをしながら、実際には設置できたのが11月という形になっております。11月ということですから狩猟期間に入ったということでありますけれども、59頭捕獲する中でも、やはり直接イノシシと遭って撃ったという頭数もわずかでありますし、箱わなの捕獲をした後の処分というような形でしてきたという状況で、結果としては11月からの時期ということになった状況でございます。以上であります。

委員（佐野幸正君） イノシシ1頭当たり1万円ということで助成金を村で考えているわけですが、県でも補助金を出すような制度がございますが、なぜそれを村では申請してやらないんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） その部分については、多分、当初の予算委員会か何かでもお話をいただいたところでございます。また、情報もそういう情報を得てまいりましたので調査をしましたら、まず、現在やっております捕獲隊の体制では難しいということでありまして、やはり県のほうの補助金をもらうには、体制づくりという部分で名称なども変更しながら、あと、その隊員については非常勤公務員としての扱いで公務災害等の補償も受けるような体制が整わないと難しいという話がありまして、本年度になりましてその辺を県のほうと協議をして、今回の議会のほうで、最終日でありますが、議案で条例の一部改正をお願いしながら、その体制がとれるように今後、進めてまいりたいという考え方で進めております。以上であります。

委員（佐野幸正君） 捕獲わな、ちょっと聞き逃したんですが、捕獲わな、相当、村でも購入して各指導者にやっていますが、なぜ、有効に利用したらいいと思うんですが、今、設置しないで村で改修して現在あるやつは、何個あるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、役場の駐車場にあるのが多分5基ぐらいかなというふうに思っております。あと、村にあります箱わなを数的に調査したいと思いますが、ちょっと私のほうで手元に資料がありませんので、後で調査しますけれども。

23年度、1年間その箱わなを使っていなかったということがありました。あとは、22年度以前については、割とパトロール隊も頻繁に行って手入れなどもできたということでありまして、また、場所についても捕獲隊の数もあったということで把握しておったんですが、22年度、1年間何もしなかったと。24年度については11名体制でやったということで、箱わなの場所とかを確認しながら、かなり山奥といいますか、なかなか運び出すのに厳しい場所もあったようでありまして、とりあえず前に設置した箱わなを改修して使えるように修繕をしながらということでありまして、現在、昨年度についてはそのパトロール隊員11人でやっていましたので、やはり回れる場所があったものですから、必要な場所という部分を考えて設置はしたところでございます。現在余っている部分も、改修の必要なものがありますが、今後、それらを改修して使えるようにしながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

委員（佐野幸正君） 箱わなも何で、期間中でなくとも捕獲隊は使えるんでしょう。実績が上がっていないということは、箱は置いても餌を入れないとか、見守り隊員でかけておかないと、そういう原因があると思うんですが、その辺の対策をきちんとすれば私は期間外でもやはり捕獲をして頭数を少なくすることができるのではないかと思うんですが、

いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど、24年度においての部分の実績としましては、11月から箱わなを使うようになってからの実績ということでございまして、25年度においては、そのまま設置してありますので捕獲した実績がございます。数字的には後でお話ししたいと思いますが。

あと、見守り隊との連携という部分でも、やはり見守り隊の方がたまたま通ったときに中にイノシシがいるというふうな情報を得ながら、すぐさま捕獲隊のほうに連絡をしながら処分をしているという状況でございます。

委員（佐野幸正君） では、次に移ります。資料をもらった6ページ、直売所なごみの売上金額、人数、一覧表をもらいました。月間の売り上げ、平均すれば130万程度かなと、今ざつと数えたところで。大体4日から5日休むんでしょう。そうすると、1日5万円ぐらいの売り上げ、20%程度の手数料を取ってもうかるのは1万円だということなんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亭君） 今の佐野議員から質問あった件でございますが、なごみについては、緊急雇用創出事業を使わせていただきまして、何とか人件費、物件費等を含めまして1,670万8,393円でやっているということでございまして、確かに費用対効果という部分においてはもうけは出ないという状況でございます。ただ、このなごみという部分については、仮設直売所として3つの役割を果たしているというふうなことでありますので、まず、1つ目に雇用の場の確保、2つ目には商品PR、3つ目には松川第一、松川第二仮設の利便性を図れた直売所だという部分でやっておりますので、余り利益の出ない部分についてはちょっとご理解いただければと思います。以上です。

委員（佐野幸正君） 説明資料の35ページ、商品PR販売事業業務ということで1,670万、光熱費で120万、これは直売所にかかった費用ですか。

生活支援対策課長（細川 亭君） そのとおりであります。1,670万8,393円については人件費が1,488万9,598円、物件費が181万8,795円、そして光熱水費が飯館村直売所連絡協議会へ120万円ということでございます。

委員（佐野幸正君） なごみの直売所、人数的には5人ですか、いつもは3人ぐらいでいるようですが、当番ですからそうなると思うんですが、月曜日、休むんですね。私は、月曜日だって休まないでローテーションで回して十分できるのではないかなど言つたらば、私たちのところは公金を扱うんだから2人以下ではできないんですけど、こう言われたんですが、そんなことあるんですか。

生活支援対策課長（細川 亭君） まさにご指摘の部分も理解できる点ではありますが、いかんせんお金のかかる部分、あと商品の預かり等もあるものですから、1人で切り盛りするということに関しては何かと手が回らない状況が出てくるということでありまして、2人でローテーションを組んで月曜日は休みでやっているということになっております。よろしくお願いします。

委員（佐野幸正君） 親方日の丸だからああいうことができるのであって、一般の店で5万円の売り上げぐらいでは1人で十分やっていける、そう考えたことはないんですか。

生活支援対策課長（細川 亭君） この直売所は、先ほどお話ししましたとおり、3つのキー

ワードからこの直売店をやっておるわけでございます。雇用の場の確保が第1に私言いましたが、そういうふうな部分で、やはり5人の雇用確保ということがこの事業ではかかっておりまして、その部分では大分、この直売所に関しましては貢献しているのではないかと思っております。以上です。

委員（佐野幸正君） だから、5人で暇ならば、本当に2人だって1人だって間に合うんだつたら、ほかの忙しい部署に回したらいいんじゃないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。雇用の確保だと言うのなら。

生活支援対策課長（細川亭君） 店内にはいつも2名体制でおるんですが、あと1名はいろいろ、商品の調達とか現場を回っておりますので、そのローテーションで5人で回っているということありますので、余っている人は、余剰人員はありません。以上です。

委員（佐野幸正君） 困ったけれども。それなりにやるんですから、人数いるんだから月曜日も開いて、無駄な残業だかなんか出さないで、使う人にも有効にやってもらったりないと私は考えております。

次の質問に入ります。この資料をもらいました。38ページの仮設住宅入居高齢者健康管理事業について、何かこの表、私よくわからないんだけれども、1週間に1回運動教室をやるというようなことをやっているんですが、この表の見方をちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

健康福祉課長（藤井一彦君） 最後のページ、39ページの表のことだと思いますけれども、まず、一番左側には、去年は6カ所でやりましたので、仮設、それからいやしの宿ということで書いてございます。その隣は60歳以上の、そこの、例えば伊達仮設であれば101人が住んでいらっしゃるということになります。そのうち91人が参加をしているということでございます。その隣の2というのは、実はこれは高齢者によりまして、ある程度体力はある元気な方と、それから介護保険一步前みたいな虚弱な高齢者の方がおりますので、そこを同じ運動教室でやってしまいますと、片一方、元気な方にとっては物足りない、それから、虚弱の方についてはもしかすると体を壊してしまうような場合がございますので、そういう形で、まず対象者を分けましてやっております。そういったことで、2コマとか3コマとか、といった形でやっているところでございます。

それで、その横にいきますと毎週何曜日にやっているかということでございまして、例えば7月の伊達仮設ですと8コマやっているということで、毎週土曜日ですから、元気な高齢者の方と虚弱の方ということで4回ずつやっているという形になります。それで、そこに参加者の延べ人数が、これは両方とも、虚弱な方と元気な高齢者の方を足した数が書いてございます。その下の8というのは、それぞれ1コマに2人ずつ大体つけて去年はやりましたので8人の指導者が参加をしているという形になります。それぞれが月ごとに示されておりまして合計がずっと書いてあるわけでございます。一番右側になると、1日の平均の参加者数というものがそれぞれ書かれておりまして、例えば伊達東でありますと平均参加者が25人というのが、これは1日で2コマやっておりますので25で、1コマにすると何人出ているかというのがその隣に書いてあるということでございます。表の見方については大体こんなところでございます。以上です。

委員（佐野幸正君） わかったようでわからないんだけれども、すると、この平均参加者数というのを1コマ当たり12人ということなんですね。はい。私も仮設に入っていますので、運動すれば非常に老人、健康になって大変よいことだなと、こう思っているわけですが。もうちょっとほかにも希望あると思うんですが、なぜ全部でやらないんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今、ご質問のありましたとおり、仮設住宅、ほかにもございます。そういうところからも開催をしてほしいという声もございましたので、平成25年度からはひととおり全ての、仮設住宅であったり、それから公営宿舎、ここは今まで集会施設が非常に狭かつたりしたものですからなかなかやれないという状況があったんですが、そこでもやれる運動をしていこうということで、全部で今年度は12カ所にふやしまして実施をさせていただいているところでございます。以上です。

委員（佐野幸正君） このように大変お金もかかるようなんですが、やはり健康を維持していくというのには非常に大事な運動教室だと思いますので、やはり各仮設ばかりでなくて借り上げ住宅の人たちにも呼びかけてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（ ）

健康福祉課長（藤井一彦君） 今、議員ご質問のとおり、仮設ばかりではなくて借り上げ住宅の高齢者の方にも参加していただくというのが非常に大切かというふうに思っております。しかしながら、開催場所がなかなか固定できないというようなこともございまして、去年につきましてはいやしの宿で、公営宿舎であるとか借り上げ住宅の方をここにお呼びしてやっていたということでございます。平成25年度につきましては、公営住宅のほうはできる限り教室のほうを開催してやっているところであります。また、借り上げ住宅につきましては、去年に引き続きいやしの宿で開催することで少しでも運動をしていただくということを目指しているところでございます。また、借り上げ住宅の皆さんにつきましては、サロンということで、社会福祉協議会のほうが、2カ月に1回程度で非常に数は少ないんですけども集まりを持っておりまして、そこで簡単な体操なども実施をしているところでございますので、そういったところでも少しでも運動する機会をふやしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。（ ）

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど佐野委員から捕獲隊の件で後ほどお答えするという部分がありましたら、箱わなの設置数は20個であります。

あと、今年度の実績ですが、20頭捕獲ということであります。以上であります。

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） ここで休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

（午前10時23分）

◎再開の宣言

委員長（大和田和夫君） 再開をいたします。

（午前10時45分）

委員長（大和田和夫君） 質疑ございませんか。

委員（飯塙善二郎君） どうもご苦労さまです。

私からは、企画費、説明資料13ページと、No.5の企画費、この中からリスクコミュニケ

ーション事業、これについてお尋ねをいたします。

まず、このリスクコミュニケーション推進委員会の設置の主な目的、これは、リスクコミュニケーションを進めていく上での組織を立ち上げ、住民主体の取り組みとして実施していくんだということですが、私も議会の中の一人の委員に選任を受けているわけですが、残念ながらこの会議には一度も出席しておりません。これはなぜかと言いますと、公務とこの会議が全て重なるということのようですが、まず、一定の成果はあったものと、こう考えておりますが、多くの村民が放射能に対する不安は少なからず抱えていると私は認識をしているものです。しかしながら、非常にメンタルの部分が多くて、多くの住民がその不安を解消するような事業につながっているのかどうか、まず、その成果についてどう捉えているのか伺っておきます。

() 健康福祉課長（藤井一彦君） 今、飯樋委員からリスクコミュニケーションのご質問をいただきました。ご質問の趣旨のとおり、本当に多くの村民が放射線に関しては非常に不安を抱いているという状況にございます。特に、震災直後は100ミリシーベルトだったらがんは0.5%ぐらいしかふえないというような講演会をやりましたし、それから、後の20ミリシーベルトで避難をさせられたというのがございます。この辺のところに関して、何で100ミリでそんなに怖くないと言っておきながら20ミリシーベルトで避難をさせられなければならなかつたのかという丁寧な説明が国等からなかつたというところが、大きな不信感につながっているのかなというふうに思っているところでございます。

() しかしながら、今後、村に帰る帰らないも含めて、これから自分たちのことを考えていく上では放射線のリスクというのを避けては通れないだろうというふうに思っております、これは第1版の復興計画の中でも検討をさせていただきまして、そこの部会でのリスクコミュニケーションというのをやっていくということになりました、その第1版の計画を実際に実行するということでこのリスクコミュニケーションの推進委員会というのを昨年度、設置をさせていただきまして、幾つかの事業を取り組んでいるところでございます。

一番のリスクコミュニケーションの目的というのは、何ミリシーベルトだったら安全とかということはなかなか難しいですし、いろいろな考え方の先生もおられるということでございますので、今までいろんな調査であるとか、チェルノブイリなんかも含めまして、それから、長崎や広島の原爆での知見なんかも含めて、今現在わかっている放射線のリスクについて学んでいただいて、そのことによって自分の中に、このリスクコミュニケーションの中では「放射線の物差し」という言い方をさせていただいておりますけれども、自分なりにこのくらいだったら大丈夫じゃないだろうか、いや、このくらいだからまだ帰れないといったような、そういう物差しを少しでも持つていただいて、そのことによってこれからることを決めていただくようになっていけばいいなということで事業を進めているところでございます。

成果でございますけれども、この資料にもございますとおり、1つは、委員会をつくって、親委員会の推進委員会を2回、実施をさせていただいております。どうしても、このアドバイザーの先生方が非常に忙しいということなんかもございまして、その辺の日程調

整をしてそれを優先させていただいているものですから、なかなか、飯樋委員にはご参加をいただけないということもございまして大変申しわけなく思っているところでございます。

事業といたしましては、大きな柱としてリスクコミュニケーターの育成ということで、これは学校で行われている放射線教育を教える先生方の研修を中心にやっているというものでございます。それから、住民の傾聴ということですけれども、非常に不安であるとか、放射線とかそういったことに対しての怒りみたいなものをお持ちの方もいらっしゃいます。怒りを持っていることによって放射線の勉強をするというところまではなかなかいかなくて、怒りをぶつけたい、聞いてほしいという方も多くいらっしゃいますので、そういった相談なんかも含めて、それから、健康のいろんなほかの不安なんかも含めてよろずの相談事業というのをさせていただいております。

あとは、小さなコミュニティでのリスクコミュニケーションということで、10回やりましたけれども、そのうち4回は講演会方式で、そのほか6回は講師と膝を交えた形で事業を実施させていただいております。この小さなリスクコミュニケーションをやりますと本当に忌憚ない意見が出て、講師とのやりとりをする中で少しずつ自分の不安であるとか疑問が解けていくというか、わかっていくというようなことが重要でございますので、こういった事業を今後とも大切にしていきたいなというふうに考えております。

もう一つは、リスクの新聞ということで、かわら版「道しるべ」という新聞を去年は5回ほど出させていただきました。どうしても、リスクコミュニケーションで先生と一緒にやる講演会やそういった場へ出てこられる方ばかりではなかなかありませんので、こういった広報物を使って少しでもわかりやすく放射線のことを理解していただければということで、去年は編集部会で9回ほど集まりまして編集会議を開きながら、その中に住民の声なんかもたくさん入れながら編集をしてお配りをしているという状況でございます。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 詳しく課長から説明がありました。まず、ずっと話させていただいておりますが、放射能に対する住民の認識、この差は私は大きいものがあるなと思っております。そんなことで、まず、今までの事業、当然、道しるべ等で5回ですか、発行されて、それなりに住民に伝えている部分が多いのかなというふうには思いますけれども、しかしながら、私は放射能に対する影響に対して、住民がそれぞれ考えていることについては非常に不安解消にはつながらない部分も多いのではないかと。これはどんなことが影響しているのかということになりますと、非常に難しい部分があります。しかしながら、今回の事故に関しては少なからずやはり人災的な部分もあり、非常に心の悩みの多い人が私は見る限り多いのではないかというふうに思いますが、どう捉えていますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今、委員おっしゃるとおり、皆さんこのやるせない震災、原発事故は人災でございますので、そういうものに対する怒りであるとか、半ば諦めみたいなものとかというものもありになると。それから、なかなか除染が進まない这样一个ことも含まれて、最近少しおさまってきたのかなというふうに去年の春ぐらいは思っていたんですけども、除染が進まないということで心の中にあった怒りみたいなものがま

たふつふつと湧き上がっておられる方もいらっしゃるのかなというふうに感じているところでございます。そういう意味では、このリスコミにかかわらず、訪問でありますとかいろいろな、サロンであるとかそういうものをやっておりますので、そういう中でも皆さんのお話を聞く機会、おしゃべりをする機会、そういうものを少しでもふやしながら、もし必要であればそういうところにも専門家を派遣をして一緒に意見交換をしながら、少しでも学べるような場をふやしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（飯樋善二郎君）　この資料でいただきました内容によりますと、かなりの回数をやっているということですが、実際にこのリスコミの話を聞いたという実績は、300人、200人という数字がありますけれども、住民の1割2割程度の視聴者ということになりますよね。そうしたことからしても、やはり今、課長が申されましたように、復興に対する不満、なかなか思うように進まない先行き、こういうことの不安もかなり持っているのではないか。そして、住民にとっては諦めにも似たそんな思いがあってこういう現状をなかなか理解できない部分があるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君）　飯樋委員おっしゃるとおり、住民の皆さん、なかなか今の状況を当然納得されている方はいらっしゃらないと思いますし、本当に将来の不安、不満、そういうものをたくさん抱えていらっしゃるんだろうというふうに感じております。そういうことでございますので、少しでも、うちのほうでこのリスコミでもやってまいりますけれども、そのほかでも、訪問の事業でありますと、健康教室等こうした集まる機会が、うちのほうではいろいろな事業を持っておりますので、そういうところでも皆さん的心、お気持ちを大事に聞いてくるということを大切にしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（飯樋善二郎君）　まず、今後の見通しについても具体的に住民に明確に答えられるような、そういう取り組みになっていかなければ、やはり住民の不安解消にはつながらないというふうに思っています。

質問を変えさせていただきますけれども、資料をいただきました。内部被ばく検査についてお尋ねをいたします。結果が出されていますが、この結果を踏まえ、追跡調査なり影響調査をどう捉えているのか、まずお伺いいたします。

健康福祉課長（藤井一彦君）　内部被ばく検査の結果からということでございますけれども、去年は全部で1,400人ほど受検をしていただきました。内部被ばくは、災害当初は体内に入ったものは多分あるんだろうというふうに思いますけれども、大人の方で約3カ月で半分ぐらいは体外へ放射性物質が出てしまうと。体外半減期とたしか言うんだと思いますけれども、既に900日ほどたっておりますので、震災当初に体の中に入ったものに関してはほとんど今、外に出てしまっているというふうに言われております。ですから、放射性物質を含んだ水とか食べ物をその後に取り込んでいなければ、内部の被ばくというのは非常に低く抑えられているのかなというふうに思っております。

この結果を見ますと、全員が預託実効線量といいまして、これは今、体の中にある放射性物質から受ける、一生ですね、大人で50年、子供で70年という計算をしておりますけれ

ども、その放射性物質から受ける被ばくが1ミリシーベルト未満ということでございますので、非常に今は内部被ばくはほとんどないという状況でございます。

しかしながら、ここの表にもございますとおり、例えばセシウム134で一番多い方が1,900ほどの、これはベクレルですけれども、出ているという方もございます。こういった方にお話を聞きますと、やはり村でとれたキノコであるとか山菜、それからイノシシの肉とか、そういう天然由来のものを食べいらっしゃる方、それから、今、流通されているものはみんな検査をされておりますので放射性物質はほとんどないわけでございますけれども、誰かからもらった野菜を食べているとか、そういったことで放射性物質を取り込んでいる方が少なからずいらっしゃるかなという結果でございます。ですから、こういう方には、出た後にそういうものがないか、それを取り込まないように注意を払っていただくようにお話をさせていただいて、また1年後、もしくは早い方では半年後ぐらいに再検査を受ける方もいらっしゃいまして、その経過を見ているというところでございます。半年ぐらいしますとかなり減ってきてているという現状がございますので、年に一度は皆さん受けていただいて、自分がそういうものを、放射性物質を知らないうちに体の中に取り込んでいいのかというのを検査するために継続的に検査を受けていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 受検率は22.39%ということですが、この受検率というのは非常に低い受検率なわけですよね。そうした中にもC判定という方も何名かあるとこの前、話がありましたけれども、そういう人につきましてはどのような対応をしているのか、今後の予定はどうなのか、まず伺います。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今のは甲状腺の関係ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり） 甲状腺検査のほうは、今までたしかC判定の方はいらっしゃらなかつたかなというふうに思っておりますけれども、B判定の方はいらっしゃるということでございます。

甲状腺については、甲状腺に言ってみれば風船の中に水がたまるようなもの、これは膿瘍というふうに言われていますけれども、そういうものができている方、それから、肉の固まりと言ったらいいんでしょうか、結節とかしこりとかと言いますけれども、そういうのが出ている方ということで、それぞれ大きさによってA2判定とかB判定とかという形になっております。ただ、若い方にはこういったものは非常に、新陳代謝が激しいということもありまして、多くの方はそういうものはできているというのが実態でして、これは県内の検査以外にも、県外で3カ所ほどでやった検査でも、やはりそういった方が多く見つかっているという現状でございます。その中の多くは、97%ぐらいというふうに昨年度の検査では言われておりますけれども膿瘍というやつでございまして、これは水みたいなもののが中に入っているものでございますので、その中に細胞はないということですので、がんにはならないというふうに聞いております。ただ、うちのほうはそういう方でも、心配だということで再検査をしていただくということで経過を見守っているというのが現状でございます。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 健康に関する話が重点になりましたけれども、やはり事故対応は健康

の影響を最重要課題として、やはり復興は進むべきと私は認識しているんですけども、こういう検査を続けて住民の不安を解消していく、そして受検率も上げていただく、この啓蒙活動も必要でしょうし、先ほども言いましたように、心の部分の影響を取り除く、こういう事業ややはり今後必要ではないのかなと思いますが、どうでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今、委員おっしゃるとおり、本当にこの避難によって生活環境も食環境も、それから労働環境も大変大きく変わって、皆さん体の調子が悪くなっている方がたくさんいらっしゃいますので、避難期間を少しでも健康に暮らしていただくために、今、おっしゃったように検査、これは放射線に関する検査以外にも住民検診、総合検診をやっておりますので、そういう検査も本当に一人でも多く受けていただいて、自分の体の状況を知っていただいて、必要な手当てをしていただいて、少しでも健康を守っていただければと思います。

それから、特にこの内部被ばく検査について、1回受けて1ミリシーベルト未満だから大丈夫だといって、何かだんだん、今、受けていただかれた方が少なくなってきております。ちょっとそういう意味で心配をしておるんですけども、今回、9月5日に出ますこのリスクコミュニケーションの広報誌、からわ版道しるべで甲状腺検査と内部被ばく検査の特集をしております。そこの中でも、なぜ検査を続けてやらなければならないのかといったこともご説明をさせていただいておりますので、そういうことを読んでいただいて、それから、いろんな場でも呼びかけをさせていただいて受検率を上げていきたいというふうに思っております。

それから、特に、小さなお子さまに関しては放射線のリスクが大人より高いというふうに言われております。今年度から村の幼稚園、小学校、中学校に通う子供たちについては、原則、全員検査を受けていただくということで、教育委員会のご協力を得ましてバスで病院まで行っていただいて検査を受けていただくということで、受検率の向上を図っているところでございます。また、村以外のところに住んでいる方についても、ことしから知の積み立て事業というのを始めまして、そういうことで少しでも受けていただければということで努力をしているところでございますので、今後ともそういう検査、続けていきながら、少しでも住民の健康を守ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

委員（北原 経君） それでは、2点ほどお聞かせください。

初めに、説明資料の3ページで、役場庁舎の管理経費につきまして、石畳の仕上げ人夫賃金、50万予算額でありまして決算額がゼロとなっております。あと、25年の繰り越しで生活環境整備業務で石畳、草刈りのほうはよろしいですから、石畳のほうで4,100万のやつが1,128万7,500円と上がっておりますが、その石畳の状況と、今、どのようになっているか、ちょっとそこをお聞かせください。

総務課長（中井田 榮君） 3ページの生活環境整備業務でありますけれども、内容は今、ご質問あったように石畳の事業でございます。ご承知のとおり、役場の前、特老のほうから伊丹沢に抜ける道路ですね。あそこの部分については、アスファルトを下に敷きまして、

石を剥がして積みかえたと。目地を詰んだと。あと、そのほかの部分については目地だけやらせていただいたというような事業でございますけれども、全体の面積は4,201平米ほどございます。工区が分かれています、先ほどもお話ししたモルタルをやって石畳を積んだものが面積としては1,550平米、あと、目地の除草をやってさらにモルタルの目地詰めをした面積が2,651平米ということで、全体で4,201平米の事業をやらせていただきました。

委員（北原 経君） 完了はしたのかちょっとわからない。完了は……（「しました」の声あり） そうですか。私、前回、石畳に関しては基本的には失敗作だと。百歩譲って、絶対、二度と再修理とかそういうものがないようにと、基本的に石にセシウムがついておりますので、道路だけでももう完全に外しちゃってあそこをアスファルト舗装にしたほうがいいと私、強く申し上げたわけですけれども、村長はその際、一貫して石畳に戻すということで進めてきたようでした。私が前回質問したのは、二度と再整備することのないように、金のかかることないようにと申しましたのは、かなりあの事業をそのまま、空練りモルタルでやったのでは剥がれると。私も前回そういう仕事をやっておりましたので、あの厚さをまた押っつけても絶対剥がれるというのはもう明らかにわかるわけなんです。その辺に関して仕事をそのまま進めたんですけれども、まして、セシウムがこびりついている石を取っ払ってアスファルトにして、いわゆる車道だけでもそうしたほうがいいと強く申し上げたんですけども、役場の管理側として、チェックはどのぐらいまで入れて、どのような工事を、きっちとさせたのか、まずお聞かせください。（ ）

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、あそこの役場前の石畳につきましては、自衛隊で以前、目地の部分まで除染をして、除染は一度しているわけであります、ご指摘のとおり、モルタルをやって石をやつたらばまたがたがたになるのではないかというようなことでご指摘を受けて、補正予算等も予算を通していただきまして、今回の目地詰めモルタル仕上げをやらせていただいているわけでありますけれども。とにかく、前にもご説明させていただきましたけれども、村の特産の御影石でもあると。一度ああいうふうな事業もやらせていただいたというようなこともあります、今回3センチのモルタルを下に敷かせていただいて、そして、先ほどもお答えしましたように、特老のほうから伊丹沢へ抜ける部分についてはモルタル仕上げをさせていただいて、今回、状況を見ていただければというようなことで事業をさせていただいたといった内容でございます。（ ）

委員（北原 経君） 私もあそこの現場に何度も行って見させてもらっております。そのとき、そちらの役場の方が行って監視していれば、あの工事じゃなくてもっときれいにできて、まだまだ、ぼこぼこじやなくて、車が……。基本的にあそこは車道ですから、もっとああいうのではなくてさっとできたのかなと思っております。業者ではなくてこれは管理者側の責任ではないかと私は思っているんですけども、その辺に関してはどのようなチェックを入れてきたのかお聞かせください。

総務課長（中井田 榮君） 事業を進めるに当たりましては、復興対策課のほうにお願いをして専門の担当がそれぞれ現場に出向いてチェックをしながら進めてまいりましたし、総務課のほうの担当でございますので何回か現場を見させていただきました、その都度、業者

のほうとは打ち合わせをさせていただいたところでございますけれども、とにかく石があるとおり、本来であれば御影石、磨いて、平らで、それこそ前からご指摘いただいているように、車椅子なんかもすっと通れるような形でやれればいいわけでありますけれども、とにかく今まであったものを使いながら仕上げをさせていただきたいということでお願いをしながら進めてまいりました。事業に当たっては、注意をしながら進めてきたわけでありますけれども、若干、現場監査があったときも何点か指摘も受けたところもございますので、その部分については業者のほうに指導して、現在、手直しをして終わったところでございます。

委員（北原 経君） 監査の指摘があったということで、まずはそれで当然かなと私は思っております。

質問を変えます。災害弔慰金に関しまして……

委員長（大和田和夫君） 何ページですか。

委員（北原 経君） 28ページ、説明資料の、私じゃなくて佐藤委員がそれになっているようですね、それでなくて。避難生活が長期化しております。それによって精神的にいろんな形で病気を発症して亡くなる方がおります。しかしながら、災害弔慰金が250万、500万という、それに該当しなくなる人が多くなっているということに関してちょっとお聞かせください。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今、委員がおっしゃるとおり、時間の経過に伴いまして、災害との関連がなかなか、因果関係があるかどうかというのが証明できないということがございまして、時間の経過とともに弔慰金を受け取られる方が少なくなっているというのが状況でございます。以上です。

委員（北原 経君） なかなか、因果関係となりますとその辺で難しいことが出てくるんだということも、それもありましょう。しかしながら、避難生活することによって今までの生活環境ががらっと変わってしまって亡くなったんだとはっきり言えるような方が該当しない状況です。端的に、ああ、この人は脳卒中だ、ああ、この人はがんだ、この人は精神的にちょっとあれだったからそっちのほうに病気が来たんでしょう。ただそれだけで、5名でしたか、審査員、その5名の方々はそれだけで審査して、それで、ああ、これでは因果関係はない、基本的に死因はがんだからと、死因はいわゆる脳卒中だと、それだけで見てそれで切ってしまうんですか。その辺について教えてください。

健康福祉課長（藤井一彦君） 災害弔慰金の審査会でございますけれども、これは災害弔慰金をなるべく被災者の気持ちに寄り添って出してあげられればということで、慎重審議をしていただいているところでございます。資料なんかも、最近ですともう2年以上災害からたちますので、膨大な資料を出していただいてやっています。実際の審査では、委員長がその資料の一文一句ずつと読んでいくて、それぞれの委員からも意見をいただきながら、本当に災害との因果関係が証明できないかということで議論をさせていただいているところでございます。しかしながら、今までの、災害の前から病気を持っていらっしゃる方がいたり、一時は元気になった方とかいろんな方がいて、なかなか災害と死亡原因というのが直接的に関係あるかどうかというところを証明することができにくい状

況になっておりまして苦慮しているところでございます。ただ、委員のほうも、精神的なことがやっぱり死亡につながったということに関しては、何らかの因果関係があるのでなかろうかというような事例が確かに多うございますけれども、それだけで今回の災害との関係が証明できるかといいますと、避難されている多くの方が当然精神的ないろんなストレスを抱えているわけでございますので、なかなかそれが、その方だけにとって関係性があるのかどうなのかというのを証明することが難しいというのが現状でございます。以上です。

委員（北原 経君） 私、村民の方に、どうも作文の上手な家庭の方のところは通っているんだと、それで、私たちのように話が下手で作文が下手なところはそれが外されたんだと、そう申していた方がおりました。村もやはりその5名の方も、本当に私たちのことは考えていなくて冷たいとおっしゃっておりました。やはり作文、それは本来作文でないかもしれません、因果関係のない、これは死因は全くこの災害に対して違うという判断を受けたのかもしれませんけれども、やはりそういう誤解のあるようなことが議論として飛び交うようでは、これは絶対あってはならないことですので、その辺に関してちょっとお聞かせください。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは窓口に一番最初はご相談に見えられるという場合が多うございます。その際に、調査表を、こういった状況でありますということでお示しをさせていただいて、なるべく詳しく書いてくださいと。それから、いろんな病院であるとかそういう施設であるとか、そういったところからも、例えば治療の状況であるとか証明書をもらえるものはもらってきていただきたいということ、それから、もしも日記みたいなものがあればそれもつけていただければといったことで、できるだけたくさん資料をつけていただくようにお話はさせていただいているところでございます。また、もう一回提出されに来たときも、内容を確認しながら、このまま審査会にかけるわけですけれどもこれでもう十分ですかとか、それから、いろいろ、こっちから見ていて、こういったものの資料はないですかなんということもお聞きしながら、本当に納得のいく資料を、内容を書いていただいて提出いただくようにお願いをしております。

ただ、どうしても審査会の判断というのがございまして、これはそれなりの専門家たちの集団でございますので、どうしても、生き死にのことでございますので、なかなか私ども事務職がそれを見て判断できるということではございませんので、審査会で審査していただいてご判断をいただいているというのが状況でございます。ただ、本当にそれを、冷たいというようなことが今後はないように、なるべく、その方たちに寄り添って、お話を聞きながら、書類作成なんかにつきましても支援をしていくような形をとってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

委員長（大和田和夫君） そのほか。

委員（松下義喜君） それでは、質問させていただきます。13ページの地域づくり事業補助金なんですけれども、私、3月の一般質問でふやすべきではないかという質問等をした経過がありますので。この予算額に対して決算額がちょっと低い。どういう状況なのか、どういう成果なのか教えていただきたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 13ページの地域づくり事業でありますけれども、これは従来の20行政区に対しての90%の補助部分でございまして、予算額が900万に対して697万2,000円の決算額だったといった内容でございます。

では、その内容について具体的に見ていきますと、16行政区が申請をして、使って、地域づくりの実績として上がっているわけでありますけれども、ご承知のとおりばらばらに避難しているというようなこと也有って、一堂に会して行政区が集まってやる機会もないというようなこと也有って、主に温泉場に、大きな会場がございませんのでそういうところに集まって健康管理の研修とか、さらには除染、賠償に係る研修とか、さらには放射能に関する研修を、全体会の前段それぞれ30分、1時間やっていただいて、さらに行く行政区の懇談をしていただくというようなことでの実績が、20行政区のうち16行政区、実績として上がってまして、総額697万2,000円となっているといった内容でございます。

委員（松下義喜君） そうすると、16行政区しか使われなかつたということのようですが、違う行政区に行けばまた何回もというような、コミュニティを図るため、また、健康づくりの教室を開くために欲しいというような形で3月等でご提案申し上げたんですけれども、離れ離れ等になって4行政区等が使われなかつたとするならば、こういう事業に関してはどういうような考え方を持っているのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 今回の90%のこの地域づくりの事業を使ってやつた行政区は、実績としては16行政区でありますけれども、そのほかの4行政区につきましては全然やらないということではきっとないと思うんです。それぞれ地元の集会所に集まって打ち合わせをやっているとか、あとは、この役場の2階を使って打ち合わせをやっているとかというふうな形できつと打ち合わせをやっているかと思いますので、今回、実績に上がっておりるのは90%の補助を使ってやつた行政区が16行政区だというようなことで、ほかの4行政区も隨時やっていただいていると。

今後どうするのかというふうなご質問でございますけれども、ことしも昨年度に倣い、この地域づくりと、さらに避難者の自治会の支援を90%の補助事業をつけまして25年度も引き続きやっておりますので、今年度も引き続きこういった事業を使ってもらいながら、ばらばらになっているきずなを深めていただければというふうに考えているところでございます。

委員（松下義喜君） わかりました。

それで、39ページのいやしの宿の運営費なんですけれども、かなりの経費等がかかっています。それで、これから修繕費等を含め、委託料がかかる中でのいやしの宿の運営をどういうふうにこれから持っていくのか、再度お聞きしたいと思います。

生活支援対策課長（細川 亭君） 今、松下委員から出しております今後のいやしの宿の運営ということで、ご指摘の点についてはランニングコストが大分かかっているという部分かなと思います。ただ、村といたしましては、いやしの宿というのは村民の憩いの場、そしてコミュニティの場としてここ2年続けておりますので、今後においてもそういうふうな場の提供ということで存続していきたいと思っております。以上です。

委員（松下義喜君） 前回のご説明では、浴衣のリース等を見て3,430人ぐらいが入っているん

じゃないかというのをお聞きしたんですけれども、本当の実際の利用客等は3,400ぐらいなんでしょうか。状況を教えていただきたい。

生活支援対策課長（細川 亭君）宿泊者については、このとおり3,430人でございます。歳入のほうは、たしか3,200人で320万の収入になっておりますが、この違いは、子供さんがシーツ等を借りませんので、その分の差額になっております。以上でございます。

委員（松下義喜君）それで、いやしの宿の利用者がある程度同じ方々で定着しつつあるんじゃないかなというようなお話等も聞いていますが、どういうお客様の傾向になっているんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亭君）いやしの宿には送迎バスが2台ほど出ておりまして、どちらかといえば仮設の方々が中心になって利用されていると。もちろん、公務員宿舎の方々も利用しておりますし、定期的に人数が、ある程度、利用されているという結果が出ております。以上でございます。

委員（松下義喜君）それで、課長が事業の概要、いやしの場は、コミュニケーション維持とかというご説明がありました。それで、これから運営に返すのであれば、行政区補助金等もお出しになって、各行政区は健康管理等をするために1万5,000円、2万円等の温泉地を利用している行政区もありますと。そういう中で、いやしの宿の運営をこれだけの予算を計上して経費を使ってやっているんであれば、これからある程度行政区単位も入れて、土日は外部の方々、固定の客でとれないというような、行政区で集まりをするときにもあります。これから農地利用等の集まり等もある中で、飯野とか各会館等をお使いになっている行政区等もあるでしょうけれども、今後の利用については、ある行政区と行政区の生産組合等を入れながら利用していったらいいのなかろうかと私は思うんですけども。週ごとに各行政区に、何曜日はというような割り振りをしたようなこれからの利用などは考えられないのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

総務課長（中井田 榮君）先ほど地域づくりの部分で温泉というふうなお話をしましたけれども、実はいやしの宿も入っておりまして、いやしの宿は16行政区のうち4回ほどいやしの宿を利用して全体会をやっていただいているというようなことでありますので、今、ご指摘のあったように、今後ともいやしの宿なんかも使いながら村民のきずなを深めていく事業にしていきたいというふうに考えております。

委員（松下義喜君）ぜひそのように各行政区長さん方、自治会長さん方に通達をして、行政区関係、自治会関係でコミュニティを図るような場にしていただきたいものだと私は思います。

質問を変えて、29ページのシルバー人材センターの負担金・補助等について、今、

こういう状況でどういう、シルバー人材センターで何をなされているのかお聞きします。

健康福祉課長（藤井一彦君）シルバー人材センターの負担金の関係でございますけれども、今まで飯館村は相馬広域のシルバー人材センターの仲間というか、そのメンバーに入っておりますし、そこへ広域の負担金ということでお金を出しております。しかしながら、今現在、こういった避難の状況でございまして、どうしても相馬のほうに避難されている方はそんなに多くないという状況であります。ここに書いてありますとおり、25年の3月末

現在では、一応会員数の登録人数でございますけれども、19人ということでございますが、実際にここに登録をして働いていらっしゃる方は2人ということで聞いております。ただ、今後、今はこういった状況ですのでしようがないのかなというようなことで考えておりますけれども、将来的には村に戻りますので、そういったときに、一回脱退をしてというわけにはいかないというふうに考えておりますので、今後ともある程度おつき合いをしながらやっていかざるを得ないのかなというふうに考えております。以上です。

委員（松下義喜君） 19ページの放射線量測定器賃借料、かなりの金額が出ておるんですけれども、これは、これだけの経費をかけるんならば買い取ってやっても大丈夫なのかなというような気もするんですけども、どうなんでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 今、質問ありました放射線測定器の賃借料ですが、今年度末で賃借料は終了する予定であります。終了後はそれをいただくということになりますし、実質は買い取りと変わらないような状況になっています。以上です。

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

委員（志賀 肇君） それでは、除染について伺いたいと思います。今まで除染に対する環境省の進め方について、村はどのように受けとめてきたのか伺っておきたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染の環境省との今までの経過ということでございますが、ご存じのとおり、飯館村については全村避難ということで特別地域で指定されまして、その地域は国直轄の除染という形で進めてまいりました。23年の秋口から、24年度から本格的除染を国としては済ませるということでの知見なり、データをとるために草野大師堂、あとは役場等をモデル除染ということで実施をしてまいりました。そういう知見とかデータに基づきまして、24年度から本格除染に入るという形で環境省のほうは進めてまいりました。

村としましても、国直轄ということではきちんと検証とか監視をしながらその状況をきちんと把握をしなければならないという思いでおりましたが、除染に当たってはそれぞれの財産に手をかけるということでのまずは同意取得の部分があるということで、24年の5月以降、各行政区との除染の同意取得に向けた住民説明会を行ってきました。その前に、村として除染計画を立てる中で、24年度においては西半分の行政区、25年度につきましては残る東半分の行政区というような、24、25の除染計画を立てまして、それに当たりましても国のほうにこのような形ということで要望等をしながら、国の除染計画も24、25ということで、住宅周辺の森林、農地も含めた部分で実施するというのが5月段階の除染計画でありまして、それらに基づきまして5月から除染の説明会をしてまいりました。

除染の同意を求める部分でのいろいろな説明会を行う中で、村民の方々からは、やはり1回限りの除染ではなくて徹底した除染を求めるという声や、村民側に立った除染をお願いしたいというようなことで、いろいろ意見・要望等が出されました。残念ながら、国としましては、国が考えていますガイドラインというふうに除染方法の基準を決めまして、それ以外は難しいという回答でございまして、それに対して村民の方々からはかなり意に沿っていないというようなことでの除染の同意がなかなか進まなかつたという部分もございます。また、一方では、いぐねの関係、あとは農地除染の関係、あとは除染困難な建

物の関係という部分がやはり多く出されまして、これらは村としましては大きな問題ということで、国と直接交渉をするということを5月以降、10月までかけまして、ある程度の回答、農地におきましては5,000ペクレル以下の反転耕については表土剥ぎ取りという方法、あとは、いぐねにつきましては伐採おおむね10メートルという話でございましたが、10メートルの範囲の伐採するというようなことの方針をとり、あとは、賠償を、その補償をいただくというようなことの話、あとは、除染困難な建物については、国が認めるものについては所有者が壊した場合に国費で支払うというような方向性というような部分まで出してきましたが、なかなかそのほかの細かい点が村民の方々の同意を得られなかつたということで、実質、昨年、24年については除染に入ったのが二枚橋、臼石、あとは村のほうの委託事業で須萱ということで3地区のみという結果になったところでございます。

環境省との関係は、いろいろやりとりをしております。また、今現在も何とか26年の4月から全行政区が入れるような方策ということで、今現在も環境省と詰めているという段階でございまして、国直轄ということで、そこがやはり、ガイドラインという部分がネックになってなかなか除染に進まないという状況が環境省との協議の中での状況でございます。以上であります。

委員（志賀 肇君） 復興については「除染が1丁目1番地」という村長のいつもの言葉でありましたけれども、今回の見直しについての延期についてはどのような考え方をされているのか、村長にお聞きしたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 先般、環境省のほうから除染の見直しのお話がありました。まだ発表、いずれこれ、10日絡まりと言っていますからあるんだろうなというふうに思いますが。平気で除染計画をほごにするという、何というんですか、環境省としての除染に対する基本方針というんですか、立場というのが全く当てにならないというのがこの2年間の私たちの思いであります。今回の見直しについても、多分、住環境を26年度、農地その他については27、28みたいな話もありましたけれども、住環境でさえも本当に26年度に全部できるのかという。工程表を見た限りですよ。ですから、国の見直しの案を進めていくためには、そのまま村でうのみにするわけにはいかないので、やはり国の考え方はあるんだと思いませんけれども、村としてもその計画に沿って必ずやってもらうというあらゆる提案もこれからしていかなくちゃならないのかなというふうに思います。今まで提案はしてきました。提案はしてきましたが、なかなか思うに任せなかったわけでありますけれども、今回の見直しが、少なくとも計画どおりに実施をしてもらうための対策というのはこれからが正念場かなと、こんなふうに思っていました、議員の皆さんにも今までいろいろお力添えをいただきましたが、連携をとって、ぜひ安心して戻れる環境の除染を、徹底した除染ですね。これを求めて、計画どおりに進めるように取り組んでまいりたいと、このように思っております。

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） ここで喫飯のため休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

（午前11時51分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をいたします。

（午後 1時10分）

委員長（大和田和夫君） 質疑を続けます。

委員（菅野義人君） それでは、各項目について、先ほどの各委員と重複する部分もありますがよろしくお願いを申し上げます。

・ まず最初に、決算資料の61ページ、8番の報償費についてお伺いをします。8番報償費の2段目、住民生活相談弁護士謝礼、たしか当初予算では1回4万8,000円の2人で、54週間で544万を予定して予算を最初組んだんですが、大幅な減額になってやっております。この住民生活相談弁護士謝礼、相談の人数とか相談内容の結果とか、それに対してまずご答弁をいただきます。

（○） 総務課長（中井田 榮君） 総務課のほうの担当であります、鈴木弁護士の謝礼でございまして、避難によって村民の相談というようなことで24年度、実施した事業でございます。

委員（菅野義人君） ちょっと確認をしますが、その上の顧問弁護士の謝礼については村顧問弁護士の謝礼で、その下の住民生活相談弁護士謝礼というのは、私の記憶ですと、当初予算のときに賠償等に伴いまして弁護士さんと住民が直接相談をし合えるということで組んだ予算だというふうに私認識しておりますので、再度確認をいたします。

総務課長（中井田 榮君） 顧問弁護士につきましては、総務のほうで出していくまで鈴木弁護士さんにお願いしている部分であります、下の住民生活相談弁護士につきましては、先ほどお答えしましたように、鈴木弁護士さんにお願いをして村民の相談を受けている内容でございます。内容等については生活支援対策課のほうで答えさせていただきます。

生活支援対策課長（細川 亭君） 今、この部分についてちょっと手持ちの資料がありませんので、後ほど回答しますので少々お待ちください。

委員（菅野義人君） それでは、後ほど回答いただきたいと思います。

（○） この事業の位置づけにつきましては、たしか24年度の予算の中では、たしかですよ、新規事業ということで避難村民のための生活の再建のためにということでおたっていったような事業だと私は記憶しておったんですが、説明資料の中にもなくてこの決算資料の中で探したんですが、かなりこの事業規模が縮小されて実施されたと。それだけ需要がなかつたのか、あるいはこういう相談の仕方に対して村民の理解がなかつたのか、その辺をお伺いをできればというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 細かい数字は後ほどということで、実はこういうような状況になりましたので、何せ住民にできるだけ寄り添う、あるいは相談の必要があるだろうというふうに思って予算を取らせていただいたら、弁護士とお話をして、週1、事務所には何人かの弁護士さんがおられますので来ていただくというようなお話で進めた事業というふうに思っています。ただ、多分、社会福祉協議会のほうもいわゆる一般の相談という形で出していくままで、そういう意味からすると、どちらかというと数、弁護士さんの来ていただくのと、あと、相談に乗る方のところが少なかったというか、少人数だったというところもあった日もあって、全部使い切れないときもあったのかもしれないし、途中で、ある程度の、

一定になったところで切らせていただいたと、こういうことではないかなという気がします。これは25年度も続いているんですが、これもやはりなかなか弁護士さんに直接的に相談という形はなかなかなくて、ある一定の時期で終了なり、あるいは数を減らすというような形でやっているというところであります。なお、詳しいところは担当のほうから。

委員（菅野義人君） それでは、あと、数字をいただきましてからまた議論をさせていただきます。

決算の説明資料でお伺いをいたします。13ページの村づくりアドバイザー謝礼の200万円です。13ページですね。先般、静岡県の花鳥園を視察した機会に、佐川 旭さんとじっくり話す機会がございました。本当に深い見識を持っておられるし、たくさんのネットワークを持っていて、飯館村の地域づくりには非常に活躍をお願いしたい人だなというふうに私は思いました。ただ、いろいろ話をしているうちに、私、この村づくりアドバイザーに当たって、飯館村でのものの考え方とか村民の意思とかそういったことに対して、やはりアドバイスをいただく前の前提条件というものを私はきっと認識していただくような仕組みがないと、なかなか適切なアドバイスにならないのではないかというようなお話を申し上げました。その辺になりますと、佐川さん自身も、やはりそういうことでのディスカッションが比較的少ないんだというようなお話をいただいております。もう少し、アドバイスをいただくに当たって効果を高めるための取り組みというものが私は必要ではないかというふうに感じたものですから、このことについてお伺いをいたしておきます。

村長（菅野典雄君） これは何年前でしょうか、日本再発見塾のときにお会って以来、いろいろな形でアドバイスをいただいている。そして、ここ何年かはこういう契約の中でお世話になっているというような状況でございます。

今、ご質問をいただいた件は、村の現状をもっとやっぱり知った上で、それに合わせた形なりなんなりというものが必要だろうと。こういうことで、そういう意味では、ただただ委員会とか何かに出てお話ということになると、もうちょっと現状を知っていただいたらほうがいいんだろうと。その努力をすべきではないかというふうに私はとらせていただいたんですが。そういう意味では、これまで何回かはあるんですが、いわゆる議員の皆さんであったりあるいは一般の人であったりとか、いろいろな人たちと話し合う機会をこちらがやっぱりセッティングする必要はあるなど、このように思っているところであります。それはそれで、単にそうだなというふうに、これから努力をしなきゃならないなというふうに思っていますが。

お話ししておきたいことは、そういう以外のところの情報が物すごく助かっている。ちょっと言葉はどうかわかりませんが、いわゆる建築家とは思えないネットワークを持っていると。例えば、今となってはもうまさに幻になってしましましたけれども、飯館牛を大学駅伝、箱根駅伝あるいは東京駅伝の1,000食の弁当に牛肉を使わせてもらっているとか、先日は何でしたか、さとう宗幸さんをお呼びをして文化センターでお話をさせていただけたり歌を歌っていただいて皆さんに感動を与えたりというのも、そういうのであったりとか、今回の花鳥園さんはまた別なルートでありますけれども、それなりのまた別のルートでいろいろな情報を持ってきていただいている。それを全てできるわけではありませんけれど

も、そういう意味でのアドバイスもいただいているんですが。

いずれにしても、飯館村のもともとの持っている考え方なり環境なり、あるいはそれぞれの考え方というものをきちんと頭の中に入れた中でやっていくことというのが大切だというふうに思っていますから、そういう意味で、多くの人に聞いてもらい、あるいはそれぞれの考え方を拾ってもらうという、そういう場の設定は必要だというふうに思っているところであります。

委員（菅野義人君） 今、村長に答弁いただきましたように、類いまれなネットワークを持っていますし、また、新しい視点を持っております。ただ、私はお話ししているうち、いわゆるこの地域の特性とか村民の気質とかそういったものがおわかりになれば、同じ佐川さんの能力を発揮するにしてももう少しマッチングした部分が出てくるのではないかなど私は考えたんです。ですから、せっかく持っておられる能力を村としてより多くきちんと引き出していく、そのためのケアというものがやっぱりこれから必要になってくるのではないかなどと。これは佐川さんに限らず、多くのアドバイザーを今、村は要請しております。ですから、いわゆる専門家としての見識を利用させていただくことでアドバイザーをお呼びするんですが、その前にやはり村としてきちんと事前の、前提条件というんでしょうか、それをお伝えしていくという姿勢がないと私はなかなか村にきちんとマッチングしたアドバイスがいただけないんじゃないかなと、そのことを私は心配しました。ですから、これは佐川さんに限らず、これからアドバイザー等の要請についてはそういうご配慮が必要ではないかというふうに思いますが、その辺をあわせて質問をいたします。

村長（菅野典雄君） 大変、提言としていただきましたので、その辺にできるだけ意を用いてこれからやっていきたいというふうに思っております。

委員（菅野義人君） 同じく説明書13ページのリスクコミュニケーションの講師謝礼について、ちょっと先ほども内部被ばくの話もありましたけれども、このリスクコミュニケーション事業についてちょっと議論をさせていただきます。

先ほど健康福祉課長のお話ですと、村民の意識の中には怒りをぶつけたいというふうな雰囲気を感じるという、リスクコミュニケーションについてお話をありました。いわゆる村民感情に向き合えば、この怒りという感情に対してどうしても科学的根拠で話を理解させようとしている。このことがなかなか溝が埋まらなかったり、あるいはリスクコミュニケーションの参加者が限定されたりということに私はなるのではないかというふうに実は考えております。

先ほど資料の中に、内部被ばくの線量について話がございました。提出していただいた資料の32ページに内部被ばくについてございます。一方では、これは国の放射線医学研究所がまとめております。あるいは、県民の健康管理調査でもまとめております。飯館村の避難に伴う外部被ばくの実態。ちょっと紹介しますと、20キロ圏内というのは富岡とか大熊とか双葉、これはやっぱりすぐに避難したということで最大、多くても浪江町あたりの2.3ミリシーベルトぐらいだと。これに対して、計画的避難の区域はやっぱり外部被ばくが多い。浪江町ですと一番多く被ばくしたと思われる津島地区ですと13ミリぐらいだと。それに対して飯館村は、避難する時期によって違いますが、5月29日ごろ一番高いところ

から避難すれば17ミリシーベルトの被ばくをしていると。6月21日に避難した方で一番高いところにいた方は、19ミリシーベルトの被ばくをしているだろうと。この数値が、やっぱり村民の怒りというものに対して私は潜在的にあるんだろうなと。これは、いわゆる国で言う被ばくの量からすれば健康には被害がないんだけれども、被ばくした実態はやっぱり皆さん意識の中にある。やっぱりここからリスクが始まらないと私はボタンをきちんとかけていくことができないのではないかと、そんなふうに私は思っているわけですが、担当課長の見解を伺っておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今、菅野議員からお話をあったとおりだと思います。どうしても、計画的避難ということになりましたので、人によってはほかのところと比べれば比較的高い外部被ばくを受けていたというふうに推定される方は確かにおられるのだと思います。ですから、やっぱりそういうところも含めまして、今後、リスクの推進委員会等でも少し議論をいたしまして、どのようにやつたらいいかということも含めて少し研究させていただければなというふうに考えております。以上です。()

委員（菅野義人君） 私はむしろ、このような外部被ばくをしたということを前提にリスクも始まる、そして健康管理調査にも提出していく、あるいは子供たちもきちんとホールボディーを受ける、こういう組み方のほうがむしろ村民に寄り添うのではないかと実は思っています。確かに今のいわゆる科学的根拠では、この被ばくは人間に対して害が出るかどうかはわからない、はつきりはしていない。しかし、これからどういうふうになるかわからないんだから、きっとデータをつかんでおきましょう、きっと検診を受けましょう、子供たちもきっと内部被ばくをはかりましょうという組み方のほうが、私はリスクが前進するのではないかと。内部被ばくをやって、多くの人が預託実効線量が1ミリ以下ですよと。ほとんどの人が1ミリ以下。ほとんどの人が1ミリ以下ですから心配ないですよという説明では、私はリスクも前に行けないし、検診をしようという意欲も出てこないのではないかと。だから受検数が少なくなっていると。この辺の村の組み立て方がちょっと問題があるのではないかというふうに私は感じるんですが、いかがでしょうか。()

健康福祉課長（藤井一彦君） 確かに委員おっしゃるとおり、そういったところが今まで少し抜け落ちていたかなと、改めて考えてみれば少し反省しなければいけないところもあるというふうに感じたところでございます。

ただ、この外部被ばくのそれぞれのデータについてはまだ県のほうがオープンにしていないということがございまして、なかなかこここのところが、マスではわかっているというか、全体の数字としてはわかっているんですけども、それぞれ個人個人のデータがないということがございまして、やっぱり一体自分はどのぐらい浴びたのかというところから出発していかないとなかなか関心を持っていただけないというのがリスクコミュニケーションのところにありますて、ですから、内部被ばくであったり甲状腺検査、特に今回やった甲状腺検査の説明会なんかやりますと、幼稚園とか小学校、大分多くの保護者の方が来ていただいて関心を持っていただけたのかなというふうに思っております。ですから、その辺のところを、改めまして県のほうにも働きかけて、個人のデータもいただきながら、今ご指摘のあった村民に寄り添う形でのリスクコミュニケーションの組み立てというも

のを改めて考えてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（菅野義人君） 確かに、個人の外部被ばくの量を推定するのには、一人一人が行動記録を出してそこから推計をしていかないとその違いがわからないというのも確かな話です。ただ、私がさきに言った放射線医学研究所の23年の12月に出された試算によりますと、飯館村は2つの考え方がありまして、1つは5月29日に避難した方、もう一つは6月21日に避難した方、そして、村の中心部にいた方と非常に高いところにいたデータを、それぞれ2段階に出しているんです。ですから、そういう点からいいますと、村民の多くの方が大体このパターンに当てはまるというのはここでもう推計ができる。そうしますと当然、このデータを取得するのが基本になりますけれども、おおむねの予想は立てられる。ですから、私は飯館村は一步踏み込んで、ほかの町村とは違う考え方を持たれたほうが、むしろさまざまな事業が前に進むのではないかというふうに私は思ったものですから、いかがでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今、ご質問いただいた内容をよく委員のアドバイザーの先生なんかとも議論をしながら、ただ、これもうまく、上手に持っていかないと、このぐらいの線量であれば安全ですよというようなメッセージにもとられてしまいかねないというところもあります。その辺が非常にリスクの難しいところでございまして、多分、このぐらいのものを浴びたんだろうというところから出発するというのは多分大切なことだと思います。ですから、その辺のところを、うちのほうには住民の委員さんなんかも、小さなお子様を持つお母さん、お父さんなんかにも入っていただいておりますので、そういう方の意見も聞きながらその辺のところを少し検討して、いい形でリスクを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

村長（菅野典雄君） ちょっと補足させていただきます。あくまでも推定値ではありますけれども、飯館村は避難までに時間がかかったということで、それなりに、推定値ではありますが他のところに比べると外部被ばくの数量、あるいは場合によっては内部もあるかもしれない。こういうことをまず認めた上で、多分それに対する住民の憤りというのは、もっと早く避難させればよかったのではないか、どうなんだという、そこにあるんだろうと。そこを言いながら、じゃあ、やっぱりそのためにはきちんとした、今となっては健康診断なりなんなりを受けざるを得ない。あるいは、できるだけ子供たちを時々外に出しながら、こういうことをやっているんだなどなど、そういうものを関連づけて住民に出すことが大切なんだろうという話に私はとったところであります。

したがって、今までどちらかというとミリシーベルトがこうだこうだという話でリスクの情報誌なりなんなりはやってきてているんですが、そこをやっぱりもうちょっと突っ込む必要があるのではないかという話だろうと思います。そのとおりだというふうに思いますが、一方で、できるだけこういう説得とか理屈ではなくて住民の心を聞くということが、素直に吐き出してもらう、それによって、そこに1つの不安を取り除く、あるいは考え方を自分なりにつくっていくということになるだろうというふうに思っていまして、一方で、今の反省はこれから課題になると思いますが、心のケアのほうの静かなところも大切だと思っていまして、幾つか組み立ててはいるということはご承知おきいただければという

ふうに思います。以上であります。

委員（菅野義人君） それでは、次の質問に移ります。説明資料の51ページ、一番上のまでいな除染会議、このことにつきまして24年度は4回会議を実施したというふうなことで報告をされております。さまざまな会議をやってきたわけですが、たしか24年度の一番最後の3月の27でしたか、25年の。村に対する要望を取りまとめようということで、除染会議で6項目か7項目の要望を取りまとめております。村の除染目標に達しないところをどうするのかという話と、長期的に1ミリを目指す除染の実施をお願いしたいとか、あるいは、今の国の方針で足りない部分についてはその対策をやっぱり強化すべきだらうと、あるいは、森林の除染の方法を明示してくれとか、そのような内容だったと思います。一応要望書の提出は、4月になったかもしませんが、会議自体は24年度中に開催されておりますので。これに対して村としてはどのような、要望書ですから別に返答をする必要はなかつたかもしませんが、要望書への対応をどのようにされたのかお伺いをしておきます。

村長（菅野典雄君） この委員会の委員長から、今お話しした日は私ちょっと記憶持っていますが、提案をいただいている。それで、ほぼ我々のやっているかなきやならないこと、考えなきやならないことというものがその要望の中に盛り込まれているというふうに思っています。ただ、1点だけ委員長とのやりとりを記憶しております。それは、1ミリを目指してやりなさいという要望が委員会からは出されたところであります。我々は当面、除染は5ミリと、こういう話をしていますので、そこら辺で1ミリを言われると、何かそこに納得しがたい、あるいは課題として非常に難しい問題もありますという話をしました。ただ、しっかりと聞くようにということだったものですから、多分、長期的には飯舘村はやっぱり1ミリを目指すんだという形で、国のほうに要望、どこか1項目は入れたというふうに記憶をしているところであります。そんなところが委員会からいただいた最後の提言書で私の記憶に残っているところでございます。以上です。もし、足りないところは担当のほうからお答えさせていただきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、菅野議員のほうからおただしいいただきました。までい会議で、3月末、29日でありますが、村の除染に関する緊急提言ということで、今おただしいただいた7項目の内容で村長のほうに、委員長であります菅野先生のほうから提出をいたしております。村としましてはそれを受けまして、今、村長のほうからございましたが、会議のほうでは国の目標値の年間1ミリシーベルトに達するまでの具体的な期限とその工程を示すことということでありましたが、国としての回答が今まで、長期的な目標値であるということではなかなか具体的なものが出て来ないであろうというようなことで、府内で検討させていただきまして、今、村長から話ありましたように、村の当面の目標値の5ミリシーベルトを入れてこれらを実施することという内容と、あとは、会議のほうから出されましたほか6項目ですね。草野地区、二枚橋地区の除染結果から問題点を検証して具体的な除染方法を示すことなど、いろいろいただいた内容を、4月22日に復興大臣宛てと環境大臣宛てに復興局のほうに出向きました手渡しをしております。「除染に係る緊急要望書」という題目で提出をしました。先ほどお話しした項目について強く要望するとともに、具体的な対応策について早急な回答をというふうなことで示しております。残念なが

ら、今の段階でこれについての回答はないということで、それぞれ復興局、あとは環境再生事務所のほうにも確認はしておりますが、なかなか回答が、まだ来ていないという状況でございます。以上であります。

委員（菅野義人君） 今、本格除染を目の前にしまして、除染モデル事業等で除染の限界というものがそろそろわかり始めてきて、村としては、この除染会議の中で最初に除染の目標を5ミリという数字を出させてもらった。それで、国の方に強く要求していこう、村の方としてもそれをもとにきちんとした除染を要求していこうという話でした。ただ、現実的には、もう既におわかりのように、この5ミリを全ての地区が達成できる見通しにはない。その中で今、各地区から出ている追加除染という考え方でやはり要求をしていく。追加除染という考え方の要求を認めてもらうために、私は出てくる数値が長期的な1ミリという数値なのかなと。除染会議のほうでは、かなり具体的な工程を示せと。ただ、国の方では具体的な工程は今、示せる段階でないと。しかし、村としてはやはり除染をある程度長期的に、なるべく早く1ミリを目指していくという姿勢が、これから国に対してやはり持ち続けなくちゃいけないのでないのかなと。それが一人でも多くの村民が早く戻れるための条件になるのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、お話しいただいたように、国の長期目標が1ミリということであります。今まで住民説明会等々の中でも国としては長期的に1ミリ、また、今までのマスコミ情報によりましても1ミリという数字が出ている状況でございます。そういう意味では、村民の方々につきましては除染は1ミリを最終的には目指すんだなと、除染は1ミリにするんだなということで理解している部分もあるのかなというふうに思っております。

ただ、今、除染を進める中におきまして、すぐさま年間追加被ばく量を1ミリにするというのはかなり難しい状況かなというふうに思っております。今現在、須賀地区、二枚橋地区をやっておりますが、除染後でもやはり0.9台、0.8台というようなことでのマイクロシーベルトになっております。そういう意味では、線量の低い場所においてもなかなか0.23まではほど遠い感じがするのかなというふうに思っております。今の除染の方法がそれが限界かなという思いもありますが、やはり村としての希望とするものはやっぱり1ミリということでございますので、今回、除染の計画見直しの中でのフォローアップ除染、これが長期的に1ミリという数字が多分目標値になってくるのかなというふうに思っておりますが、今のところ具体的な部分は出ておりませんが、私自身、これが0.23という部分、年間1ミリという部分を目指すという項目で出てくるのかなという思いはあります。ただ、しかばねそれがどのような形でするのかというのが今後の協議なのかなというふうな思いをしております。そんな形で、村としては、村民の皆様方が安心して戻れる部分についてはやはり1ミリという思いはありますが、現段階ではやはり、今の除染では難しいところ、あとはフォローアップでいかに国の方方が考えてもらえるかという部分で思っているところでございます。以上であります。

委員（菅野義人君） 次の質問をさせていただきます。同じく説明書の51ページ、除染対策費の上から4段目の食品放射線測定業務公社委託と関連してなんですが、緊急雇用創出事業

の下段の農産物等放射性物質測定業務委託ということで、これは説明では、農産物等の放射性物質の測定業務ということで、検体の前処理というんでしようか、裁断等があるので3人でこの測定業務を行っているというお話をございました。説明資料にもデータ等についていただきしておりますが、私、一般質問で、このデータというものをただ発表するだけでなくて考察とか傾向をまとめて村民の皆さんにお知らせをしたらどうかという提案をいたしました。そういう点からしますと、24年度には419件を測定して、うち、要するに物質が検出された件数が164件だというような報告を資料の中でいただいております。この419件という測定なんですが、24年度は419件なんですが、その後の年度になりますと、途中経過ではありますが測定計数がどうも減っているようだと。そうすると、ただ持ち込まれたものを測定するだけではなくて、みずから採取して測定をしたり、より多くのデータを村民に提供してわかっていただくような測定の仕方というのが考えられなかつたのかどうかお伺いをしておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 食品の放射能測定ですが、今、おただしいいただきましたように23年から実施しております。ただ、23年も半年分ぐらいなんですが、それでも500件を超えていたと。半年で500件を超えていたと。24年度については419件、あと、今年度に入りまして多分100何件かだったというふうに思いますが、持ち込みの検体としては減っている状況でございます。そういう中で、23年、24年については、水といいますか、飲料水ですね。井戸水、湧水等がやはり心配だということでかなり持ち込まれてきたという部分がありまして、これらを定期にやっておられる方もおりますが、今までNDという結果で、ある程度持ち込まれる件数が減ってきてているというものが大きな要因なのかなというふうに思っております。

今現在ですが、8月ごろからありますが、やはり今、菅野委員がおただしのとおり、村としてもやはり生えている草の状況とかいぐねのヒノキの状況とか、あらゆるものが周りに検体としてあります。それらのセシウムの移行を、やはり今現在どのぐらいあるのかという部分を調べて公表すべきではないのかなということで8月から始めたところでございます。お知らせ版等については、それらについても公表するという予定をしておりますので、今後、役場のほうでも自主的に調査をしていきたいというふうに思っているところであります。以上であります。

委員（菅野義人君） 今、いぐねの環境等についての測定が始まったというふうなお話をでした。いわゆる村が行う放射能測定業務は、1つは食品関係のもの、飲料水とか食品に関するもの、それから、あとは環境の空間線量をはかるもの、2つに分かれておりますので、いわゆる食品関係であれば、例えばなかなかセシウムの下がらないものについての傾向を調べていくとか、あるいは飲料水の実態はその後もずっと安定しているかどうか調べていくとか。私は、担当ごとにテーマを掲げれば、かなり村民にとっては非常に貴重な資料になっていくんだろうと。そうすると、いぐねの線量ということになると、食品関係のほうでは私はできない話なのではないかというふうに思ったんですが、いぐねの線量まで私質問した食品のほうでおやりになるおつもりなのか確認をしておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変説明不足で申しわけありません。いぐねの本体ではなくて、

その葉っぱを取って調べてみると。いぐねにあるカエデの葉っぱとか広葉樹の葉っぱとか針葉樹の葉っぱとか、あとは農地にある草とか、そういうものの検体を1キロ程度集めて、刻み込んで測定するという内容でございます。

委員（菅野義人君） 同じく放射能測定の問題、緊急雇用創出事業のほうで説明書の51ページの下のほうに、急雇用創出事業のほうの放射線測定業務ということで3名働いております。説明資料の5ページには、測定するシステムについて説明をいただいております。この週間の測定スケジュールを見ますと、月曜日から金曜日まで、いただいた資料の5ページなんですが、村内の継続事業所とか仮設、それから飯館村内の農地とか宅地とかというふうなことで計測をされております。村内の継続企業については当然線量を村としてはかっていなくちゃいけない。あとは、村内の農地等、宅地等については毎月はかってお知らせ版に掲載されていると。ただ、仮設についての測定の意義というんでしょうか、仮設住宅は基本的には線量については心配ない場所に仮設住宅を一応つくってあります。このように毎月の週間のスケジュールの中に仮設住宅の測定地点が入っているというのは、モニタリングとすれば今の状況の中で必要かどうか、その判断についてお伺いをしておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 放射線量のモニタリング業務につきましては、23年から3名体制で現在のような形で調査をしてきたというところでございます。村内の継続事業所を初め村内の空間線量等については、必要性があるということで、お知らせ版等にも、農地・宅地関係についてはお知らせ版等に載せてきております。当初始まった時点でも、仮設住宅でやはり線量的に心配だというのがあったものですから、この体制でやってきているというのが今現在の体制でございます。ただ、今おただしのように、仮設住宅については毎週はかっている状況なですから、毎週必要性があるのかということと、あとは、線量計の貸付等もしているということでもありますので、その必要性はという部分では私自身ももう少し減らしてもいいのかなという思いをしております。

ただ、今、前からも議員の皆様からもご提案といいますか、議論させていただいておりますが、村独自の除染が終わった後の調査ですね、除染後の調査をしなければならないという部分がありまして、まだ今は組み立て中なんですが、ここの仮設住宅の日にちをそちらの除染後の、終わった箇所の追跡調査的なものを入れ込んでいきたいという思いがあって、今、このまま進んでおりますが、できれば早い時期に、箇所も大体固めていますので、こここの仮設住宅の日にちをそちらのほうに回し込んでいきたいなという思いをしております。以上であります。

委員（菅野義人君） 今、そのように判断をされているということで理解をしました。私はこの測定業務については、村のほうで緊急雇用で3名の方を専門的に雇って測定をされていく。一方では、やっぱり本格除染を前にして、より多くの住民の方の測定する資格といふんでしょうか、測定する基礎的なものを学ばせる機会があったほうが私はよろしいのではないかと。実は、恐らく一気に除染というものが始まりますと、事前のモニタリング、事後のモニタリング、それはそれで国のほうではやるでしょうが、やっぱりそこに住んでいた方、あるいは住んでいる方々がモニタリングをしていくということが、ある意味では除染の取り残しを私は少なくする可能性があるんだろうと。そういう点では、今、この3

名の方に測定が委託されて、状況に応じて変えていくというような、測定の仕方を変えていくというような話でしたが、やっぱりもっと多くの村民の方々に測定のための教育というのをやるべきではないかなというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今の、測定を村民の方々に覚えていただくというか、知識として入れていただくという部分でございます。今後除染が進む中で、やはり自分のうちの線量がどうなっていくかという部分もやはり気になるところかなというふうに思っております。今、それぞれ家庭に配付しております線量計についても、きちんとした、1メートル段階ではかるとか、1センチではかるとか、その手法等ですね。あとは、風向きによつても数値も変わるんだというふうな話とか、そういうものもやはりお知らせすべきというふうに今、お話をいただきましたので、今回、9月補正の中で線量計の校正費用も含めて検証させてもらっておりますが、それらを配付するときかまたその以降、やはり正しい線量計の扱い方といいますか、測り方などをお知らせしながら、今後の除染の管理、それぞれの家庭での管理なども覚えていただけるような方策を考えていきたいと思います。以上であります。（ ）

委員（菅野義人君） 先ほど休憩期間中に建設のほうとちょっとお話をしまして。いわゆる空間線量というのは非常にいろんな条件に左右されると。恐らく国のはうのモニタリングも、表面の汚染率というんでしようか、CPMを今、測っていく。しかも、鉛のもので遮蔽していく。遮蔽するものが非常に私、高いというふうな印象を持っておりましたらば、小さなものだと3万程度で手に入るということでありますので、きっちりした測定ということからしますと、単なる空間線量ではなくて表面の汚染率まで測ってくるような私は能力が村民に求められるのではないかと。実際に測る人によって高い低いというふうな話をよく聞きますが、そういうふうな固定した測り方でやはりきっちりしたものをつけむというのが、私はこれから村の対応としては求められるのではないか。そういうこともあわせて私は検討すべきではないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 空間、例えば先ほど答弁の中で1メートル、1センチという部分もあります。あと、今お話しいただきました遮蔽でのその表面の空間線量をはかる部分というお話をいただきました。今、家庭にお渡ししています線量計ですが、これは性能的には大変すばらしいということで県のはうからも評価を得ている機器でございます。ただ、今、村のはうで測っていますシンチレーションとの多分差異も、数値の違もあるのかなという部分もあります。あと、あの線量計で遮蔽をした際にどういう誤差が出るのかという部分もありますので、その辺については、機種によっても線量値が違ってくるというのは今までの経験でもありますので、その辺も調査をしながら検討させていただければというふうに思っております。以上であります。（ ）

委員（菅野義人君） 説明資料の35ページ、先ほどもちょっと議論ありました緊急雇用創出事業の產品PR販売業務委託として、なごみの部分ですね。先ほどちょっと議論ありました。私、やっぱり雇用が大切だったり仮設の利便性を図ったりというのも大事だと。ただ、委託料の名目が產品PR販売業務委託ということで委託されているということから考えますと、やっぱり何かの展開はあってしかるべきなのかなというふうに実は考えております。

たしかオープン当初、広報の記事をちょっと見ましたら、例えば今、村の產品がない中でも、避難されている高齢者の栄養管理を考えて食材の提供なんかを考えていきたいんだというようなコメントが載っていました。そのような取り組みをする今、方向にあるのかどうなのか、お伺いをしておきます。

生活支援対策課長（細川 亭君） 今の質問の件ですが、現状、5人雇用しておるわけですが、1人が產品の納入の仕事に携わっており、2人は店内のほうに携わっており、あと残りの1名が飯野、明治、そのほか仮設を回って販売していると、そのような状況であります。今のおただしの栄養管理という部分でございますが、その部分まではまだちょっと考えておりませんで、今後、何らか展開ができればそれに取り組んでいきたいと思っております。以上です。

委員（菅野義人君） 私の聞き方がまずかったんですが、高齢者の栄養管理を考えて食材提供なんかを考えていきたいというようなコメントだったんです。栄養管理をなごみをしようという話ではなくて、食材提供に結びつけていきたいという話だったんです。いかがでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亭君） まさにそのとおり、高齢者の栄養管理という部分でも取り組んでいければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（菅野義人君） 教育委員会にちょっと確認をいたします。教育を語る会の資料……

委員長（大和田和夫君） ちょっと待ってください。先ほどの弁護士の。

生活支援対策課長（細川 亭君） 先ほどの部分で弁護士の相談の回数の部分でございますが、11回、平成24年度に実施しております。以上です。

委員（菅野義人君） そうすると、11回ということになりますと、11回でこの予算を支出したというふうに確認してよろしいですか。

生活支援対策課長（細川 亭君） 11回で32名の参加がございまして、1回当たり6万円でございまして、合計、東電賠償の弁護士相談ということで66万円、この中から支出させていただいております。以上です。

委員（菅野義人君） 了解しました。

教育委員会のほうに、教育を語る会についてお伺いします。このいただきました資料を拝見しまして、4回にわたってフリートークでさまざまな問題について議論されているというお話をいただきました。それぞれの内容をずっと見ますと、今の子供たちを取り巻く状況とかいろいろ問題点とか、非常に貴重な意見が出されていると。しかも、この中には非常に大きなヒントも私は入っているように見受けられます。ただ、議論が4回ともまさしくフリートークなんですね。どういうふうに議論をまとめて教育に反映していくのかというふうな視点をお持ちではなかったのかどうか、お伺いをしておきます。

教育長（八巻義徳君） 今、ご質問いただいたことについてお答えします。

昨年度、飯館村の教育を語る会に私も一委員として議論に参加させていただいておりました。そこで議論された内容、本村の教育課題、3つに分けられるのかなというふうに思っております。1つには、震災・原発事故に伴って発生した教育課題、それから、2つ目が、以前から課題としてあったわけですが、震災によってそれが見えやすくなった課題、

それから、3つ目は、震災前からの教育課題がそのままになっていた課題であります。

まず、その1つ目であります、震災・原発事故に伴って発生した課題、これは先ほどからもいろいろなお話がありますように、子供たちの健康をいかに守るか、それから、子供たちの通園・通学の負担をいかに少なくするか、さらには、村立の幼稚園なり小学校、中学校、それを魅力あるものにどのようにつくるのかというふうなことかなというふうに思います。

2つ目の、以前から課題としてあったものが以前より大きく見えるようになった課題です。それは、ふるさと教育とかふるさとを愛する気持ちを育てる教育、これがなかなか難しくなってきた。それから、家庭の中でおじいちゃん、おばあちゃんも含めた世代が、幾つの世代が共同して行ってきたしつけ、これが以前より難しくなってきたのではないのかなというふうなことであります。

それから、3つ目は震災前からの教育課題であります。何といっても最大の課題は、学力向上であると思います。学力向上、全国学力検査なりNRTの検査、それから県の学力検査、これは私どもも村として大きな課題を抱えております。ただ、これは解決できない課題だとは思っておりません。学校の指導力を改善する、それから、家庭の基本的な生活習慣を見直す。それに対して、家庭・学校に対しての地域の支えていく取り組みを強化するということで解決できるだろうというふうに思っています。こうした課題が非常に、この議事録から見ていろいろな角度から出されております。こうしたいいただいたアイデアなり知恵を集約していくのが私どもの今の仕事なんだろうというふうに認識しております。

そうした中で、これから秋口から、今、4月から何ヵ月か時間をいただいて、かなり詰めてきております。こうした中で、学校と保護者と地域が全体となったコミュニティスクール、いわゆる学校運営に保護者が、地域が、それからコミュニティ全体がかかわっていく、こうした学校運営を来年から立ち上げることはできないのかという検討を今、始めております。

それから、子供たちの基本的な生活習慣、これは家庭の延長もありますので、ここどころは、例えば子供たちの携帯電話にさわる時間の長さ、それからゲームをする時間の長さ、大変気になるものがあります。ここどころを、今、全国的に取り組まれておりますこうしたメディアの電源を切る運動、いわゆるアウトメディア運動であります。こうしたものを飯館村で導入できないか。そのためには、ご家庭に対してメディアが心に及ぼす影響、それから目に及ぼす影響、総合的に啓蒙する必要があります。こうした取り組みを何とかできないかというようなことで今、委員会の中で議論しております。

それから、魅力ある村立の幼稚園、小学校、中学校ですが、こここの部分においては、飯館ならではの幼稚園、小学校、中学校の連携ができないかと。特に、私ども学力検査で見た場合に、小学校から中学校に移るときのギャップの大きな問題があります。すなわち、小学校で善戦していて中学校でストンと落ちてしまう。やはりこここのところにおいては、授業力なり指導力なり、それから教科内容がつながっていないところに問題があるんだろうと。こうしたことが昨年度の飯館村の教育を語る会で議論されたことを、今、集約しながら、実際に今、内部で検討しているところでございます。以上でございます。

委員（菅野義人君） 恐らく、教育課題についてフリートークをすることによっていろいろな議論が出てきた。それは、私は飯舘の教育を考えるときに、それはそれで最初の段階ではいいと思うんです。ただ、いわゆる課題の羅列の中では、私は議論を集約することはできないのではないかと。例えば今、中1ギャップの話がありました。この中1ギャップというのは飯舘村でずっと言われてきたことですね。何で同じ小学校から中学校の中でも中1ギャップが出てくるのか。そういうこと考えますと、教育を語る会自体がある程度テーマを絞り込んで議論を深めていく、この姿勢がないと、私はなかなか問題をきちんと認識できないのではないか、対応できないのではないかというふうに実は考えたんですが、その辺はいかがでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 全く私も共感するところあります。ことし初めて村内の小学校、中学校の先生方と個別面談を実施いたしました。非常に一生懸命やっていただいております。ただ、取り組みが鮮明じゃない、具体的じゃない、それから、期限が限られていない。頑張りますというふうなことでの、私どもの村全体の学力の現状が続いてきた要因だったろうというふうに思っています。そうした中においては、今、委員からお話がありましたように、いかに学力であれば学力に特化した、パワーをそこに選択と集中させていくかということが非常に大きな問題なんだろうというふうに思っています。そうした中では、ことし、今、学校全体、小学校、中学校も含めてですが、目標管理制度の中で、具体的に、それから測定可能な、評価のできる目標で、そして実現可能なもので、ただ、黙っていても届くような目標ではなくして少し背伸びをする目標で、そして期限つきで努力するようというようなことで今、取り組んでいるところであります。ただ、これは個人の力に委ねるものではなくして、組織として選択と集中で取り組んでいくというようなことがあります。以上です。

委員長（大和田和夫君） ほかに質疑はありませんか。

委員（佐藤八郎君） それでは、私のほうからも教育委員会に。この1年間、いろいろ23年度からかかわって幼稚園、小学校、中学校、整備されてきました。当初の、工事前なり工事着工後なり、そういう部分での線量値、放射線量値です。これについて、建設と同時に除染なんかもかけてかなり経過しているというふうに思っていますけれども、実際、ずっと定点観測をやっていると思うんですけども、そのための安心や安全対策というのはどういうふうにしてきたのか、それが子供やPTAやら関係者にどういうふうに安心・安全というふうになってきたのか、まず伺います。

教育課長（愛澤伸一君） 仮設小学校、幼稚園、中学校の放射線量の件でございますけれども、放射線量につきましては毎日、学校のほうで教員が定点観測をして計測しているところでございます。申しわけありません。ただいまちょっと手元にその数字を持ってきてございませんが、建設当初から今日まで、大きな線量の変動はないものというふうに理解してございます。

大変失礼しました。24年中の線量の変化についての保護者への通知でございますけれども、教育委員会で発行しておりました教育委員会だよりというもので毎回、線量を載せて保護者の皆様にはお知らせしてきたところでございます。

委員（佐藤八郎君） たしか何かの資料で、工事前の数値が0.23以上のところがたくさんあつたと。なかなか0.23というものが守れるかどうかという部分があつて、その後、建設されて、その後、定点観測やって、今の時点ではどういうふうに現状としてはなっているのか。現時点のことも含め、伺っておきます。

教育課長（愛澤伸一君） 申しわけありません。手元に資料を持ってきておりませんので、少々、お時間をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 教育委員長がいないので教育委員会でどういう論議がされたか聞けないですけれども、中学生の部分になるとやっぱり県北地方の学校受験が増えるのかなというふうに考えられます。事実、そういうことになっているのかと思いますけれども、やっぱり基礎の学力向上という部分、高校に必ず進学させていくんだという、希望に応えるという部分での具体的な取り組みと成果は、どういう議論をされ、どういうふうになってきているのか伺うものであります。

教育長（八巻義徳君） ご指摘のように、保護者の、特に中学1年生、2年生、3年生になるに従って子供たち、そしてまた保護者の関心事というのは受験になるのかなというふうに思っております。そうした中においては、学力検査でも示されているように、私ども飯館村立中学校の子供たち、やはりすんなりと希望進路の実現できる学力のある子供さん、なかなか希望進路とまではいかない学力の子供さん、多種多様であります。そうした中で、おかげさまで教員の配置はしっかり配置しておりますので、どこでも実現できないような少人数授業ができているのかなというふうに思っております。ただ、その少人数授業が全てうまくいっているかというのは必ずしもそうじやないと。やはり教科別に課題を抱えている生徒もありますし、また、分野別に課題を抱えている生徒がいると。やはりそここのころは丁寧に教員がかかわっていく、そして、教室の中では少人数プラスチームティーチングで複数の教員が教室に入って、できるだけ授業の中で理解できるような取り組みをするというふうなことをさせていただいています。

それから、ことしの場合、もう実施させていただきましたが、村塾として、中学生の勉強を夏休みに塾を村で開かさせていただいている。そうした場合に、今まで塾のほうにお任せだったわけですが、やはり我々教育委員会が主催者ということで、中学校と連携しながら、そして塾の先生と連携しながら、生徒たちのまだまだ伸びるところ、それから、ここは何とかしたいところをしっかりと塾のほうにお伝えしてことし取り組んでいただいたということあります。そうした中で、やはり中学校の延長線上ということで、クラス分け、習熟度別に分けておりますが、なかなか授業に前向きに向けない生徒も何人かおります。私どもが教育委員会としてそうした子供たちに直接かかわってきたのもことしの夏ですし、それから、なかなか私どもだけでは対応できないものは、保護者に再度、塾の意味合い、それから塾に対する姿勢に注意を求めるのもことしだったのかなというふうに思っております。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） そのことによって、昨年は全員が希望に応えられた形になったという、成果というふうに教育委員会の中では確認されているんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） これは、どこの中学校もそうですが、希望進路の結果はどうでしたか

と聞くと、大体、総括は事後評価ですから、大体希望どおりにいきましたと。「大体」をつけると大体うまくいくもので、やはり一つ一つ丁寧を見ていく必要があるだろうというふうに思っています。そうした中で、例えば今の時期であれば、当時、飯館にいた場合には、1つ高校を例に出しますと、原町高校であればその入学生の中には福島高校に入る子供もおりますし、それから、ずっと、福島商業、福島工業というふうなところじゃないと落ちつかない子供もいるわけであります。上と下の幅が大きいわけであります。ただ、県北の場合というのは大体1つの学校が、進学校であれば250点満点で15点から20点単位で輪切りにされているというふうな実態がありますので、本来であればここだけれども、ワンランク落としてここに入ったというふうな話もお聞きしておりますので、今、ご質問いただいたように、本当に全部希望進路が実現したのかなというふうに改めてお尋ねされると、必ずしもそうじやないと言わざるを得ない部分がありますし、そうしたことが一人でも少なくするための努力を今、しているというふうにご理解いただきたいと思います。

() 教育課長（愛澤伸一君） 先ほどご質問いただきました各学校の線量でございますけれども、本日現在で、幼稚園でございますが園庭で0.17、園内、建物の中で0.1、小学校も同じく校庭で0.17、校舎の中で0.1、中学校、校庭で0.16、校舎内で0.06ということでございまして、建設当初からおおむね類似した数字で移行してございます。

() 委員（佐藤八郎君） 建設当時、川俣町飯坂地内の仮設小学校につきましては、着工前地上1メートル線量毎時0.23から0.57マイクロシーベルト、3月2日時点でという。0.11、0.25マイクロシーベルトありますという、さらに、幼稚園とか中学校とかずっと数字があるんですけれども。今、課長が言う0.17、中で0.1ということで、0.23にはかなり低い安心・安全な数値というふうに見ますけれども、以前に私、教育委員会に示したことがあるんですけども、学校とか子供が遊ぶ場所というのは、校庭の真ん中とか教室の中の一部分で遊ぶわけじやなくて、どちらかというとホットスポットと言えるような地点で隠れたりなんだりするのが子供ではないかと。そういう部分の放射線量値測定は随時されているのかという部分で、聞いたこともありますけれども、そういう点では何ら心配はないというふうに伺っておいていいのでしょうか。

() 教育課長（愛澤伸一君） 委員もご承知のとおり、各仮設の校舎を建設するに当たりましては、敷地の表土の処理でありますとか樹木の枝落とし、それから斜面の除草等々、敷地全般にわたりまして事前の除染作業等を施しております、敷地全体について低い線量で推移しているものというふうに理解しているところでございます。

() 委員（佐藤八郎君） 学校の放射能ではなくて、全体の。1年間いろいろ除染実証試験から23年から含め、ずっと兼ね合ってやってきたんですけれども、どうしても村民の中には、放射能が移動する要因がいっぱいあるというふうに感じている人が多いわけであります。そういう中にあって、雨、雪、風、大雨、乾燥、いろいろ自然要因もあるわけですけれども、自然の中でも森林から農地に流水される、そういう堀なり川なりため池、貯水となるため池なり、そういうものが非常に村中含めれば相当な面積で推移になろうかと思います。その対策について十分な国との協議をして実証もしているんだということでありましたけれども、どのような協議なり、流水対策についての実証をどこでどういうふうにやられて

私たちに周知しているのか、詳しいデータを私、とっておいていないので、聞きます。

復興対策課長（中川喜昭君） 森林等からの放射性物質の流出等の部分で、ため池、水路、山合いの水田という部分での内容かというふうに思っております。現在、これらの部分については、国のはうで調査をしているという状況でございます。それで、現在はため池等への流出関係、村内のため池、74カ所かというふうに思っておりますけれども、調査を本格的に10月から始めるという部分も聞いております。

今現在、7つのため池については、今回の議会の答弁でもお話しさせていただいたように、今のところ水にはついていないということのデータをいただいております。あとは、ため池の底地についてはかなり入り込んでいるという数値がございます。それが爆発当時にため池に降り注いだものかという部分でも、今、底地の深さなどを調べているという状況でございます。あとは、雨等による流出での、今、底地にどの程度、堆積する土にたまっているかという部分も国のはうで調べているという状況でございまして、具体的な数字が今ないという状況でございますが、ただ、今後、森林除染も含めて、営農再開も含めて、ため池等水路等の放射性物質の移行というものが、やはり必要ということで今、調査をしている段階でございます。中間報告等の部分、答弁の中でもお話をしておりますので、その内容の資料については後ほど議会のはうに提出させていただきたいというふうに思っております。あとは、水路のはう、国のはうでも若干調べている部分で、あるデータによりますと、やはり雨が降らないときには水の中に放射性物質は入っていないということですが、やはり濁水になると放射性物質が出てくるという部分もございます。

やはり今後考えられるという部分で、いわゆるため池、あとは森林からの水田等への流入、あとは敷地内の流入という部分も考えられますので、これらの森林除染、あとはため池除染との兼ね合いの中でも検討せざるを得ない項目かと思っておりますので、それらについては今もそのような心配があるということで国のはうには話をしておりますが、今後も1つのテーマとして協議をしていきたいというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 放射能学者、いっぱいいいまして、水に溶けるという方は今のところいないんですね。というのは、屋根でも壁でもそうですけれども、汚れを取れば放射能が取れる。つまり、水も濁した水でない限りは出ないというのが、いろんな学者がいるけれども、そういう言い分は統一しているんですね。しかばば壁や瓦に含んでいないかといったら、その辺は含んでいても、上の汚れが取れれば放射能が下がる的なことを無理して通しているのが現実ではないかと。ところが、水については、きれいな水には含まれないけれども、濁った水には含まれるとなれば、今、課長が言うように水底にはあるということです。それをきちんと実証するんだというふうに昨年の3月議会でちゃんと答弁をし、検討するんだと。1年間検討して、どこを実証してどこの流水をやってデータを出したのか知りませんけれども、そこをやらないと、飯館、そんなに水が豊富な村でもなければ、できるだけ流水は大切にして基幹作業の農業を守って牛を育ててきた村ですから、そこはちゃんと、やるべきところはやると。

どうしても、ずっと聞いていますけれども、きょう朝からの論議も。自分たちでなぜ、自分がどれだけ被害を、放射性物質を落とされたのを、自分たちで何で確認をきちんとす

る努力をしていないのか、検査する予算要求もしていないのか、非常に不思議です。ここ2年余りずっと一貫して私言っていますけれども、自分で自分のけがしたことを、被害を受けたことを自分で調べないで、加害者任せで、そんなことまかり通るのがおかしいと思うんですけども、そういう意味では、ここに至ってからは、課長、何回もいろんな場で、実質的にいろいろ小動物も植物も含めて検査すると。環境省は検査をずっとしているけれどもデータは出してこないと、はっきりしております。そこが大事になってくると。除染は進まない、データはきちんとされない、自分たちでは調べない。それで復興復興、帰村帰村、そんなことで村がまとまって進むというふうには思えないんですけども、そういう意味では、みんなの不安に応えるきちんとした体制をとって検査をし、予算要求をしていくというのは、これは大原則じゃないですか。

(○) 復興対策課長（中川喜昭君） 何点かおただしをいただきました。まず、ため池等の、今のところ水には含まれていない、ただ、濁った水には含まれるという部分については、粘土質にセシウムが吸着している状況での流れ込みという部分で、ある程度その部分で理解をしているところでございます。いわゆる入っているため池等の除染についてということでもありますけれども、これは今年度の検討の実証ということありますので、その方法等が出来るのかどうかという部分もございますが、これらに注目をしているところでございます。

(○) あと、今までのデータの部分でございますが、先ほどもため池等の中間報告等を村内の状況については報告をいただいております。そういう部分については、出せる情報についてははいただいた情報についてはできるだけ出していきたいというふうに思っております。あとは、自分たちでも検査という部分でございますが、今、検査としては、モニタリング調査、空間線量、あとは食品の放射能検査という部分は、何とか検査機器を用いながら講習会を受けてやっていると。これらの項目については、被災地含めて県内の市町村でも統一的なものでやっているということで、それなりの講習会があるということでの研修を受けてやっているところでございます。そのほかに、例えば泥の状況の部分とかこれらについては、やはり乾かすとかありますが、ただ土だけを取っても農土の土壤とはまた違う部分もございますので、やはりそれなりの知見がなかつたりとか、そういう部分が、機材がなかつたりということで、なかなか手を出すまでにはちょっと厳しいのかなという思いでございます。今後も自分たちにできるものか何かあるかということを考えながら進めていきたいと思いますが、やはり簡単にはいかないと。また、結果が出た際に、それらの考察的な部分も、私どものやはり知識の中では判断できないという部分もあれば、やはり今の段階では国・県等の力をおりしなければならないのかなというふうな思いはしているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 私ごとになるかもしれませんけれども、ただ一人の村民の佐藤八郎が、全国の人たちの力をかりて、水も水底も小動物も植物も土壤もいろいろ、ここ1年半以上にもわたって検査を、いろんな大学機関やいろんな人たちにお手伝いをいただいてある程度のデータはずっと持っています。そういう、ただ一人の人さえやれることを、全国に知られた村長の顔をかりれば検査そのものも自分でやる気になればできないことではない

というふうに、私自身体験してずっと思うんですけれども。どういうふうに今後、加害者との対応の中で、自分らのこの汚された、放射線量によりふるさとを追われたこの思いを、きちんと数字として、データとして加害者にぶつけていくんですか。どういうふうに1年をまとめるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、おただしいただいたように、佐藤委員も独自にやられているという部分で、いろんな団体さんとの連携でということがあります。村としましても、今の段階、委員の中でも連携を組んでいる団体等もありますので、その中で進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 休憩をいたします。再開は15時といたします。

(午後2時38分)

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をいたします。

(午後2時59分)

委員長（大和田和夫君） 質疑を続けます。

委員（佐藤八郎君） 実証試験やいろいろ除染をやったわけですけれども、県とかほかの市町村で聞くと、流れた水の検査もきちんとされたり、水を一回くみ取って検査をして、含んでいない水は流して含んでいる水は貯水するのか、それはわかりませんけれども、村で高圧水圧で流してやった水とかそういうものは、一体、検査結果はどういうもので、どれだけの汚れ水が保存されて、どこのタンクに入れて貯蔵して、最終的にはどういうふうに処分してきたんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの件については、除染に伴う水処理の部分かというふうに思っております。今、おただしの中にもありました、高压洗浄とかブラシがけとか、出た水については、私が現場のほうで一度見たこともありますし聞いたことの話では、まずはその水をタンクにためて、凝固材というものを入れて、重いもの、土とか含んでいるものはその凝固材とくっつき合いまして下に沈殿すると。あと、上水については、いわゆる安全基準であります100ベクレル以内であれば流すということであります。あと、沈殿された汚物、廃棄物については、乾燥させて、最終的には中間貯蔵施設に行くようにフレコンバック等に入れて保管しておくというふうに聞いております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そういうことになると、水をどういうふうにしてとめて、それをどういうふうに、バキュームカーも余り見たことないですけれども、くみ取って、そういうことをして、例えば今言ったようなことであれば、いいものとして流すもの以外の残った固形のものは、どこにどういうふうに保存されてどういう濃度であったのかのデータはあるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 水の採取につきましては、草野の大師堂をやった際には側溝を使いまして、側溝に堰をとめて、そこの水をポンプアップして別な容器に入れてそこで処理をする。そのような場所がないときは、低い場所に土のうを積んでビニールシートで外に出ないようにしてそこで回収するというような形で聞いておりますし、現場のほうも見

させていただきました。あとは、出た処理は、先ほど言いました水と沈殿したものと分けて行うということで、また、沈殿したものについては除染による廃棄物の処理ということで、フレコンバック等においてほかの土と一緒にのような対応をするというふうに聞いております。その際には、フレコンバック1つ1つはそのもの自体の空間線量等をはかって、1個1個のフレコンバックの線量管理もしながら保管場所に保管をするという形であります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） その線量値は幾らですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 現場で見た際はその過程でありましたので、最終的な処分まで聞いておりません。今、保管については、最終的には今言う仮仮置き場等に保管しているという状況で、実態値については把握しておりません。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 県道12号線、川俣から飯舘に行くところ、どんどん流されてやっています。ずっと側溝を掃いて、ずっと上から流して、下に何を置いて何をしているのかわかりませんけれども。それは県に言うとそれは町の事業だから川俣町の問題だという流れでやっていますけれども、飯舘もやるに当たっては、本当に今、課長が言うようなことを本当にやったのか。やったのだとすればそれの写真とか、やったという事実のデータなり、そういうものはきちんとあるはずです。それは早急に大師堂の実証試験から含めて、今まで飯舘で行われたものはデータとしてきちんと村民に示すべきだというふうに私は思っています。今年度は今年度であれですけれども、昨年までの分は明らかにすべきと。みんなは、ただ川に流れて下に行って、最後海に行っているのではないかという思いです。だから、そういうことをやっているならやっているときちんと示すべきだし、データも含めて。課長が苦しんで答弁しているようなことはないんです、本当は。やっているんであれば何も、全て今は検査検査、写真、検査ですからね。黒板立てて、やっています、やっていまと、全部そろってやるっていうんでしょ、みんな書類は。そういうことがきちんとあれば、課長が苦しんだり、事実が明らかにできないというか、データをもらえないのかどうかわかりませんけれども、そういうことはなくなるわけですから。そこはきちんと環境省なり農林水産省からいただいたいて、きちんとデータを村民に周知すべきと思っていますがいかがですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 答弁のほう、苦しいような答弁というふうに聞こえさせて大変申しわけありません。精いっぱい、お答えするのに目いっぱいの状態でありますので、苦しんでいるわけではありませんが。ただ、今、ご提案といいますか、おただしにいただいた内容を、やはり村民の方々が一番心配している部分でありますので、国の方を通じて業者のほうと調整をして、広報等でその辺の処理の仕方、あと数値の出し方なども、出していくような形で進めさせていただきたいと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 昨年の予算委員会で冒頭に村長が、まさに復興の元年の位置づけでことはということでありまして、その復興の元年が、実態としては国の除染のおくれによって、ある意味では位置づけた復興元年の事業の緊急度や優先度、必要性、費用対効果の面で十分検討の上で出した事業が大分残ったり不用額が出たり、いろんなこと。これは監査委員からもあるように、やっぱり国がやっている私たち被害村についてのやり方が間違っ

ている、約束を守らなかった、責任を果たさなかつたことのあらわれだと、きちんと村長は考えて国の責任を大きく追及していくべきだと。どうも村民と加害者の国との間に村があつて、何か村が遅らせたりなんだり、被害者が同意しないから、仮置き場もきちんと早く決めないから悪いみたいな、そういう問題ではないんです。途中で仲介役なんか村が果たす必要はないんですよ、被害者のための村であり自治体ですから。そういう流れで、非常に復興元年がきちんと進まなかつたというふうに24年については思うんですけども、いかがですか、村長。

村長（菅野典雄君） 基本的に国の責任であり、東京電力のことによって起きたことでありますので、私らはあくまでもやっぱり被害者でありますから、国にあらゆるところでお話をさせて、しっかりと復興に向けてやってくれという話はしているところであります。決して仲介役をやるつもりもありませんし、村民が同意をしないから遅れているんだという話を持っているつもりも全くありません。ただ、少なくとも村が少しでも復興するためには、我々もできるところで協力はしていくことが早くなることありますし、村民にとっては我々の説明不足も当然あるかもしれませんけれども、やはり約束した以上のことも思っていることもありますので、そこは理解をしてもらって、少しでも早く除染が進むように、あるいは復興が進むようにということあります。24年度、復興元年だと。どうもさっぱり進まなかつたのではないかという印象もできるかもしれませんけれども、私は24年度、確かに特に除染というのはおくれましたけれども、その他のことでは間違いなく1年の間にかなり復興の足がかりができたし、村民のためにも一丸となって行政、議会とともに闘ったなど、こんな思いでいるところであります。以上であります。（ ）

委員（佐藤八郎君） 自治体の役割、責任の中で、当然、被害を受けた全村民に対して鋭意努力し、いろんな工夫をしてやってきたのは、それはお互い認めざるを得ない事実ですから。ただ、問題は、先ほど私言いましたように、国が示したのに対しきちんとやらないことが多過ぎて、こういう状況になって、村長が2年で帰れると言ったのはともかくとして、それは国が言ったわけじゃないですから。いずれにしろ、2年が3年、3年が4年、今の第3版から見れば再来年の夏ですか、帰村宣言予定。4月から飲食もできるような村の状況にするというお話をされけれども、しからば除染の工程、先ほど委員からもありました2次除染も含めて、どこまでそのことが交渉されたり工程が組まれているか。30日に発表なかつたことを、いつ発表になるかわかりませんけれども、その発表に期待するだけでは私は、復興元年のこの24年の位置づけが、25年、26年と生きていくことにならないのではないかと。その辺はきちんと国に責任をとらせる姿勢が、村長自身がトップに立たないと、どうも今までの1年の懇談会や説明会の中で、村長は間に入ったまとめ役的に村民に思われているのが実態です。いかがですか。（ ）

村長（菅野典雄君） ほかの自治体が進んで飯館村が妥協点を私がやっているために遅れたというのであれば私の全く非と認めざるを得ないですけれども、決してそんなふうだとは私は思っておりませんし、むしろ飯館村は、みんなでやっぱり一致団結して国に向き合って提案をして、1つのルールをつくったり、あるいは、なかなかできなかつたことを国に認めさせていると、このように思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 余り政治の裏話で云々と村長と議論はしたくありませんけれども、原子力ムラが、世界のICRPがやろうとする方向に政府がどう動くか、それが被害者にとって本当に幸せなものかどうか、そういう議論をしている場ではないので控えますけれども、今のような村長の答弁を聞いてみると、ある一定の部分、国の言うことを聞くことで、他市町村よりおくれていないんだから自分は村民の代表者として役割、責任を果たしたという答弁のように聞こえますけれども、向こうの思うつぼにはまっていては村民の多くから合意はもらえない。なぜならば、科学者の中には、いまだかつて、放射能についても除染技術についても、ピンからキリまであります。業界もいろんな団体が動いています、世界的に。そういう流れの中でどこを判断するか。村長は、村で呼ぶ講師は、反原発の考えを持っている講師は呼ばないんだという立場ですから、それが正しい判断かどうか私は疑問に思いますけれども、怖いものも安心なものもいろいろ聞いて判断するのは村民であります。その判断の機会を村長が狭める必要は全くない、する必要もないというのが私の知っている多くの村民の声でありますけれどもね。

村長（菅野典雄君） いろいろ感じ方は違いますけれども、国の言ったことを聞いていたのではという話でございますけれども、そんなことは全くありません。こちらから国が出してきたものに対して逆提案をして、そうではだめですからこういうふうに考えられませんか、あるいは、こうしてもらわないと困りますよということでかなりのところを国にやらせてきているということありますから。国の言うことを聞いてばかりという話は私は1つもしているつもりはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、総務課長でも何でもいいですけれども、この1年間で村民の現状や意識把握のために集会なり調査、いろいろその都度、小まめにつかんでいくという答弁を繰り返していますけれども、昨年度の中でまとめられたもの、そこで特徴だったものは何でしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、第3版をつくるためにある程度案をまとめながら議会にご相談をさせていただいて、その後、行政区懇談会もやりながら、行政区のご意見を聞かせていただいて第3版をまとめたというのが大きな流れでございまして、その中には、懇談会ではなかなか意見も出なかったわけありますけれども、第3版の委員の中には村民も入られておられまして、そういう意味では議会の議員さんも入っていただいてやった中でご議論をさせていただき第3版をまとめてきたと。そういう意味では、一般質問でもお答えしましたように、まず、第1版は基本構想なるものを、第2版は基本計画なるものを、第3版はその実施計画をというようなことで、とにかく村外拠点、村内拠点、その方向性を具体的に出してきた計画になっているかなというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 第3版づくりのまとめの仕方を聞いているんじやなくて、1年間で村民の生活実態や意識把握をどうされたのか、どんな方法、どういう回答、どういうまとめ方、それの生かし方をどういうふうにされたかを聞いているのであります。

総務課長（中井田 榮君） そういうことだと思ってお答えしました。第3版につきましても、12月にまとめたアンケートをもとに、第3版の中にはそれぞれ、ご覧になつただけたかと思いますけれども、アンケートの内容をもとにしながら、村外拠点の戸数についても

ある程度の戸数の把握をさせていただいて現在、復興住宅を建設してまいっておりますし、これからも課題整理についてもやっぱりそのアンケートをもとに整理をさせていただいて今後の課題も整理をさせていただいたところでありますので、そういう意味では、懇談会も含め、アンケートの調査も含め、それを総括しながら第3版の復興計画をまとめさせていただいたところでございます。

委員（佐藤八郎君） 12月のアンケート、12月だったかどうかわかりませんが、そのアンケートづくり、まずは。そして、アンケートを出した相手、集まった数、報告ください。

総務課長（中井田 榮君） 12月にアンケートをさせていただきまして、2,914世帯ですね。避難前は1,700戸の世帯がありましたけれども、12月の段階では2,914戸というようなことで、世帯が分離されて、全体の総数2,914戸に対してアンケートをさせていただきまして、回収が1,788というようなことで61.4%の回収率がありました。そのアンケートの内容を踏まえて、先ほどお答えしていますように第3版の復興計画の内容もまとめさせていただいたといった内容でございます。（ ）

委員（佐藤八郎君） 年齢層は、男女別ではどうなりますか。

総務課長（中井田 榮君） 申しわけありません。今、資料を持ってまいります。

委員（佐藤八郎君） アンケートのデータは出てくるのでいいんですけども、では、説明会やいろいろな懇談会で出された意見、そのたびたび、議事録というか、録音しているわけですから、まとめられていると思うんですけども、そのことはどういうふうに生かされたんですか。

総務課長（中井田 榮君） その都度、録音しておりますので、それぞれの行政区の懇談があるごとに復命をまとめさせていただいております。ご承知のとおり、懇談会をやらせていただいたわけでありますけれども、除染と賠償もあって、なかなか除染とか賠償のほうにお話が行って、思い出してみればなかなか復興計画のほうまではご意見はいただけなかつたかなというふうに思っております。そのほか、いろんな形で村民からはご意見をいただいております。さらに、復興計画の策定委員会のほうからもご意見をいただいておりまして、それを生かした形で復興計画をつくらせていただいたと。懇談会については復命でまとめてさせていただいております。（ ）

委員（佐藤八郎君） 録音されて文書で。それは、府内会議では皆さんがあながちを通じておられるんですか。

総務課長（中井田 榮君） ある程度冊子にして府内的にはお回しをして、復命はしてございます。

委員（佐藤八郎君） その中で、2版なり3版の中に村民の意識、皆さんがある意識はきちっと生かされたというふうに、府内確認、全体で確認しているんですか。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、議会のほうにも報告をさせていただきながら、さらに懇談会もさせていただきながら、府内的には府議の中で議論させていただきながら、まとめさせていただいたというふうに理解しております。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、私、村民に報告するのに当たっては、皆さんがある懇談会、説明会、アンケートを出した皆さんの中には、府内の全課長の会議の中で確かなも

のだということで復興計画の中に生かされているんだと、それは全職員挙げてそういうものにつくり上げたんだというふうに答弁していいわけですね。

副村長（門馬伸市君）　復興計画の意見の聞き方ですが、出席された方はおわかりだと思いますが、高齢者の方が大部分です。内容も、復興計画の懇談会であっても除染や賠償の話で大体終わっていたということあります。村民の中の、出席した中の建設的な意見なんかも一部ありますけれども、やはり後から私、若い人に言わましたが、会議の持ち方というのか、今のやり方では若い人は集らないよと、こういう話をいただきました。ただ、この避難の中で懇談会をやろうとすると、どうしてもそういう今のような懇談会の持ち方しかできないのが実態ですが、一部、例えばそれぞれ団体の青年部、農協にしても商工会にしてもありますけれども、そういう組織を通じた団体の意見、若い人の意見だけではなくて、さらにいろんな職種の人の、これは抽出して意見を聞く場になるというふうに思いますが、そういう場も設けないとダメだよという指摘もいただきました。どれだけできるかわかりませんが、そういう若い人のこれからの方々の声をしっかりとやっぱり受けとめていく姿勢を村としてもとらなければならないなというふうに強く感じましたので、この4版、ワークショップなどもやっていますが、それらも含めて、ワークショップはワークショップでやりながら、あと、そういう若い人たちの意見をどうやって吸い上げていくかというのも村としても真剣に考えていかなくちゃならないなというふうに思っていますので、今までそういうことしか現実的にはできませんでしたが、少しでもそういう意見を取り入れる努力をしなければというふうに思っていますので、できれば第4版にそういう皆さんのお意見もできるだけ取り入れられればと、こんなふうに思っているところでございます。

委員長（大和田和夫君）　アンケートの、出ましたか。

総務課長（中井田　榮君）　すみません。アンケートの年代層でありますけれども、20代が5.4%、今、人數を確認したいと思って見ていましたんですけども、パーセントだけ、5.4%、30代が8.7%、40代が11.5%、50代が24.2%、60代が23%、70代が23%というようなことで、ご承知のとおり、それぞれ避難をして1,700世帯が先ほどの2,914にその当時分かれています、その方々にお出しをしてアンケートをとらせていただいたわけでありますけれども、そういう意味では、普通だったら1,700の世帯であれば世帯主が答えるわけでありますけれども、今回の場合は幅広くアンケートが答えられているというふうにご理解いただければというふうに思います。

委員（佐藤八郎君）　20歳以上、他町村では15歳とか18歳とか工夫してやっているようですが、村でやったのは20歳以上。その中の4分の1ぐらいは若い人で、残りは50、60、その上ということになりますね。（「そうですね」の声あり）その人たちの意見把握、要望については、生かされているんだということですか。

総務課長（中井田　榮君）　そのように考えております。

委員（佐藤八郎君）　郵送で送られた計画書、ことし配付されたのでことしの話なのであれですけれども、まとめ上げたものについて、余りにも夢みたいな漫画みたいな話があるという声がちまたにあるんですけども、なぜならば除染がこういう状況、放射線量について

も明らかに自分で納得するような状況になっていないという思いが強いためにそういうことになろうかなというふうに思うんですけども、そういう点ではどういう工夫をされたんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 確かに除染、賠償、目の前の課題に、どうしても村民の皆さんは当面する課題のほうに意識を持ちやすいというふうに思いますが、村としてはやはり、ちょっと一歩前というんですか、帰村後を想定しながら、村内、村外のそういう拠点づくりはもちろんですけれども、村民に戻ったとき、あるいは戻らないときの、将来我々はどうなるのかなというのが何もわからない今まで、除染、賠償だけをやっていいのかということだと思います。そういうことから、村民の方からは除染も終わらないうちに何やっているんだというお叱りも受けますが、やはり先が見えないと余計村民は不安に思うのではないかのかなと思います。5年先どうなっているんだというのが何も見えない、道しるべがない。ですから、完全なものではないかもしれません、ある程度の方向性ぐらいは計画の中に盛り込んでいかないと、やはり逆に、そういうのを盛り込まないこと自体が村民に不安感というんでしようか、将来の見通しができないという不安にもつながるというふうに思いますので、その辺は、完全なものでもないかもしれません、ある程度、指針、道しるべ的なものは、当然村の責任だと思いますから、示していくべきではないのかなというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 今の副村長の話だと、先が見えないのは3版の計画のせいではないですけれども、それも1つの先の見える柱になろうということでまとめられて出しているんだというお話であります。例えば、ああいうものができるのはいいんですけども、できる前に関係地区や関係住民のある一定の理解がないのでは、例えば深谷が突然登場してくると、深谷の人たちは、役職員含め、議会含め、何をやっているんだということに。何かそういう、物をつくり出すものもある意味では役割を果たして、それが活力になっているのかどうかわかりませんけれども余り結構なものではないなというふうに思っています。そういう意味では、その辺の位置づけをちゃんとしていかないと、安易に1年とか2年のそういう部分であれば、やっぱり今、2年半過ぎた中ですから、そろそろある一定の部分で落ちついで、職員の方々もいろいろあったでしょうけれども、ある一定の部分で落ちついで考えられるように、仕事ができるようになっているのかなと思うものであります。まず、本来の地域と村の共同体、協働の村づくりに徐々に戻らないとだめかなと思いますので、発言を求めます。

総務課長（中井田 榮君） そういう意味では、第4版につきましては今ご指摘のとおり、村民の多くの意見を聞きながら第4版についてはまとめていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 5月に小学校5、6年と中学生を中心に、教育と教育環境をよくするねらいで子供アンケート、多分実施されたのか、案しか見ていないので実施したのかどうかよくわかりませんけれども、もし実施されたのであれば、どのような回答があつてどういうふうにまとめられて、そのことがどういうふうに生かされたのか。

総務課長（中井田 榮君） 24年の7月に、学校生活及び帰村意向に関するアンケート調査を

村内の4年生、6年生の児童に対して行っております。配付枚数が340件で有効回答が272件、有効回答が80%というふうな結果でございまして、調査項目につきましては、学年、性別、「震災以降あなたが一番困ったり悩んだりしていることは何ですか」というのが問い合わせ2、問い合わせ3が、「今後、より一層皆さんの学校生活を充実させるためにどんなことを希望しますか」、4番は、「皆さんは、避難したことでの仮校舎に通うことになりました。皆さんは、村を離れてみてどう思いますか」、問い合わせ5、「村では感動体験事業としてドイツなどへの海外研修や沖縄などへの国内研修事業を行っていますが、このような事業をどう思っていますか」ということについてアンケートをさせていただいて、それぞれ回答をいただきまして、復興計画にもそうありますけれども、その後の教育委員会の活動にこのアンケートの内容を生かさせていただいております。

委員（佐藤八郎君） 今、対象は4年と6年と言いましたか。（「4年から6年」の声あり）

4、5、6ね。（「はい」の声あり） 内容は今、総務課長が読んだとおりのものを私も「案」として持っていますけれども。この震災以降の、Q2にしろQ3にしろ、これ数字的にはどのぐらいのものがあったんですか。いや、1回切りここでやってもしようがないので、議会に出していただければ。結果。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 休憩いたします。

（午後3時39分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開いたします。

（午後3時40分）

委員（佐藤八郎君） それでは、そのことについてもらっているとすれば私の勉強不足だということです。

それで、この項目の中でも非常に、一番困ったり悩んだりしていることについては、では、小学校でどのくらい、中学校でどのくらいと、もらっているとすれば私がちゃんと見なかつたのが悪いということになりますけれども。（「そんなことないです」の声あり）それをどういうふうに今、教育委員会なり先生方の間なり、そういう関係者については渡されたり父兄の皆さんがもらったりして活用されているんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 申しわけありません。きっと渡しているかと思いますけれども、なお、もう一度出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、アンケートの内容につきましては、何回も申し上げましたように、この内容につきましては教育委員会にももちろんお渡ししておりますし、府内的には府議の中でお渡ししておりますので、その後の研修等々に生かさせていただいているというのが1つと、もう一つは、復興計画の中にも、策定委員の中で検討もさせていただいておりまして、その後の復興計画の内容、さらには今後の課題整理の中でも十分に検討させていただいて、今後の課題の中にもありますけれども、やっぱり今後、教育環境施設の再開というのが一番の課題ではないかというようなこともありますので、今回のアンケートも生かさせていただいて、復興計画の内容、まとめに使わせていただいたといった内容でございます。

委員（佐藤八郎君） では、まことに申しわけないですが、次に。4月25日提出の飯館村小中学校長会からの要望書について、これはどこまでこの要望に沿って施設整備、修繕がされているんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 各学校からの要望事項でございますが、いろいろ出てございます。ただ、24年の春先に総務の文教常任委員会さんのはうで学校訪問をしていただいたときにも見ていただいたわけですが、いろいろと仮設の学校ができたばかりということで、基本的な設備は整っているわけですが、なかなか設備の充実ということがなくて、学校からの要望がかなりあったということでございました。それで、24年中にある対応させていただきまして、本年のまた春先にも昨年に引き続きまして総務の文教常任委員会の皆さんの調査をしていただいたところでございますけれども、その際は各学校からの要望がほとんどない状態ということで、24年中、各学校から出てきました要望については、大方対応できたものというふうに考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 危険性があるという要望については、応えられたんですか。

教育課長（愛澤伸一君） ちょっと申しわけありません。内容について今、手元に資料ございませんで、大変申しわけございませんが、もし具体的に危険の内容を把握されているのであればお示しいただきたいと思いますけれども。（「教えろと」「危険箇所あれば教えてくれと」「要望書」「階段の手すりとかじゃないの」「もらったんだべ、あるんなら。危険って書いてあるところ。体育館の壁に窓ガラスがあつて危険……」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 休議いたします。

（午後3時45分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開いたします。

（午後3時45分）

教育課長（愛澤伸一君） 失礼しました。ちょっと手元に資料がなくて大変ご迷惑をかけました。

体育館の窓でございますけれども、小学校の体育館ですが、つくりました当初、窓はいわゆる学校用の、スクール用の窓ガラスで、大きく割れて子供たちがけがするようなものじゃないんですけども、それでもやっぱりボール等がぶつかると割れるおそれがあって、危ないということで、窓枠をつけなさいということで上がってきておりまして、こちらのほうは木製の棟を回して対策済みでございます。それから、バス回転場のフェンスがちょっと深く入っていなくて少しぐらぐらすると。危険というよりもちょっとぐらぐらするということだったんですが、こちらのほうも基礎を直しまして対策済みでございます。（「南校舎はなかったの。南校舎の特別教室等の渡り廊下の横板。雨風が吹き込んで危険だという。対応はしたんですか」の声あり）

教育課長（愛澤伸一君） 大変申しわけございません。南校舎と特別校舎をつなぐ渡り廊下の改修の件だと思いますが、こちらも対応してございます。（「危険なところ、改修したかどうか確認をしました」の声あり）

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

委員（飯樋善二郎君） 説明資料の51ページ、除染現地説明の立ち会いの謝礼、4行政区ということで、予算額3,800、実績で176万ということですが、どんな、説明会のときにこの4行政区に対応したのかます。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染の現地説明の立ち会い謝礼ということで4行政区でございます。この謝金につきましては、1回だけでございますが、現地説明、それぞれのお宅の除染契約書、写真入りで大きな封筒でお渡しをしたもので、現地説明させていただきますというふうに2回目の説明会で多分お願ひしまして、そこで、今度現地にほうに入って、それらに基づいて説明をする際に立ち会っていただいたときの謝礼でございまして、一応4行政区については二枚橋、須萱、臼石、上飯樋、あと草野の西側の4行政区ということで269件のお支払いをしているという状況でございます。これは、繰り越しということで、25年度にそのほかの、多分、この行政区の中でもまだ、大体現地説明は終わったかと思いますけれども、あとは25年度でそのほかの行政区についての現地説明で今現在も支出をしているという状況でございます。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） 私はなぜこの質問をしたかといいますと、まず、今の現状は同意が思うように進まない、除染も結果、進まない。説明では、仮置き場の問題等同意が進まないのが要因で除染が進まないと、こういうことですが、繰り越し明許でほとんどの予算が残っているわけですよね。この目的は多分、説明に参加していただいた方々にこの謝礼を出すということだと思うんですが、同意が進まないような状況のときに、同意のための説明をする努力、村としての。国任せで今までずっとやってきて、ほとんど住民の理解を得られていない、こういう状況の中で、なぜこういう予算を組んでそれを生かそうとしなかったのか、まず伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） この現地説明の謝金という部分につきましては、国のほうの考え方で進めているという状況でございまして、私ども村におきましては、現地説明、何回もやっている状況であるということで、2回とかその部分の要求をしているところでございますが、なかなか、国のはうは、現地説明についてはよその市町村においても1回だけだということで、1回限りの支払いということでございます。

それで、同意取得に当たって国任せということでございますが、当初のころはそのようなことでおりまして、ただ、同意が進まないという状況におきましては、村としてもやはり現地のほうに出向いて説明をしたいということで、今年度、24年度、二枚橋、須萱、何しろ同意をもらわなければ進めないということで、二枚橋、須萱については村も入らせていただきたいという形で進めてまいりました。そのほかの行政区についても、やはり村民の方々は環境省とか業者が来ただけではなかなか、不安に思うという部分もあったものですから、村職員が入ることによってある程度、村民の方々も安心といいますか、信頼という部分が若干上がるのではないかということで、国のはうには何度も申し出をしております。ただ、その段階ではなかなか国のはうが配置的に要請をしてこなかったという現状になっております。今現在、26年度の4月から全行政区、4月から入るということでは、年内前に同意なりいぐねの契約まで済ませるようなことで進めてほしいということで国の

ほうに話をしております。ただ言うだけではなくて、やはり職員も入るから進めてほしいという話もしております、今、そのような体制も組むということで国の方も了解をしていただいているということでございます。あえて村のほうは離れて云々ではなくて、村のほうも入っていって何とか村民に同意をいただくということで、職員が入ることによって若干違うという部分の推進を図られるということをお願いして、国の方とは協議をしているところでございます。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） そういう説明をずっと繰り返しているわけですけれども。住民から出されている同意が進まない理由として、いろんな課題があります。その課題を解決しようとして要望なりを何回も国と、特別委員会等でも話をしてきたところですけれども、ほとんどの課題がマニュアルどおり繰り返すだけでほとんど前進がない。こういう状況で、同意ができないよという人のことをどういうふうに考えているのか私は疑問に思うんですが、同意をしないところは後回しでもいいよという話をずっとやっているようですけれども、それで果たして本当に飯館村の除染が安全なものになって、住民の理解を得ながら進められるのかどうか、このことをどう考えておりますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、飯樋委員のほうからおただしの内容、本当にこれまで、今思えば去年の5月から同じ内容の繰り返しをやってきたのかなというふうに思っております。この9月になってもまた去年と同じような状況ということで、3つの行政区の発注は進んだということもあります、実質的な協議をしてきている内容での進展はほとんどないのかなと。いぐねとか農地除染とか、あとは除染困難な建物の扱い方もある程度方向性は決まったところありますが、細かい部分についてはなかなか進んでいないというのが現状かなというふうに思っております。

委員もご存じのとおり、今まで議会のほうからも特別委員会なりでいろんな要望を出していただいたこともあります。あと、村のほうでもそれぞれ環境再生事務所の幹部の方々に聞いて検討するようにということもしておりますけれども、何しろ事が進まないということで、そういう中で、除染を進める部分でもなかなか村民の方々に理解を得られないという状況でございます。今までの経過の中でも、国の裁量として融通をきかせるような部分とか幅を持たせる部分で幾らかでもお願いしたいということでございますが、その判断、きちんとした回答を得ていないという部分もございます。それについても今後、要望等はして協議をしていきたいというふうに思っておりますが、いかんせん村が言ってもなかなか進まないというのが現状でございます。今後ともそれらを進めていきたいというのが今現在、答えられる部分かなというふうに思っております。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） 除染については非常に問題が多くて住民の理解が進まない中で、私も毎月のように部落に帰ってそういう話し合いの場を設けておりますけれども、その中で出される課題、非常に多くの課題があります。しかしながら、これは簡単に変わろうとしない国の姿勢もありますし、そんな中でも、まず除染を進めるための同意をどういう形で進めるのかというのは大事な除染の条件だと私は考えているんですけども、この同意を進めるために、国任せで今まで1年間ずっと進まなかつた。これを進めるために、やはり村

としてももう一歩進んでこの対応を考える、こういうことはどうなんですか、考えていますか。

村長（菅野典雄君） まず、除染の現地説明会の立ち会い謝金ですが、先ほど課長が説明しましたけれども、補足しますけれども、これは飯館村が国直轄になったときに、国直轄はどうしてもやっぱりいろいろな問題が出てくるので、幾らかは我々も口が出せたりやれるようなところをつくっていただけないかという形で議会ともども言った結果、ある程度の予算をもらった。その中の大きな1つに、やはり除染のときに何回か立ち会っていただく、それに5,000円ぐらいのお金を出してくれないと、我々仕事を休んで行く人もいるんですよという話だったんですね。ついたんですが、結果的には後から国のほうが、ほかの自治体との兼ね合いもあるので1回にしてくれということで今1回をやっているということですから、基本的にこれは飯館村が言ったことによって立ち会い謝金が、1回ですけれどもできたと、こういうふうに考えていただければというふうに思っております。

それから、今お話がありました除染についての同意の問題なり仮置き場の問題、基本的には環境省が現場を知らないためのいわゆる机上の空論であったり、あるいは組み立て方が、いかに同意をもらったりスピードをあげるためにというところがわからない中でやっているのが主な原因です。ただ、そこを我々は国の直轄ですから、なかなか、何ていうんですか、口が出せないわけではなくて出してきたんですが、変わらないというところの問題かなという気がしますが。ここに来てこれ以上はもう、同意なりなんなりが進まないということではどうしようもないで、かなり前から飯館村も一緒になってやることはやぶさかではない、スタッフもある程度そろえて待っていますという話をしているんですが、ここがまた、そこをうまく活用してやろうという國の力量がないというか。それで、再度この前、その話をしました。二、三日前の朝の会議でも、環境省のほうにきつく申し入れをしました。できるよう、同意を進めるような体制をとるために、村も必死になってやらざるを得ないし、やりたいと思っているんだからという話をしたところでありますので、相手があつての話ですが、幾らかは進むのではないか、あるいは、我々も協力をしていくたい、村として一生懸命やっていきたいと、こんなふうに思っているところであります。

委員（飯樋善二郎君） まさにそのとおりだと私も認識をしておりますけれども、このことにつきましては、住民の理解を得るために必要なこと、これが幾つかありますよね。そういうものを解決しないとなかなか先に進まないことは事実で、まず、今、住民が多くお話しされているのは、1回目の説明に環境省と村が参加をしましたよね。行ってくれましたよね。その際に、もう一度同意をもらうための確認に来ますよという約束、ほとんどの行政区でしているはずなんです。これが、ほとんど2回目の説明には行っていない。ここを私はまだ、行ったという確認はしていないんですけども、どうなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 上飯樋行政区につきましては、会合等については、説明会等には多分にして2回か3回やっているかなというふうに思っております。多分にして、最初の現地説明等での説明を聞く中で、多分にしてなかなか、地区の方々が納得をしないという部分があったり、多分、上飯樋行政区につきましては再除染の考え方方がはっきりしないと困るというような話もあったり、いぐねの話があつたりという部分で、多分にしてそこ

で行政区さんのはうからいろいろな提言があって、その対応でなかなか環境省が動かなかつたという部分があつたかなというふうに思っております。その間、全体の説明会をやる、あとは区長さんはじめ地区の役員の方々と環境省が詰めるというような部分もありましたが、なかなか進んでいないという状況で、ただ、環境再生事務所からの報告では、役員さん、これも、このごろの話ではなくて前の話の中で、なかなか国に対して言っても全然計画は変更しないんだなというような言い方といいますか、発言をいただいたということで今後進めざるを得ないというようなことでの話は聞いておりますが、その後の進展がないというのが現状かなというふうに思っております。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） その話ですけれども、上飯樋だけではなくてほかの行政区も、私も懇談会等に参加をさせていただいて話を聞かせていただきました。ほとんどのところで、1回目の説明と、2回目というか後の対応が違うという話と、それから、もう一度再確認をして同意をもらうというのがほとんどの行政区が認識をしていますよね。ですけれども、その2回目の説明に来ないので、同意の準備はしているんだけれども同意のしようがないという人もいるんです。ここをどう思っていますか、村としては。

復興対策課長（中川喜昭君） それらの対応について、動いていなかつたという部分については大変おわびをするしかないかなというふうに思っております。それで、先ほどもお話ししましたように、来年、26年の4月から入れるようにということで、同意取得も含め、あと、いぐねの契約に向けてということで、同意関係の担当、あとはいぐねを調査する担当で再度現地で説明をする、あと、聞き取りをするというような形で9月中旬ころから入る予定をしているところでございますので、その中でまたいろいろお話をいただければというふうに思っております。今現在、そのような形で進めているところでございます。以上であります。

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） ここで休憩をいたします。再開は16時30分といたします。

（午後4時06分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をいたします。

（午後4時29分）

委員（佐野幸正君） 決算書の19ページですが、保育所保育料、収入未済額ありますが、これは何件あるんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 1件でございます。

委員（佐野幸正君） 今度の東電からの補償金なりなんなりですぐに払える金額だと思うんですが、この辺の徴収をどのようにやっているんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） こちらからご連絡をして、払っていただけるように督促をしているところでございます。以上です。（「何て言ったの」の声あり）

委員長（大和田和夫君） 答弁、もう一度お願いします。

健康福祉課長（藤井一彦君） この方は大分前に引っ越しをされておりまして、今、南相馬の

ほうにいらっしゃる方なんですが、賠償金をもらう対象者には入っていないということでございまして、なかなかお金は取れないという状況でございます。以上です。

委員（佐野幸正君）　いや、賠償をもらっていないなくても、これ結構、やっぱりもらわなければならないでしょう。督促は出していると思うんですが、督促出してもいただけないとなれば、お願ひに行ったり、待ったりしてもやっぱりもらうべきではないんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君）　おっしゃるとおりでございます。今後、努力していきたいと思います。以上です。

委員（佐野幸正君）　では、その下の広域農業開発事業費負担金ですか、これも収入未済額があるようですが、内容はどのようになっているんでしょうか。

住民課長（濱名光男君）　広域農業開発負担金の収入未済額ですが、阿武隈開発の土地に関する負担金であります。滞納者が7名で430万8,540円となっているところであります。中には、約束いただいている……。失礼しました。430万は収入額として未納額は……。失礼しました。滞納者は3名で、430万8,540円であります。一応、完納者もありますけれども、未納者については約束をいただきなり、そういうことで努力しているところであります。以上です。

委員（佐野幸正君）　約束をしているのでは、今年度あたりには未納額はなくなるという予定でございますか。

住民課長（濱名光男君）　この部分については、ある程度約束をいただいておりますので、完納できるように努力したいと思っております。以上です。

委員（佐野幸正君）　21ページの公営住宅の使用料、237万8,900円ですか、その内容はどのようなになっているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　24年度からの未済額ということで、実人数が12名で、月数であります200月分になっております。（「200月分」の声あり）住宅のほうは月ごとの徴収になっていますので、トータル12名で延べ月が200月になります。

委員（佐野幸正君）　家賃督促手数料、あがっていまして、督促は出して納めてくださいというお願ひはしているんだと思っていますが、本気になって徴収しているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　24年度中におきましては、督促という形ではなくて、納入のお願いという形で三月に1回ほど納付書を配りながら納入のお願いをしてきてているという状況でございます。そういうことで、24年度中には実人数10人で203月の納入があったという状況になっております。以上であります。

委員（佐野幸正君）　督促をして一生懸命集めているから、今年度中に完済をしてもらえるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　住宅使用料につきましては、震災前にも明け渡し請求なども施そうかということで議会のほうにも協議をさせていただいているという状況で、現在、長期的に不在になっているというような部分とか住んでいないという部分もあります。何しろ全て納入していただくように努力はしますが、全て納めていただけるかどうかという部分はありますが、今後とも努力をしてまいりたいと思っております。以上であります。

委員（佐野幸正君）　住宅ですから、行き先わからないという人もいるでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 私ども、全て個々のケースまで周知はしておりますけれども、住所不明の方もいらっしゃるというような覚えもしております。前にも、多分23年度あたりに明け渡し請求をしながら退去をしていただくというような手続もしようかという部分もあったようありますので、今のところ、明け渡し請求については住所の確定はしているというところであります。そういう意味では今後、連絡等をとりながら努力をしていきたいというふうに思っております。

委員（佐野幸正君） 決算説明資料の3ページですか、飯野支所等の使用負担金520万ですね。今、村では区域再編ということで事業所再開もしているような状況ですが、役場はいつ、村に帰るというような予定ですか。

村長（菅野典雄君） 飯野支所の負担金からそこに行くとはちょっと思っていなかったので。役場のほうは今、ずっと当初から職員が1人ないし2人はずっとあけておりまして、何か住民の皆さん方がそこである意味では最低限の用足しなりなんなりができるようにとか、あるいは、どこからか連絡があった場合にはそこで対応ということでございます。そういう意味では、この負担金が一日でも早くなくなるようにということが我々の望むところでありますので、少しでも早くその負担金がなくなるようにしたいというふうに思っています。ただ、これ、幸いにこの程度の支払いにこれだけのところを使わせていただいているというのは非常にありがたい話ですが、ありがたいからといっていつまでもいる話ではございませんので、できるだけ早くこの500万の負担金を終わらせる段取りをしていきたいと、このように思っているところであります。

委員（佐野幸正君） 村で操業している会社、いろいろな事業所も村では帰るようにというような政策で進めていると思うんですが、やっぱり村の中心になる役場が帰らないと、やっぱり村の帰村というのは、除染もそうなんですが、やらなければ進まないんですが、やはり役場は中は線量も低くてきちんと私は仕事ができると、このように思っておりますが、なるべく早い、帰村のために役場はやはり飯館に帰るべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） いわゆる避難のときに、9つ、現実には7つの事業所などが残っていました。その後、区域見直しによって今、大体25の事業所が避難先から通って飯館村で操業していただいていると。その人たちのお話を聞きますと、非常に大変な状況だというお話を伺っていますし、また、大きな会社は非常に今後難しくなるので、今、お話がありましたようにできるだけ早く役場なり診療所なり、あるいは商店なりが戻ってきてほしいと、こういうお話を聞いていますし、そのうち要望を持ってくるというようなお話を聞いているところであります。したがって、今おっしゃったお話はまさにそのとおりでありますので、一方で、できるだけいい環境をつくってほしいというのと、一方で、頑張っている人たちがもう限界だというところとの、そこら辺を、両面をどういうふうに見ながら、できるだけ早く除染のことを進めながら、この辺でやっぱり村は戻りましょうというところを考えていくかというのが大切なことだというふうに思っておりますので、そういう意味から、今お話しいただいたことは十分承知をしながら、これから皆さん方にもその辺を考えいただきながら除染とのにらみで詰めていければと、このように思っているところ

であります。

委員（佐野幸正君） それでは、次に、15ページ、災害復興住宅について伺います。災害復興住宅、9,800万で土地は買ったようです。前の話ですが、建設用地内の工場の解体工事ですか、最初、その土地を買うと、建物をつくるとなったときに、大体予算額2,000万ぐらいでできるんでしょうというような簡単な話がありましたね。それに対して4,600万もかかった、壊すのに。4,600万もかけるんなら、きちんと真ん中に、今の現状でまた同じくつくるなら本当に無駄な費用ではないのかなと私は思うんですが、どのように考えているんですか。

村長（菅野典雄君） 多分、佐野委員から、もともとあった建物をうまく使ってというようなお話をいただいたというふうに思っております。忘れているわけではありません。我々、この復興災害公営住宅は、何せ避難している我々が入ることもさることながら、あくまでも、県営住宅でもありませんし村営の住宅で、いずれ災害住宅が地元の住宅になると、こういうことも考えていかないと、いつまでもまた村が20年も30年も自分の村以外のところに住宅を持っているというわけにもいきませんので、そう考えますと、後々のことややっぱり考えますと、引き受けたところが喜んでいただくようなものをやっぱりしていかなければならないのも1つ理由としてあるなど。そんなことで壊させていただくことにお願いをしたところであります。いろいろ見積もりをとりましたらば、こういうときでありますのでいつもよりも処理や何かにかかる、ある程度お金がかかっていくということで予算額はとらせていただいたんですが、24年度にはそれがなりませんでしたので、25年度でそれは壊す形になるということであります。金額は、実績は出てくると思います。以上のような話であります。

委員（佐野幸正君） これからその土地には23戸の住宅をつくるということで、その住宅は災害復興住宅ですが、県の復興住宅と違いがあり過ぎるのではないのかなと、計画からいって。私は非常にこれから、入る人、県営住宅との比率でいけば、非常にあそこに入った人たちだけが優遇されるというような形になると思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 当然、優遇という形の言葉が当てはまるかどうかわかりませんが、これから希望をとって選定をさせていただくということになることは事実でございます。県営アパートは、いずれ入らなければほかの自治体の人たちも入ってきますし、県営アパートですから一般の県民も入れると、こういうことになるんですが、何度も言いますように村営でつくるということになりますと、やはりバトンタッチしたときに地元の人たちが喜んで入っていただけるようにというのが、これだけいろいろなところで地元に、大変なお世話になりながら我々2年半の生活、避難生活、そしてまたあと2年そこそこかかるということでありますので、そこはやっぱり十分に考えていくことが自治体としての責務であり、飯館村のとるべき考え方ではないかと、このように思っていますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

委員（佐野幸正君） この復興住宅、23戸だけですよ。その人だけ、入った人は非常に、県営住宅や何かと違って快適で非常にいいと、こう多分なるでしょう。でも、ほかの災害住宅に入った人々は、おらも入りたかったげんちょも村ではあそこたけだもんなど、あそこ

だけ入った人が優遇されて俺らのところは不十分だと、こういう話が出るのは必然だと思います。その辺の対策はどのようにするんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 確かに面積からすれば23戸というのは非常に余裕のあるつくり方だと、このように思っていますが、1戸1戸の建物そのものは、村の村営住宅でその後深谷とか臼石などにつくったのと、若干は違いますけれどもそう変わらないつくりなり広さだというふうに考えているところであります。したがって、ただ、大勢の人には入っていただけないというところがありますので、そういう意味では、まだ村内の拠点なり、あるいは県営の住宅なりをできるだけ早くつくって、それぞれ子供のことあるいは仕事のことを考えると、福島の市内のほうがいい、あるいは相馬、南相馬市のほうがいいということもやっぱり出てくるだろうと思います。その辺、もしさうであれば、多分、住宅費とか何か、その辺でまた何か考えられることが出るのかどうか、何せまだこれからでございますので、いろいろ今、いただいたご意見を頭に入れながら考えていただきたいというふうに思っております。（ ）

委員（佐野幸正君） 復興住宅のことですので、これからのことを見いては議題外になるかもしれないんですが、村内にも拠点の住宅をつくらなければならないと思うんですが、この考えはどのような考え方を持っているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今これから、村営住宅の、いわゆる戻られるのか戻られないのかというのはアンケートをとっていきたいというふうに思っています。何せ村営住宅は村の建物ですから、村で責任を持ってこれからしっかりとしていくかなければならないというところがありますが、基本的には、今回の災害によって5年以上帰れないという方に対して何か村として考え方を持っていかなければならぬだろうというところと、それから、あちこちから飯館村に通って飯館村で仕事をしていただく方を確保していかなければならぬということになりますと、人によってはできれば飯館に住むところがあればそのほうが仕事にも集中できるという方も出る可能性もある。そういう中で、村内にも今までの村営住宅だけではないまた新たな住宅ということも必要ではないかと、こんなふうに考えての復興住宅の考え方だということでございます。以上であります。（ ）

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほどご質問ありました解体工事の費用でございますが、最終的に変更しまして金額が2,655万4,500円の竣工でございます。まず、4,600万ほどやった部分については、解体と一緒に土壌の剥ぎ取り、除染を含めてやるという計画だったものでその金額程度になっておったんですが、実質、除染は県のほうの補助をいただいてやるというふうに方向転換したものですから、最終的には解体のみということ、あと、産廃処理をしたということで2,600万ほどの金額になったという状況でございます。以上であります。

住民課長（濱名光男君） 先ほど佐野委員の決算書の19ページ、広域農業開発事業費負担金の未納の件ですが、ちょっと答弁が誤っておりましたので訂正させてください。まず、未納者の人数ですが、8名で430万8,540円がありました。それから、納入の見通しであります、今、既に2名は完納しております、6名が未納となっております。その中で、実質財産もなくて破産状況と思われる方が1名、それから、本人が死亡して納付誓約をい

ただいていない方が 2名ほどおります。そんな中で、全て約束済みで納まる見込みだという部分はちょっと誤りでしたので、難しい方が 3名ほどいるということで、そちらについては銳意努力をしてまいりたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

委員長（大和田和夫君） 今の答弁について、よろしいですか。（「わかりました」の声あり）

以上で本日の委員会はこれで終了いたします。

なお、あすは午前 9 時からこの場において開催しますので、定刻までにご出席くださるようお願ひいたしまして、本日の委員会はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4 時 56 分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月3日

決算審査特別委員会委員長

大和田 和夫

()

()

平成 25 年 9 月 4 日

○
平成 24 年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第 3 号）
○

平成25年9月4日、飯舘村役場飯野出張所議会議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員(10名)

委員長	大和田 和夫君	飯 橋 善二郎君	北 原 経君
副委員長	北 山 文子君	菅 野 義人君	大 谷 友孝君
委 員	松 下 義喜君	志 賀 納君	
	佐 野 幸正君		
	佐 藤 八郎君		

◎欠席委員(なし)

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅 野 典雄	副 村 長	門 馬 伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	濱 名 光男
復興対策課長	中川 喜昭	生活支援対策 課長	細 川 亨
会計管理者	但 野 正行	健康福祉課長	藤 井 一彦
教育委員長	佐 藤 真弘	教 育 長	八 卷 義徳
教育課長	愛 澤 伸一	代表監査委員	佐 藤 榮一
農業委員会長	菅 野 宗夫	農業委員会 事務局長	但 野 正行
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 斎藤修一 書記 山田郁子

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（大和田和夫君） おはようございます。

きのうに引き続き、決算審査特別委員会を再開いたします。

（午前9時00分）

委員長（大和田和夫君） 質疑の際は、挙手の上、発言の許可を受けてから、それぞれページと項目を示し、できるだけ簡明にお願いいたします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いしたいと思います。

それでは、議案第51号から議案第56号までの6議案について一括して質疑を行います。

これから質疑を許します。

復興対策課長（中川喜昭君） 昨日、佐野委員からの住宅未納の件につきまして、月数が、私、数字を見間違っておりますので、きのうの答弁で200月というようなことでお話ししましたが300月の間違いでありましたので訂正させていただきます。人数的には12名、あと住所不明ではなく、全て納入のお願いをしているという状況であります。

よろしくお願ひいたします。大変申しわけありませんでした。

委員長（大和田和夫君） 質疑ありませんか。

委員（大谷友孝君） それでは、何点かお尋ねをいたします。

12ページの一般管理費で、自治会の役員報償等がございまして、若干の不用残があったようありますけれども、この要因についてお尋ねをしたい。

総務課長（中井田 榮君） 自治会の役員の報償、8の報償費の一般報酬の367万7,403円のこととでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

この件につきましては、昨日もお答えしておりますけれども、16自治会の役員報酬というようなことでお支払いをしております。仮設住宅が12、あと県の借り上げの自治会が4自治会、合わせて16自治会の役員報償となってございます。会長が10万円、あと副会長が3万円、庶務・会計が2万円、班長さんが1万というようなことでの役員報償となってございます。（「余った内容はと聞いたんです」「不用残が出ているのはどういうことなんだ」の声あり）

その差はどういうことかというようなことですけれども、実は、役員さん全部当初見ております。ご承知のとおり辯の職員、その分はダブリになりますので、その分は差し引かせていただいたというようなことで不用残が残ったというようなことでございます。

委員（大谷友孝君） 今説明があったように、規約等々を見ますと会長、副会長、庶務・会計、班長というふうになっていますよね。私の承知しているところでは川俣の自治会でしかれども、ここは班長制度をとってないんです。みき幹事という制度をとっていまして、会長、副会長、庶務までは支払いがされているんでしょうけれども、みき幹事については支払いがされていないという経過があるんですけども、こういう実態を把握していますか。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 休憩いたします。

(午前9時05分)

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開いたします。

(午前9時05分)

総務課長（中井田 榮君） 24年度につきましては、ご指摘のとおりお支払いをしておりません。ただ、現在生活支援対策課のほうで自治組織のほうを持っていただいておりますけれども、25年度については協議会の中でそのような議論に、今ご指摘のような議論になっているというようなことで、25年度についてはお支払いする方向で今協議をしているというようなことでございます。

委員（大谷友孝君） では、24年度ではそういう承知はしていなかつたけれども、新年度においてはきちんと対応するということでよろしいのでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 25年度については、今自治会をやっておりまして、その都度協議している段階でございまして、まだ今のところ検討中でございます。以上でございます。

委員（大谷友孝君） 検討中ということありますけれども、ぜひ実態を把握されまして、それなりの活動はしていただいているわけでありますから、きちんと精査をお願いするところであります。

続いて19ページの緊急雇用で見守り隊、消耗品の中身は回転灯とかベストとかという説明がございましたけど、隊員の中から、やはり回転灯を全車に配備すべきでないのかという声も伺っておりますけれども、そのような声は承知をしているのかどうか、お尋ねをしたい。

住民課長（濱名光男君） 回転灯の全車取り付けでありますが、風で屋根の上に出ている線が、特に冬場、振動でビニールの部分が固くなっているところが振動で破れて、配線の故障がかなり多いという状況もありまして、全車取り付けということありますけれども、なかなか費用的な部分もありまして、それから故障の部分のメンテナンスも大変だということで、今のところは交代するたびに引き継ぎを兼ねて取り外してつけ直すというふうな対応をしているところであります。

委員（大谷友孝君） 隊員の中からそういう声が出ているということについて、もっと真剣に考えて、回転灯がついているからどうのこうのということではないんでしょうけれども、やはり士気の高揚にもつながるものでありますから、やはりそういう声は真摯に受けとめて速やかに対応するという、予算云々等については、これ申請次第でしよう、この補助金というのは。

住民課長（濱名光男君） 確かに全車という話もありますが、あと回転灯の取り付け講習の部分ですね、つけた方の。その辺もありますので、検討させていただきたいというふうに思います。

委員（大谷友孝） 隊員の士気ということを申し上げましたけれども、隊員の士気がにぶるような声がされた隊員があったというふうに伺っているところでありますけれども、課長はどのように捉えていますか。

住民課長（濱名光男君） いろいろなうわさなり、住民からの意見等ありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

委員（大谷友孝君） 実名は私も出しませんから。ただ、隊員の中で、ああいう隊員がいては困るというような話があって、ある行政区が全員招集されたと、その隊員。そういう経過があったやに伺っております。ですから、その者に対しての指導はどうだったのかということなんです。

住民課長（濱名光男君） 一応、本人のほうに事務局を通じて私のほうからお話ししたいということで連絡をさせていただきました。それで、本人が、私が行く前に住民課のほうに来てお話をさせていただいたところであります。悪かった部分については反省しているということで、今後、そのような迷惑をかけるようなことは一切しませんということで、あと、具体的に事実が確認できなかったということで、あくまでもうわさの域に過ぎないという判断をさせていただいて、本人が十分反省したということで、隊長さんのほうにもご連絡をしたところであります。

委員（大谷友孝君） 隊長は、今年度不採用が1人出たということで全員を招集かけて、ところが、一時不採用になったというのが、また採用という通知になったようありますけれども、その辺の経過についてもお知らせいただきたい。

住民課長（濱名光男君） 採用決定については伺いの段階でありますて、事務局が早まって隊長さんの机に置いたという経過がありまして、正式決定は私が当人とお話しをして、話を聞いてからという状況であります。ちょうど、本人が役場に来られたときも隊長さんちょうど見えていまして、一緒に話を聞いたという状況であります。以上です。

委員（大谷友孝君） 私、常々申し上げていますけれども、やはり指導とかそういうことではないんですね。そういうのは、やはり教育をもって当たらなければならぬんです。ですから、その隊員個人だけでなく、やはり見守り隊の人たちがあれだけ一生懸命やってもらっているわけですから、やはり隊員の士気が落ちるような行為は困るわけですよ。ですから、その辺の教育も、以前に申し上げましたけれども、その対応はとられていますか。

住民課長（濱名光男君） 隊員の行動なり職務に当たっての心構えでありますけれども、やはり住民からも、たまに、昨年は特に多かったんですけども、ことしはないんですけども、いろいろな指摘があるたび、事務局を通じまして、各隊長さんを通じて注意を促して改めるように指導をしているところであります。

委員（大谷友孝君） 私も警備士の経験から、やはり一番怖いのは慣れなんですね。こんなもんだろうという、それはやはり常に教育をもって意識の向上を図らなければ向上しないんですよ。日常、そんなに問題があるわけではありませんし、犯罪もそう頻繁にあるわけでないですから、どうしても見落とすところが出てくる。気の緩みといいますか、そういうところがありますから、やはり、警備士なんていうのは年に何十時間という教育なんですね。指導ではないんです、教育なんです。全てそうやれとは申しませんけれども、以前にも申し上げましたけれども、やはり警備士の教育というのは警察ではないんです。やはり、餅は餅屋でありますて、警備士は警備士の教育が必要だと思うんです。そういう取り組みも、やはりせめて年1回でもそういう取り組みをされてはいかがでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 昨年も、決算委員会のときに同じようなご指摘をいただいております。「検討させていただきます」というふうなお答えをしたところであります。全員が全員、隊員の構成ご承知かと思いますけれども、やるとすればある程度、何人か、その班の中で、全員というわけにはいかないと思うんですが、人数を限って、人を見てある程度そういうことは検討していきたいというふうに思っています。

委員（大谷友孝君） 23ページでございますが、相馬看護学校に相当の金額を出しているわけでありますけれども、24年度には入学者がなかったということであります。避難の中、また飯館高校もああいう状況で勉強されていて容易ではないのかなというふうに思いますけれども、せめて1人ぐらいはということで毎年推薦をして入学をさせてきたという経過でございますが、24年度についての取り組みをお知らせいただきたい。

副村長（門馬伸市君） 私も相馬看護学校の運営委員のメンバーに入っておりますので、現状を報告したいと思います。

それで、以前は飯館村というか地元枠ということで40名定員のうち半分は地元枠ということでやっておりました。ところが、年々相馬看護学校の国家試験の合格率、地元枠で入った方が国家試験の合格率が低い、よそのほうから来た人が高いというのがずっと続いてきたみたいです。それで、以前は飯館村は飯館村枠ということで1人、毎年大体入っていた、相農の飯館校以外の地元出身者も含めて入っていましたが、やはり、余り程度が低い人を無理にその枠を使って入学をさせますと、本人もついていけない、最終的には国家試験に受からないということが続いたようでありまして、それで、内申する際、ある程度、地元枠といいながらも、ある程度優秀な方でないと、過去の例からすれば本人も苦労するし最終的には目的が達成されない、国家試験が受からないと、こういうことでありますので、この24年度ゼロというのは、内申のときに、私、細いことわかりませんが、経過としては内申のときにある程度、国家試験が合格できそうな方を内申ということに現在は変わっているようであります。したがって、24年度は、飯館村枠では入学者ゼロということになったんだと思います。

委員（大谷友孝君） 結果的に、今申されたように最終目的が達成されないということであれば、本人にも苦痛になるんだろうというふうには思いますけれども、やはり、当初この学校が設立するに当たって、飯館でも大きな期待を始めたわけですよね。できるだけこういう学校を出ていただけて、県内にしろ県外にしろ人のためになっていただきたい、そういう指導者になっていただきたいという思いがあったはずでありますから、いかんせん、そういう学力といいますか、そういうものがネックになっているというのであれば、無理な勧誘もできないんでしょうけれども、やはり、飯館高校にも若干の補助金は出しているわけでありますから、やはり学力向上も含めまして、そういうような働きかけもあってよろしいのではないかなど。今後の子弟育成にも役立つようなものになればなというふうに思っておりますので、もう一度この取り組みについて。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりだと思います。飯館校に限らず、今まで原町高校とか相馬のほうからも看護学校のほうに飯館枠ということで入学されている方もおりますので、飯館校に限らず飯館村からぜひ相馬看護学校のほうに行って、できれば地元の相馬地

方のそういう施設、病院等に勤務していただければ一番いいことではないのかなというよう思います。

現在、よそから、相馬地方以外から、宮城県とかいろいろなところから入っていますが、その方々はほとんど地元の病院のほうに勤務しないんだそうです。できれば、相馬地方のそういう枠で入った方は相馬地方の病院関係に勤務している方が多いということありますので、せっかく地元でつくった看護学校が地元の病院に貢献できないようであれば、非常に問題だということで、運営委員会の中でも、学校そのものがもう少し地元に残る対策をきちっとしないとだめだよという話も委員会の中ではありました。

結局、いろいろなところから、今までの就職100%にして、国家試験はもちろんですけれども、今までのつながりでいろいろな施設からオファーがあって、そこで慣例的にそこに行ける態勢をとってきたのも一部あるみたいなんですね。ですから、それだとよそに逃げてしまうということなので、やはり、今回の大震災と原発の関係もあって、さらに就職しない人が多くなってきて現状を見れば、やはり地元に残っていただく、そういう態勢をしっかりとやらないとだめだよということになっていますので、管理者が桜井市長だったですか、看護学校の、しっかりと地元に残っていただく対策をということで、今やっているところでございます。

委員（大谷友孝君） 同じような質問になるかと思うんですが、32ページの2級ヘルパー養成支援事業、飯舘校生が11人のうち7名が取得したということありますけれども、この進路等についてはどのように処置をいたしておりますか、お尋ねをしたい。

健康福祉課長（藤井一彦君） 昨年の飯舘校生につきましては7名、1年生、2年生でございまして、まだ就職をされていないということでございますので、ちょっと就職先は来年の春にわかるのかなということでございます。できるだけ地元のところで、今、いいたてホームなんかも人が足りないということで困っているという状況もありますので、そのようにしていただけるような何らかの働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（大谷友孝君） 今は2級ヘルパーでは、当初は2級ヘルパーでもよかつたんでしようけれども、今、施設等々においては国家試験の取得というのが補助金絡みで求められているようありますけれども、この2級ヘルパー、これはこれでまだ大切なんだろうというふうに思いますけれども、その上の国家試験の養成というものまではつながらないんでしょうか。いかがでしようか。

健康福祉課長（藤井一彦） 今のご質問は、多分介護福祉士の国家試験ということだと思いますけれども、介護福祉士の試験を受けるに当たりまして、この2級ヘルパーの免許を持っていますと養成期間も非常に短くて済むということがあるということでございますので、この2級ヘルパーを高校のうちにとつていただきと、その後の国家試験につながりやすいということはあるのかなというふうに考えております。したがって、2級ヘルパーについても、今後とも制度としては進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（大谷友孝君） なお、その方向にぜひもつなげていただきたいなというふうに思っております。

41ページの農業振興費の中で、農業生きがいづくり支援事業48件については、当初の目が達成されているのかなというふうに思いますけれども、仮設住宅等生きがいづくり、これ、予算編成にあっては住民の要望が強いんだということで、これだけの金額を用意したところがありましたけれども、100万以上が不用額になったということありますけれども、この事業の成果をどのように捉えているのかお知らせをいただきたい。

復興対策課長（中川喜昭君） まず農業生きがいづくり支援事業ですが、平成23年にそれぞれ仮設住宅、借り上げ住宅等に避難されたときに、やはり避難された村民の方々に、避難の中でただ過ごすだけではなくて、何か生きがいを持ってもらう必要があるのではないかというようなことで、23年には、途中で補正をかけながら仮設住宅の入居者を対象に生きがいづくりという形で23年度は実施してまいりました。

そういう中で、24年度の編成に当たってそのような動きを聞かれた村民の方々からも、借り上げ住宅等の方もぜひそういう生きがいづくりで土いじりなどをていきたいんだというような要望があったことで、24年度については仮設住宅入居者のみならず、借り上げ住宅、周りに農地があって、それを借りることができるということが条件にはなりますが、そういう方々を対象に行ってきましたということあります。かなり面積的にはふた畝から1反とかという部分もありましたが、それぞれ大変いい事業だったというような部分での好評を得ているということあります。以上であります。

委員（大谷友孝君） 仮設等を回ってみると、確かにそういう農業に携わっている方は元気に暮らしているなというふうには思います。ただ、仮設住宅等にあっては、相馬仮設だけになった要因というのはどういうことだったのか、お尋ねをしたい。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの件については、多分生きがいづくり、その下のパイプハウスの整備事業の件かなというふうに思っております。これにつきましては、仮設住宅の入居者、そういうふうにグループでやっている方々が仮設住宅にもおりまして、その方々が苗起こし等を使うのに、ぜひとも施設棟がほしいということで、昨年の9月補正の中で計上しながら事業を進めてまいりました。それで、予算的には3カ所程度の50万で予算を計上したところであります、それぞの、5つほど考えたんですが、なかなか年度途中では厳しいだろうということで、3カ所の部分を見ながら、その仮設住宅の代表の方、菜園等をやっているグループの代表の方にお声掛けをした結果、相馬仮設のほうで実施したいことでの内容でございます。以上であります。

委員長（大和田和夫君） そのほかに質疑はありませんか。

委員（菅野義人君） それでは、昨日の議論と少しダブルの部分があるかと思いますが、ちょっと除染の事業に特化して少し議論をさせていただきます。

まず説明資料の51ページ、住環境再生費の須賀地区除染事業についてちょっと議論させていただきます。

この須賀地区除染工事、15番ですね、工事請負費62億2,286万の決算、この案件につきまして、非常に議会の中ではいろいろ議論がありまして、たしか私の記憶では議会の中では1票差で可決された案件であります。当時の議論を議事録等で振り返ってみると、村として国に対して除染をしっかり要求をすべき立場の者が除染事業を請け負って、果たして

要求がうまくいくのかと。あるいは、国に対してしっかりと除染を要求するような、そういう動きがとりにくくなるのではないかというふうな反論の意見もございました。最終的には、本来村が要求していた除染に関するソフト事業もあわせてこの事業についてくるということで、いろいろ議会の中では議論し、迷い、そして結論として1票差で可決した事業でございました。この除染事業、いわゆる実際におやりになって成果とか、一方では問題点も多々あると思いますが、この問題点等について村としてどのようにご認識をなさっているか、まずお伺いをいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 須萱の除染工事ですが、今おただしいただいたように国の委託事業で実施をしていると、村で実施をしているということでございます。昨年も8月とかその時期にいろいろご議論いただいたかなというように思っておりますが、まずは村、あとは議会のほうからもですが、まず雇用関係の確保の場所も必要ではないかとか、あとは、今、おただしが出た技術的なものの検証も必要ではないかというようなことで、国のはうと協議をする中でこの事業を村のほうに持ってきたというような状況でござります。いろいろ、その中でもご議論があったわけですが、今現在、除染工事を進めおりますが、当初、村としては村独自のものの事業ができるかなと、工事ができるかなという思いもあったのもあります。

そういうようなことで、国といろいろ、実施に当たっていろいろ話す中で、そこに出でたのがガイドラインというのがありますて、国直轄であれば、そのガイドラインでやるんだけれども、村発注の場合はそれを外せるだらうという思いもその時点ではあったということで、その辺が、今進めている中で、やはり現場のほうでもネックになっているという部分が課題かなというように考えているところでございます。以上であります。

委員長（大和田和夫君） 今の質問内容だと、村長のほうも答弁が必要かなと思うので、村長。
村長（菅野典雄君） 当時、国直轄の除染ということになったわけであります。それに対して村として、あるいは議会からも幾つか、やはり国直轄だけということになると我々の主張がなかなか難しいのではないかと。少なくとも除染の一部は我々が自由にできるように、しかも住民が除染のときに立ち会えるようにと、こういうことで要求をさせていただいた結果、ある程度の予算をもらってということであります。

しかし、いざ進める段階になりますと、今課長が説明しましたように村独自でありながら、やはり国の基準に沿ってやると、こういうことになりましたので、非常に、そこに大変な面が出てきた、あるいはソフト事業はなかなか難しかったということがあります。多分、それをやると、本来もっともつといろいろやらなければならない仕事が足かせになるのではないかというようなご質問もいただいたという記憶は持っています。

結果的には、足かせになったということも否めないというふうに思っていますが、除染がいかに大変なのかということがわかったり、あるいは住民の人たちを雇用しながら、その除染の大変さ、あるいは自分たちで少しでもやはりやっていこうとか、そういうような気持ちも出てきたと、こういうことでありますので、メリット、デメリット両面はあったなというふうには思っていますが、少なくとも村として、やはりただただ国の除染を待っている、あるいはこちらから注文をつけるというだけではなくて、独自にやってみたい、

やらせていただきたいという、その意思表示をしたということは、飯舘村として私はよかったですのではないかと、このように思っているところであります。以上であります。

委員（菅野義人君） ただいま課長のほうからは、村独自の事業ができるのではないかというふうな考え方を当初お持ちになっていたというお話をありました。村長のほうからは、除染が大変だということがわかった。一方では、自分たちでやるということ、そのことができたというようなお話をいただきました。この事業の進め方に当たって、最大に議会の中で分かれた部分が、実はここだったんですね。いわゆる自分たちで、村がこの事業を受けることによって、確実にやはり雇用の確保の点では確保されるだろうと。少なくとも、働きたいと希望されている方については、かなり有利な条件で仕事ができるのではないかと。

ただし、いわゆる除染事業をすることによってのデメリットの部分が、やはり私は出てきているのではないか、そのようにやはり感じるんですよね。除染が大変だということがわかったということは、大変だということをわかった上で、これから国にやっていただく除染事業に対して、これをわかったことを踏まえて要求をしていく。実際に、村がかかわって、現場の担当者から議会の全員協議会の席でこのような問題があるという、かなり具体的な問題点について報告を受けました。私たちは、除染をしっかりやってもらいたいというふうに考えたことと、ほぼ内容は共通しております。ここで得られたいいろいろ課題点、問題点について、国との交渉の中でどのように村は生かすことができたのか、あるいは生かそうとしたのか。その辺について考え方をちょっと確認をしておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の除染の中で、今おただしいただいたように公社のほうから、事務局長のほうから懸案事項ということでお話をいただいております。まず、除染の数値の目標値がきちんととしていないということで、管理基準が表土を剥ぎ取るとか落ち葉の堆積物を除去するという1つの作業工程で除染は終わるというような、今、国の手法になっておるものですから、いわゆる、例えばあそこの空間を50%とか60%、80%下げるとか、最終的には1マイクロシーベルト以下にもっていくとか、そういう基準がないということで、なかなか施行が難しいと。数値の管理基準がないため厳しいということであります。

あともう1つは、畑等の農地については客土をするという設計になっております。水田についても客土でありますが、水田は平地、平らな土地ですので流出等はございません。ただ、畑については流出すると、傾斜があるものですから、それらの対応が難しかったというようなことがあります。あとは屋外残置物の関係、集積関係ということでございます。大きくはこの3点でございますが、これらの数値の目標値については、いろいろな場面で協議をしたり、あと国のほうにもお話をしておりますが、なかなか国自体が数値を設けてないことがあるという状況であります。

ただ、試験施行といいまして確認検査的に一通り終わった場所を監督者のほうで一度除染をさせて、そこでまた下がる効果があるという場合にはやり直しをさせているという状況がございます。ただ、目標値がない中で低減効果がないところは、そのような形でやり直しをさせているということでございます。あと、客土については、今現在、地権者等の話でうない込みをしたらいいのかどうかという部分も、流出防止対策として、今検討して

いるところでございます。また、営農再開の支援事業との兼ね合いという部分もありますので、その辺で検討させていただいているということであります。あと、屋外残置物については、須萱は割と早く進んでいるという状況で、置き場がないということで、とりあえず仮仮置き場に若干の面積をとりながら置くという、暫定的な措置をとってきてているという状況でございます。以上であります。

委員（菅野義人君） 今、課長のほうから説明いただきました事項、恐らく議会の除染に関する議論の中でも、除染会議の中でも出ている部分。ですから、今回の場合は、実際に須萱地区の除染をやって、実際にやってですよ、そういう課題が出てきた。私たちも除染の効果をさらに上げるためにそういう課題については認識している。ですから、村の認識も、ある意味では私たちの認識も、あるいは村民の希望も私はやはり一致しているんだろうなと。そういうふうな、実際にやってやられた知見をどのように活用できたのかということでしょうか、国との除染交渉の中で、どのように活用したのかということについて、私、お伺いをしたいということでお尋ねしたんです。

除染は村の復興の1丁目1番地だと、第一歩だと、国にしっかりとやってもらうように要求していくんだと、まさしくそのとおりです。しかし、私もいろいろデータをとりながら、今まで国に対して要求してまいりました。村が非常に困難なときに、村でできることは、村も村民も議会も1つの要求を掲げて私は国に当たらなくてはいけない。そういうつもりで私もやってきました。しかし、この除染事業をやったことによって、その課題をきちんと生かせることによって、現実的には限界まで除染事業をするというふうな方向にどうも村がかじを切り始めたのではないかと。一生懸命除染の効果を上げてほしい、1回の除染でできないときには追加除染をやってほしい、こういうものに対して、現実的にはできないんだよということを村が少しずつ皆さんに示し始めているのではないかと、そんなふうな気がするんです。そういう点では、この村の中で一体になって除染の効果を上げてほしいというふうなことを言っているような状況ではないのではないかという、私自身の不安があるんですが、その辺についてちょっと所見を伺えればと思います。

村長（菅野典雄君） 実際、役場なりあるいは住民がかかわってみて、除染が非常に大変だということ、これは先ほどもお話ししたとおりであります。だから、そこでどちらかというと国に対する要望が、ある意味では納得せざるを得ないというところ、国がやっていることに納得せざるを得ないというようになっているのではないかというようなお話かなというふうに思っていますが、私は、責任者ではありますけれども、直接しょっちゅうそれを見ているわけではありませんから、なかなか的を射ているかどうかわかりませんけれども、少なくとも国に対しての除染に対する要望は、そのことによっていささかともバックするといいますか、そういうことはないというふうに思っているところであります。むしろ、そこから出てきたものが幾らかなりともこちらの要望の中に生かせるような形に、担当なり何なりはしていると、このように思っているところでありますが、そういう意味で、何度も言いますように、やってしまったわけでありますけれども、まるつきりそれによってデメリットだけが残ったということでは私はないというふうに思っているところであります。以上であります。

委員（菅野義人君） 除染の実施に向けて、昨年度、今年度もそうなんですが、各地区ごとに除染の説明会をずっと進めてまいりました。各地区ごとにやっている中で、行政区によっては行政区ごとの要望書とか質問書を用意するようになりました。飯館村はもともと地区での取り組みが非常に強うございますから、それはそれでそういう活動なんでしょうが、私は、あれはどうも村は余り当てにできないぞというあらわれなのかなと。自分たちで自分たちの地区の除染に関する要望とか、あるいはやってほしいことを自分たちで取りまとめるようになった。除染の説明会では、本当は村民の立場で国にいろいろ要求してもらいたいんだけれども、どうしても村は除染を進めるほうに今回っている。だから、自分たちで自分たちの地区のことを考えなくてはいけない。そのためには要求、要望書をまとめて事前に環境省のほうに提出する。この姿は、非常に地域の取り組みとして私はすばらしいと思うんですが、一方では、どうも村に任せておいたのでは自分たちの地域はきれいにはなっていかないのではないかと、そのような不安のあらわれが、各行政区の中で質問書を用意したり要望書をつくったりする、そんなことに結びついているのではないかというふうに私は不安に思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 多分、今おっしゃられたことは間違いないというふうに思います。では、各行政区なりあるいは幾つか出したものが、何かそこから、我々も一緒になって要望したわけでありますけれども、かなえられたかというと、そんな簡単な話ではないというところがあるなという気がします。少なくとも、なかなかわかつていただけないかもしれませんけれども、村としては、除染については例えば剥ぎ取りと転換だったのが剥ぎ取りにさせた。あるいはイグネの問題を、切らないのを切るようにさせた。あるいは万が一、今は少し下火になっていますけれども、水で噴射した場合に壊れる建物があるのではないか、それに対してどうするんだというのも1つの流れとして出させていただいたなどなど、それなりに住民から見ればどうなってんのということ、あるいは今言ったようなことが当たり前だというふうに思っているという住民も、国が出したものだという、だから村のほうが頼りにならないという話があるのかなというふうに思っています。決して、村が全て進めるに当たって村民に納得をしてもらわなければならないという立場もあるのが頼りにならないという話にはなっているかもしれませんけれども、少なくとも、一生懸命やっているということは事実だというふうにご理解いただきたいと思います。

ただ、先ほども言いましたように、須萱のことが生かされるような形にしなければならなかった、それは全くそのとおりなんですが、現実には、そこでいろいろな実験といいますか研究といいますか、データを拾うとか、いろいろなものがやれるようなほどの余裕なり何なりは、やはりなかなか生み出せなかつたというところが現実なのかなという気がします。

そういう意味で、結構いろいろな人たちが村の除染に応援を考えていたいているというところがあります。ですから、そこをどういうふうに村として生かし、また国に要求していくかというところが重要だろうというふうに思いますが、その辺のつながりが非常に思うに生かせてないというのは反省すべきことであり、これからの大好きな課題だと、このように思っているところであります。

委員（菅野義人君） 24年度の執行に当たりまして、恐らく職員の人たちも、この膨大ないろいろな仕事をやらなくてはいけない。しかも、今まで経験のない、いろいろな対応をしなければいけない。もちろん健康を守らなくてはいけないし、この避難生活を順調に過ごせるようにしなくてはいけない。一方では除染もしなくてはいけない。一方では学校もつくれなくてはいけない。そういう点では、もう一生懸命になっているというのは、私たちは十分に理解できている。だから、一生懸命やっていないという議論ではなくて、より村として国に対して効果を求めていくためにはどうするのかというふうな立場で議論をさせていただいているというふうに、まず理解をお願いしたいと思うんです。

昨日、緊急雇用事業で農地と宅地等の放射線の測定についてお伺いしました。私から見れば、本当に村が除染事業を成功させたい、村民の希望をかなえたいと思うのであれば、例えばあの3名でやっている除染事業が、全く失礼なことながら本格除染を目の前にして農地、宅地の一定程度の測定をする、あるいは仮設の測定をしている。それはそれで意義があるんでしょうが、除染の効果を上げるというふうに考えれば、もっと別な測り方をやはり考えなくてはいけない。お知らせ版で、それぞれの農地、宅地の除染もはかっていますから、それはそれでデータとしては意味があるんです。でも、皆さんのがやはり不安に思っているようなことを解消できるための測定の仕方というのも気がついてやはり、やっていかなくてはいけない。

そういうことを見ますと、本当に大変な中、こういう言い方をしては申しわけないんですが、本当に除染の効果を上げるために最大限の努力をしているのかということになると、私はその認識が残念ながら感じられない。昨日ちょっと議論させていただきました。除染会議の要望事項です。除染会議は、村の付託を受けてさまざまな議論をさせていただきました。そして、ことしの3月末に、24年度ぎりぎりに除染の要望を提出いたしました。そのトップが、国は再除染の基準を示すとともに、国の要するに長期的な目標値であります1ミリシーベルト、その達成まで具体的な期限と、その工程を示すことというふうに除染会議ではトップの部類にいたしました。村のほうでそれを受けて、国の方に出した要望の1番目はこういう内容になっております。「今後の除染を行うに当たっては、国の長期的目標である追加被ばく線量1ミリシーベルト以下にすることとして実施すること」。除染会議で、なぜ長期的な1ミリシーベルトの達成の工程を明らかにしてくださいという要求をしているのかというと、やはり将来の追加線量を低減すること、より除染の効果を高めることを前提としてこのような要望を出しております。

それに対して村は、それは尊重するが、当面の目標値である年5ミリシーベルト以下にすることをやってくれと。長期的な1ミリどころか村の目標である年5ミリもこのままでは達成できない。達成できないとするならば、では我々は一体となって何を国に要求しなくてはいけないのか。それはやはり追加除染だろうと。あとは、地域のモニタリングのあり方なんです。被害を受けましたという言葉ではちょっと失礼なんですが、そこに戻ろうとする人たちが、みずからモニタリングをして自分たちの地域を監視する、このやり方を実行できるかどうかなんですよ。これについての取り組みが、非常に私は弱いのではない

かと、そう思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 確かにそう言われれば、最初から住民をお願いして村内を除染しているわけでありますけれども、ちょっと私もどれだけのどういう組み立てなのか、今わからないですけれども、確かにかって皆さん方にご提示はしているんですが、もっといろいろなやり方はあるのではないかと、こう思ってきて、全く指示もせずにきてしまったという、今、お話をいただければ、そんなところかなというふうに思います。

でも、なにせ追加除染という話、1ミリシーベルトと5ミリシーベルト、これいつも住民からも言われている、そしてまた言われているところでありますけれども、飯館村の線量を考えますと、1ミリシーベルトにするというのは0.23マイクロでございますので、現実に今の段階でも除染した後もそこまでにはなっていないわけですから、なかなかやはり、できるだけ現実の中で村をどういうふうにもっていくかという、あるいは村民にどういうふうに理解をしてもらったり、あるいは安全を守っていくかというところを考えますと、5ミリというところでどうでしょうという話は、正直申し上げて私たちは議会とも同意を得たものと、こんなふうに思って精いっぱいそれをやってきたつもりであります。

ただ、追加をしていないかというと、当然、田んぼをやった後、どうやって植えられるかどうか、そういうものをしっかりとこれからやってもらわないと困りますよという提案、あるいは山林に対する長期的な除染もしてもらわないと困りますよというのを、一方で常に言ってきてることでございますし、モニタリングのあり方については先ほど申しましたように、もっと緻密なことが必要なんだろうなというふうに思いますが、できなかつたことは全く反省にはなりますけれども、毎日毎日の忙殺された仕事の中では、なかなかそこに思いを致せなかつたという反省でございますが、何度も言いますように、かなりの人たちがいろいろなことをやっていただいているところをどう生かすかというところなんだろうなと。その接点が全く私たちのほうで声もかけなかつたということもあるし、やっていたいの方のほうも、村のほうにもっといろいろな形でアプローチしていただくこともこれから必要なのかなと、このように思っているところであります。以上であります。

委員（菅野義人君） 一昨日の深夜、中島村に避難された2家族のその後の葛藤というんでしょうか、それについてテレビで紹介されました。テレビの番組ですから全てが実際に実態を捉えたものだというふうに私も理解しないんですが、非常に興味を持って見ました。1人は原田貞則さん、もう1人は山田猛史さん、山田猛史さんはこの話をしていました。自分はずつと農業をやってきて、子供に間もなく駆除でいえばたすきをバトンタッチするところだったんだと。それが、この震災で後になってしまったと。子供は小さな孫がいるので、帰ってくるのにはあと15年ぐらいかかるだろう、そんな話をしていました。今65だから、80まで何とか頑張って子供が帰ってくるのをしっかりとやっていきたいんだという話でした。

この除染によって、やはりこういう人生というんでしようか、これが変わってくるんだろうと。私も人ごとではなくて自分の家もそうなんですが、一生懸命走ってきて、この坂を上れば次の後継者にタッチできる。その次のランナーがいないわけですよね。やはり、10年、15年かかれば何とか越えるのではないか。ですから、飯館村の除染というのは単な

る感情の問題でなくて、そういうふうに村に戻りたい、あるいは戻らなくちゃいけないと考えている人たち、その子供たち、孫たちがどういう時間で来れるのか。もちろんこれ、10年、15年たって、その方々が戻ってくるなんていう保証はないです。一方では、川内村のようにほかから人口をふやすという施策も、それも必要なんだろうなと。だけども、やはりそうやって遠くから村のことを考へている若い人たちの気持ちに、この村の除染計画、あるいは復興計画がどうやって用意されていくんだと。そのことをやはり意識しながら道を示していかなければいけない。そう考えますと、年5ミリだったり、長期的には1ミリだったり、私自身もそんなに感受性が高いほうではありませんから、そんなには気にすることはないと思いますが、やはり若い方々、孫のいる方々、子供のいる方にとてみての立場に立って、やはり大変な状況ですが、国の方にしっかりと交渉していく、これがやはり村を守る必要の1つなのではないか、そんなように思うんですがいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりであります。（ ）

そこで、なかなか一々これ言うわけにはいかないわけがありますけれども、今言ったように、しっかりと交渉するというのが足らないということは、ある意味では足らないということは認めざるを得ないかもしれませんけれども、かなりのところで我々はかなり激しいやりとりをしています。現場のところの福島のほうから、あるいは国の方にも言っているんですが、何度も言いますように、そんな簡単なところではない。でも、簡単でないからあきらめるわけには全くいかないということであります。今度の除染の見直しに当たっても、何ほどかの、こちらからは一方的に1時間言いまくりしたこともありますし、これまでにも大勢の住民の前でも、住民にどちらの立場で言っているんだと言われるときもありましたし、また一方では、何を環境省考へているんだという話もしてきたつもりであります。そこら辺が何ともじれったいという思いはありますけれども、これからも皆さん方のいろいろな、今お話し頂いたような声を糧に、国にしっかりと向き合うということに変わりはございませんので、今いただいたお話を1つの心の中に秘めて、またしっかりと次のランナーに少しでも早く引き継げるよう頑張っていきたいと思っております。（「終わります」の声あり）（ ）

委員長（大和田和夫君） ほかに質疑はありませんか。佐藤委員。

委員（佐藤八郎君） 何点かただしていきます。

全村避難から1年経過した時点で、24年度に空間線量によっての3区分されたわけですが、そのことでの状況把握、賠償の差がないようにやっているということありましたけれども、実態はどういうふうに総括されておられるのか。

副村長（門馬伸市君） 区域の見直しによるその後の状況ということだと思いますが、ご承知のとおり3つの区分に再編をされまして、いろいろ課題も出ておりましそ、できるだけ差がないようにという、区分の差ですね、それに必死になって取り組んできたことは議員もご承知のことだというふうに思います。

賠償のほうについては困難区域を除いて、困難区域と3つの行政区、蕨平、前田、比曽を除いた16の行政区については、一貫して戻るときは一緒だよと、賠償の形も同じだとい

うことで取り組んでまいりました。今現在もそのような方向性になっております。ただ、財物賠償の部分で差が出ておりますので、できるだけその差を縮めるために除染の進み具合にもよりますけれども、今のところ6分の4.5、いわゆる75%程度、長泥から比べれば4分の3になりますか、75%程度までになる見込みになっておりますので、それ以上除染の遅れがまた遅れれば近づくということですが、できるだけ差を少なくするための交渉を今しているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 除染によって、帰れる時期によってどんどん変わっていくのかなというふうには思いますけれども、加害者が決めた区分によって、同じ村民が同じ財物であっても、例えば多く寄せられる意見の中では長泥や比曾、八和木・前田、蕨平でなくたって、私たちは5ミリなどというところに子供と一緒に戻る気はないので移住をする考えを持っていると。そういう意味では、なんで長泥の財物と違う地域の財物の今の賠償額が違うんだと。不平等ではないかという声も多々ありますが、そういうことへの対応はどういうふうに考えられているのか。

副村長（門馬伸市君） 私らも避難するときに一斉に、行政区関係なしに全村避難でしたので、こういう区域の見直しで差別があるというふうには当時は全然思ってもみませんでしたし、村民もお金でこういう差別をされるなんていうことは考えてもいなかつたのではないかなと思います。

ただ、国の区域の再編の条件として格差が生じるような、線量によってそういう格差が出てくるような見直しになったわけです。これは、私たとしては村民の思いはそういうのわかりますが、それを原点にまた戻して区域の見直しをさらに見直すというようなことは、国では考えてもいいようですし、これをもとに戻すということも、非常に難しい話であります。ですから、できるだけ実利をとっていく、そういう方策、それに徹してやっていくしかないのかなと、今の現状の中では。できるだけ差を少しでも縮めていく方法をとっていくことしかないのかなというふうに思っています。

ですから、村民の気持ちも、避難するときの経過からすれば全くそのとおりだと思いますが、現実的にこういう再編がされたわけですので、それを現状の中でどれだけ差を縮めていくかというところに最大の力を絞って交渉していく、これしかないのかなと。今で言えば除染の遅れに対するそういう賠償のできるだけ有利な方法、あるいは今の避難している皆さんに避難先でのそういう賠償にかかる部分の手当、そういう形で考えていくしか今のところないのではないかと、このように思っております。

委員（佐藤八郎君） 外国を含めていろいろな裁判始めいろいろな訴訟、いろいろな運動、いろいろな請求、幅広く出ていますけれども、その実態はつかんでいるとは思いますけれども、本来、このような目に遭った私たち被害者が、どういう補償を受けるべきかということを正しく、やはり村執行者として自分たちの独立した損害賠償というものを持つべきではないかというようにずっと思ってずっと言ってきましたけれども、今の答弁を聞いていたる限りでは、向こうがやれそうにないから請求してもしようがない。向こうがやれそうなところで、できるだけの実利をとっていく、それだけで事を終わらうということでありましょうか。

副村長（門馬伸市君）　言うがままということで、村が進んでいるわけではないことは委員もご承知だと思います。賠償の基準は示されていますけれども、その基準を少しでも改善しようということで、今までいろいろな賠償の種類がありますけれども、それについては提案をしながらやってきました。よそのほうのある自治体では、自治体そのものが住民の代表になって損害賠償を紛争解決センターのほうに申し立てをしたという例もあるようありますけれども、それはそれぞれ自治体の考え方があるんだと思いますが、我々としては、できるだけやはり村民の実情、実態に即して、基準は基準としてありますけれども、その基準を少しでも乗り越えるためのそういう手当を、あるいは提言をずっとお聞きしてきましたので、決して言うがままにやっているということではありません。

多分、賠償の基準の見直し、今財物の建物、新たな基準を設けるために今検討しているようあります。というのは、これ避難が2年半を過ぎて建物の傷みぐあいが非常に激しい、ひどいということで、原賠審の委員の皆さんも双葉町のほうのそういう建物の現地を見ながら、もう少し建物の財物についての基準を見直ししないとだめじゃないのという話にもなっているようあります。これはまだどうなるかわかりませんが。

それから、よく言われるのは移住。移住できるだけの賠償をもらわないとどうしようもないという話。これは移住したい方、あるいは移住を希望している方についてはもっともな話だと思います。戻らないというふうに決めている方については、そういう話はもっともだというふうに思いますが、これも前にもお話ししたと思うが、今回の賠償は土地の売買ということではなくて、汚された土地、建物の賠償というふうになっていますので、これが買収のような新たな土地に土地を求めて家を建てるだけの賠償の方法、基準にはなっていないということあります。

移住を希望されている方については、何を言っているんだという話になるかもしれません、今の東電の原発事故の賠償の基準は、今私が申し上げたとおりであります。これを覆すというのは大変なことだというように思います。ただ、移住をされる方にとっての税の軽減対策であるとか、土地を取得する際のそういう制度的なものとか、いろいろ移住される方にとっての買収の部分ではどうしようもない部分がありますけれども、それ以外の部分についてはいろいろ制度的なものを検討しているようになりますので、そういう部分で手当ができるだけ厚くしていただくような、そういう要請もしているところでございます。

委員（佐藤八郎君）　除染で須萱の、先ほど村長も言ったように除染の困難さ、放射性物質の除去の困難さ、そういうことを考えたときに、あと何年、仮の住居で暮らすというのが飯館村民にとって自分の人生にとってまともなのかどうか考えたときに、戻らない人、戻れない人、戻る人に対応するという立派なスローガンの第2版の中で、私はやはり戻らない人のための移住する方たちのための賠償なり審議をする立場からいければ、例えばですけれども全国の今の平均建築坪単価なり、人数による平米数なり割り出して、そういう金額をきちんと賠償させていくというのも、ひとつの戻れない人のための、人生を自立して一歩歩くための大切な村として請求すべきことになっていくのではないかというように、そういうように考えている村民も多々ありますけれども、私もある一点ではそういうことも村

としても考えるべきときになっているというふうには思っていますけれども、そういう意味では、今後第3版経過し第4版になっているんでしょうけれども、どういうふうに全体の戻れる人、戻れない人、戻りたい人と同じく公正公平に大切にして人生を歩いてもらうとすればどういうことになるでしょうか。

村長（菅野典雄君） 本当に、みんなで一生懸命やってきた村づくりが完全に根底から崩され、人生もずたずたにされたわけですから、我々の思いはみんな腹が煮えくり返る思いだというふうに思っていますし、だから、全て要望は数限りなくあると思います。当然でありますかが、ではその数限りない要求をただ出していって、紙で、口で態度で言うだけで、それで事が済むのかということです。

少しでもやはり村民のことを考えれば、やはりある意味では要望と現実にしっかりと住民の状況をいい環境にするということもきちんと両面をもってやっていかなければならぬということではないのかなという気がします。ですから、区域の見直しもあったときに、先ほど村長が言ったように、我々が差がつくとは思わなかったのが、現実には放射能の濃度によって差をつけられた。100と50につけられたというときに、直ちにそれは問題だよと。差をどうしてもつけなければならないということであれば、我々の理解ができるのは100、90、80ぐらいだよというのを、1年半も2年前の区域の見直しの話が出たときに、23年12月からそれは言ってきましたが、結果的には100と50ですから、そこをどういうふうに縮めるかということで、今、100、83、67%までは勝ち取ったわけですけれども、それを先ほどの100、90、80にもうちょっと近づけられないかということで必死にこれやっていて、意外と飯館村の言うことは聞いていただいて今きているということもあるわけあります。

それから、今、先ほど副村長が言った賠償委員会が見直しをする、こういうことであります。それは、確かにどちらかというと飯館村も家の中を見てもらいました。いかに人が住まない家がどうなるかということを。ただ、残念ながら私らよりはもっともっとひどい状況は双葉町にあるから、そういうのを見ての今回の検討に入ったんだと思いますが、私もこの委員会に3回出ています。東京で一番先に出て、飯館村の特老で出て、この前、県でも出ました。その都度、その都度言っています、必死に。ですから、確かに一々そういうことをなかなかお話ができませんけれども、村としては、職員ともども必死に住民の立場を少しでもやはりいい状況にしようということで頑張っていただいているということであります。だからそれでいいというつもりはありません。やはり、まだまだ足らないところ、これからもしっかりと皆さん方に応援をいただきながら、支援をいただきながら一緒にになって要求はしていかなければならない、このように思っていますので、ご理解いただければというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） それぞれ、幼稚園に入った子供は3年過ぎれば、早く入った方ですけれども、小学校になり、小学校入ってから6年たてば中学校になりして成長していくわけです。黙っている間に2年半過ぎたわけです。さらに今の計画、除染の工程、今、放射性物質除去が困難な状況の中で何年続くかわからなくて、そして計画の中では戻れない人、戻る人、戻らない人のためにやっていくという大スローガンを上げます。戻らない人のため

に何をやっている。戻れない人のために、では当面何やっている。24年に明らかにみんなが村民がそういうように思えたことは何でしょうか。

村長（菅野典雄君） この前のこの議会の一般質問でもお答えさせていただきました。

今まで、1版、2版、3版とどちらかというと1つの基本的な考え方であったり、あるいは当面戻らない人にも戻る人にも、村としては思いをかけますよという話の住宅建設など、あるいは復興計画だったわけでありますけれども、もっともっと具体的なものをやはり出していくべきではないかというご質問をいただいた。今おっしゃっていただいたのも、多分、ご質問をいただいたのもそのことだろうというふうに思っています。

そういう意味では、あくまでもこれ案で、また議会の皆様方にもご理解をいただきて、1つの予算化なり、あるいは事業としてやっていかなければならぬわけでありますけれども、戻る場合にどういう支援策があるのか、戻った人に。あるいは戻らない人にどういう支援策ができるのか。当然、本来は国がきちっとやらなきやならない話です、先ほどからご質問いただいているように。しかし、要求はしてきますけれども、国だけで足るとは思いませんので、村も考えていかなければならぬ。ただ、村の財政も本当にごらんのとおりでございますから、できるところはそう大きなことはできないかもしれませんけれども、少なくともやはり一緒にやってきた村民であり、村の子供だよという思いをちょっとでも伝わるような事業というものは、この第4版なり、あるいは第4版のいわゆる言葉の中の後の事業の中に入れていかざるを得ない。あるいは入れていかないと、ますます村民は心が離れていくんだろうなと、こんなように思っているところでありますので、期待どおりになるかわかりませんけれども、第4版の中にその辺は幾らかでも入れていかなければならぬと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 忌まわしい、許されない事故に遭ったことはみんな同じです。その後において、しかばね私たちは日本国民でないのかといったら日本国民であります。したがって、現憲法に保障された私たちの権利はきちっと守らなければなりません。守るために、避難生活やこの状況が何年も続くことが守られることになるのかどうか。この事故によって奪われた村民の権利は、どういうものが奪われたというふうに思っていらっしゃるんですか。

村長（菅野典雄君） 権利という形がどうなのかわかりませんが、少なくとも、我々の生活はある意味では、先ほども言いましたけれども全く根底から崩された、ずたずたにさせられたということだと思います。したがって、我々の要求は、もとに戻してくれと。まさにこの1点ですが、残念ながらもとに戻るということは、長期的になったとしてももとに戻るということは、私はないのではないかという気がします。ですから、そういう意味からすると、少しでもやはりもと近くづけるように、あるいはもとに戻らない中でどういうような組み立てなり生活の仕方なり考え方ができるのかということを、村としても、あるいは一人一人にもその辺を考えさせていただきながら、我々が少しでもそれに応援ができるように、あるいは国がそれを応援するように一生懸命やっていくということしか、なかなかできないのかなというふうに、本當にもどかしい思いでありますけれども、現実の中で少しでも村民のいい状況のために一緒に頑張れればと思ひますので、ぜひまたよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） ここで休憩をいたします。
再開は11時といたします。

（午前10時33分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 質疑を続けます。

（午前11時00分）

委員（佐藤八郎君） 村民が奪われた権利とはどういう部分に捉えているのかに対して答弁はありましたけれども、住居権も労働権も生存権までも奪われている状況の中で、あたかも加害者が用意した区分や賠償や、彼らが勝手に決めていることに振り回されている人生をいつまで続けるのかもわからない。そういう中にあって、やはり自治体行政は村民が憲法に基づいた人間らしい基本的人権が認められた生き方をするというのが基本ではないかと思うんですけどもいかがですか。

村長（菅野典雄君） 加害者が全て補償なり賠償なり対策を考えていくというのがいかがなものかというのは、全く私も同じであります。本来は、こちらがやはりしっかりと求めいかなければならぬという理論というか道筋なわけでありますけれども、現実問題として、こちら側のいろいろなことをそれぞれが言つていって、それで物事が解決するのであれば、なかなかそれが当然でありますけれども、それはやはりいかない日本のシステムになっていますから、出したものに対してどう逆提案をしていく、あるいは我々の真実の姿をどうあちらに説明をして、あちらが出してきた、加害者が出してきたものがいかに合ってないか、あるいは不条理なのかなどをしっかりと、堂々と言っていくということが大切なではないかと、このように思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 逆提案とかいろいろ言つても、除染の技術の確立も村で何もわかつてないし、放射性物質除去もわかつてないし、わかつてない公害、核物質につながるものですから放射性物質のもの、そういうものが空からまかれた事実だけがはっきりして、そこに住んでいて危険だというものははっきりしていて、それも除去もできない、除染もきちんと工程すら守られない、そういう中にあって、あと何年そんなことでやってきたか。逆提案といったって、逆提案するものが何かあるんですか。それよりは、同じ国民として、日本国憲法に認められた人間らしい生活を、一歩でも二歩でも早く自立して生きられる人生をきちんとさせるのが自治体の仕事にならないですか。逆提案できるぐらいの力が何かあるんですか。

村長（菅野典雄君） 先ほど菅野委員にもいろいろな話、あくまでもそれは除染の話でありますけれども、その他賠償の問題、あるいは場合によっては区域の見直しもある程度やってきて、それが認められてきているということではあります、では日本国民の最低の権利をきちんとやってくださいと言つただけで、物事が解決するとは私は思っておりません。ですから、やはりそこはしっかりと村民の立場を心に持つて、徹底的に国並びに東京電力と向き合っていくしかないのではないかというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） そうすると、村民のある権利を主張しただけではだめだから、用意され

たものごとに1回きりこうだこうだと対応していくという姿勢なんですね。村民が奪われた権利は何ですか。

村長（菅野典雄君） ですから、全て奪われたということではあります、何度も、やはりそういうことであれば、もっとそれなりの考えを同じくする人たちが国にしっかりと求めていただければ、我々も助かるという話を思っているんですが、残念ながら、そもそも私たちは見えてこないということです。

委員（佐藤八郎君） 今までの2年半年余りの村長の言動をずっと見ていました、私たちの飯館村民が奪われた権利のどこをどういうふうに回復すると言ってきたのか。そして言ってきたことがどうなってきたのか示していただきたい。

村長（菅野典雄君） かなりの声を聞いています。村長は国の立場なのか村民の立場なのかという話は聞いております。ですから、そういう意味で何ら私は、一つのそこに黒点もありません。村民の立場で毎日毎日2年半やってきておりますから。だとすれば、ではその国民の立場の人たちが、言ってきた人たちがどこで改善策が出てきているのか教えていただければありがたいなというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 当初より、飯館は国が全面的に、除染においても生活復旧、復興においても、国が責任をとるということで始まっています。その責任のとり方が、いつまでの期日とかどういう内容でかというのがはっきりしていません。はっきりしていないから、出された要件に要求を突きつけてやってきたというのが村長の言う一生懸命やってきたことの中身だろうとは思いますけれども、それだけで私たちがこの2年半、これから続く何年かわかりませんけれども、そういう人生だけで、飯館の被害があった人たちの人生がそれでいいというふうに言えるものかどうか。自治体行政として、村民の憲法に保障された人生を歩ませることのほうが大事でないか。

そういう意味では、戻らない人、戻れない人、きちんと移住したい希望があれば移住に応えていく。そういう姿勢が憲法に保障された人生を歩ませる自治体の責任ではないのか。どうも、ずっと見ている限り、どっちに力が入っている、どっちに予算が組まれているという部分を見ただけでも、どうも帰村することのみに走っているように村民は思っているわけであります。まして、その帰村に当たっても1丁目1番の除染がこういう状況。放射性物質においては仮仮置き場にしろ仮置き場にしろ、いつ置いていつまで駐留して、そこから1年なのか3年なのか中間貯蔵はっきりしない。そういうものにおつきあいをして、ずっと私たち村民は人生を歩まなくてはならないという、そんなことを認めていいのかどうか。

村長（菅野典雄君） いいと思っているのかという話ではありますが、いいと思ってないから、これだけ我々も毎日議会の皆様方と必死にやっているということだというふうに、こう思っています。

それから、帰村をさせるだけがというふうに村長は思っているようだという話ではありますが、現実に一日でも早く帰りたいという人もいるわけでありますから、帰れる人は早く帰れるように努力をしましょう、なかなかそうはいかない方にも、どれだけできるかわかりませんけれども一生懸命できる限りのことはさせていただきますと言っている話ですか

ら、何かこう、私の言葉の足らないところはあるのかもしれませんけれども、真意とは全く違う話が言われているなというふうに思っています。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村長の真意と違ったものが村民に思われていると。（「いや、村民ではありません」の声あり）誰ですか。誰ですか。

村長（菅野典雄君） 村民といいますと村民全部になりますけれども、そういうふうに思っている方も中にはいるということであります。

委員（佐藤八郎君） そう思われている村民でしょう、やはり。

そういうように思われるような流れで進んで、そういうように思われるような計画書で、そういうように思われる計画審議委員にしろ何にしろ、圧倒的に村民の声が生かされるような状況にないという、そういう見方をされているのは事実なんですね。だから、私が言うのは、そういうことじゃなくて、憲法に保障された人間らしい生活を自治体としてどうさせていくのかという、その基本点が村民に理解されてないということのあらわれだと思ふんですけども、いかがですか。

村長（菅野典雄君） 私も全く同じ思いでありますけれども、それが伝わらないとすれば私の不徳の致すところでありますし、言葉にこれから気をつけなきやならないなというふうに思っていますが、少なくとも、職員もあるいは議員の方も、みんなそのつもりで、あるいは区長さん方も頑張っていただいているということでありますので、そうご理解をいただければと思います。

委員（佐藤八郎君） それでは質問を変えて。

5月29日に村といいたてスポーツクラブ、ニットーボースポーツとの3者による生涯スポーツ推進協定を結んでおりますけれども、その内容と利用者数の成果を伺うものであります。

教育課長（愛澤伸一君） お手元にいっており資料13ページでございますけれども、こちらのほうは24年度のいいたてスポーツクラブの収支決算書の支出の部分でございます。その中の事業費、1番目のところにパートナーシップ協定事業ということで支出額12万5,384円の決算報告がございます。こちらは、ニットーボースポーツ・ルネサンス福島さんと村といいたてスポーツクラブの3者の協定によりまして、こちらのニットーボーさんのスポーツ施設を村民のために広く開放していただくという事業ということで、昨年取り組ませていただきました。

その中で、開放回数でございますが9回の開放でございます。利用者でございますが、プールの利用者が46名、テニスコートの利用者が84名、あとスタジオというふうに言っておりますが、板張りの体育館のような施設ですが、そこが79名で合計209名の利用がございました。

その施設の使用料として、スポーツクラブのほうから謝礼として11万円、およそ1回当たり1万円程度の謝礼をお支払いをしているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） この関係は、趣旨に沿ってどういうようにこれから、さらに同じようなことで続くんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 実は、本年度もニットーボーさんのほうに24年同様の対応をお願い

しているところでございますけれども、経営主体が変わったということでございまして、今までのところ協定を締結するに至っていないところでございます。ただ、そのほかに県の青少年会館でありますとか、その他のスポーツ施設の利用を進めて、村民の皆様のスポーツ機会の確保に努めてきているところでございます。

委員（佐藤八郎君） この参加者数は、年齢層なり借り上げ、仮設なりの分類はどういうふうになっているでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 濟みません、細かい資料が手元にございませんで、ちょっと今わかりませんので、しばらくお時間いただければというふうに思いますが、お知らせ版等々で利用を呼びかけておりまして、この施設近辺の皆さんに広くご利用いただいているものと考えております。

委員（佐藤八郎君） 次に、県民健康管理調査の検査結果を市町村ごとに公表してなかったことで、要望してきた結果どういうふうにされ、村民の健康の実態把握をしたのか伺います。

健康福祉課長（藤井一彦君） ちょっと細かい資料を今持ってきておりませんので、記憶にあるところで答弁させていただきますので、後でもしかすると訂正があるかもわかりませんが、まず、総合検診と一緒に検査項目をふやして検査をさせていただいております。これは、血液検査で血球とかそういうのを中心には、放射線によって白血病が出てくるというようなこともありますので、そういうような検査をやっているところでございます。今のところ、それによる異常というところはないというところでございます。

そのほか、外部被ばくについてはきのうも答弁をいたしましたけれども、個人のデータについては、まだいただけていないという状況でございます。それからあとは、甲状腺検査でございますけれども、これはデータをいただいておりまして、結果として、皆さん預託実効線量が1ミリシーベルト未満ということでございました。データについては、今、医大のほうが今年度データベースを構築するというようなことで取り組んでいるというふうに聞いておりまして、それと合わせた形で、うちのほうもデータを整理をして、今ある検診データのシステムの中に入れ込んで、長期間にわたって健康の管理、見守りをしていきたいなというふうに思っております。

それから甲状腺検査につきましては、県にやった分については、まだしかりただけてないというふうに思っております。これについても、引き続きデータの提供を求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。大体そんなところだと思います。以上です。

委員（佐藤八郎君） 県がしている県民の健康管理調査検査結果は、どこまで市町村までおりてきて、何が来ないでどこが問題だというように要求してきたなんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今申し上げましたとおり、来ているものと来ていないものがございまして、データを出していただけるようにお願いをしてきたところでございます。これについては、今県もいろいろな形で、例えばうちの被災前の住民の検診結果と、それから被災後に行った検診の結果の分析なども医大にお願いしていたり、それからリスクコミュニケーションなんかの関係でも、いろいろやりとりをさせていただいているところでございますので、そういう機会を捉えて、いろいろな形でお会いする機会はかなりありま

ですので、そういったところで状況を聞きながらお願いをしているところでございます。

県からは、まず今データが非常にたくさん、いろいろな検査がありますので、種類があるということと、それからそれがきちっとした形で統一的にデータの管理がされていないというようなこともあって、それを今年度行っている県のデータベース化、県の県民健康調査の、やっているものの全体をデータベースをつくっているということでございますので、それが整備されれば順次データが提供されるものと考えております。以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、今後の県のデータベース化によって、さらに今まで以上に市町村ごとに更新されてくるので、それに基づいて村民の健康実態把握は進められるというふうに考えているということですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） もうそういうデータをいただきまして、ただ、データだけは個人個人のデータですので、まずその個人個人のデータからお一人お一人に対して、例えば体重が増えたから運動をしましようみたいなことで、そういう形での指導をやっていくということが1つ、それからあと、先ほど申し上げましたとおり、被災前と被災後のそれぞれのデータ、あるものについては比較をしたり、それから避難が始まってから経年変化がどうなのかというような分析を、これはなかなかうちのほうではできませんので、医大にいい先生が何人もいらっしゃいますですから、そういう先生にお願いをして分析をしていただくというようなこともありますから、そういう先生にお願いをして分析をしていただくというようなこともあわせてお願いをしております。特に、先ほど申し上げました被災前後の総合検診の検査結果については、被災市町村の中ではうちがトップを切ってやっていただいたということがありますので、県立医大のほうもそういう形で、いろいろな形で市町村とタッグを組みながらそういう健康実態というものを明らかにしながら、いろいろな対策をつくる上でも貴重なご意見をいただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 23年は事故が起きていろいろごたごたの中でいろいろあって、なかなか健康の比較調査なんかできなかった。やっと1年たってから24年度というものが始まって、被災前の状況、被災後の状況の比較分析はできたと思うんですけども、大きいくいつてどんな健康状態にあるんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは、平成20年から22年にかけてうちのほうの総合検診でやって結果と、その中で1回でも受けた方と、それから23年度、24年度に県民健康調査を含めてうちでやりました総合検診の結果、1回でも受けた方、両方とも被災前と被災後を受けた方、同じ方ということで、比較をしていただきました。その結果、前後で比較しますと、まず特徴的なのは体重が2.1キロ増加していたということでございます。それで、その比較した人数が1,032人だったんですけども、これは40歳以上の方でございますが、避難前はうちの村はもともと肥満の率がちょっと高かったんですが36%の方が肥満でいらっしゃいました。それが、全体では48%まで肥満の方が増えまして、要は半分の方が肥満というような結果になっております。これは本当に仕事をしないというか、体を動かせなくなったことによるということは推定されるわけですけれども、これに伴いまして体重増加に伴って、ほかの結果も悪くなっております。高血圧の方がふえたり、それから糖尿病の方がふえたり、それから脂質異常といいまして、要するに悪玉コレステロールがふえたり、

善玉コレステロールが減ったりとか、そういったところにも影響が出ておりまして、全体としては、循環器系の疾患の発病リスクというふうに先生はおっしゃっていましたけれども、それが高まると。それは何かということで、代表的には脳の血管が詰まったり、心臓の血管が詰まったりということで、脳梗塞や心筋梗塞がふえるというようなことが考えられるというふうに分析をしていただいております。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 8月9日の臨時議会で村長などの給与及び旅費に関する条例の一部改正があったわけでありますけれども、そのことによって行政執行の上でその後どのような改善をされておられるのか伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 事務手続の問題でご迷惑をおかけしました。監査委員のほうからも指摘があったところであります。その後、過ちを繰り返さないようにということで財務事務の研修会、それから庁議における事務手続の徹底、それなどを庁内で指示をして、同じ過ちを繰り返さないと、こういうことの徹底をしたところであります。

委員（佐藤八郎君） 前にも研修会があり庁議での指示も前からありますけれども、具体的に何かマニュアルとか電算関係が入ってきた中での事務での、どうしても見落とされるような注意点において、何か指導改善されたんですか。

副村長（門馬伸市君） 以前に、予算編成のときにも誤りがあって、マニュアルのお話がありました。今回も事務手続の執行上問題があったということで、それぞれマニュアルといいますか、あるのはあるんですが、それをきちんとやはりそれぞれの担当係長、課長、その上は我々になるんですけども、一番大切なのは、係の段階でチェックを完璧にしないと、その上までいってしまうと見逃す可能性が強いということで、まずは係内のチェック態勢をきちっとするというのが基本です。

それから、最終的には支払いの場合については会計室になるんですけども、会計室でも見逃す場合があります。最終チェックのところなんですねけれども、そこは最終の閑門でチェックになりますので、そのところは予算の問題はもちろんありますけれども、債権の相手先であるとか、細々としたチェック項目はあるんですが、それらを完全に、1人だとどうしても間違えやすいので2人でチェックをするということで、できるだけ間違いをどこかでは必ずチェックされると、こういうことで徹底をしているところであります。

委員（佐藤八郎君） 55ページにバスの助手2名499万とありますけれども、バスの助手は違う項目でもバスの助手がありますけれども、仕事や内容、職員の身分か臨時職員かわかりませんけれども、なぜ、同じような仕事をしていらっしゃるのではないかと思うんですけども、そんなに差が出てくるんでしょうか。

教育課長（会澤伸一君） バスの助手の賃金でございますが、緊急雇用対策事業該当のほうで6名を出し、教育委員会費のほうで、スクールバス費のほうで2名を支出してございます。バス助手合計8名の賃金でございます。臨時職員の賃金体系でございますけれども、震災に伴いまして臨時職員の職場が大半は教育委員会現業職場でございまして、大半が職をかわるということになりました。震災に伴いまして大半が災害対策のほうに移って、本来の業務ではないお仕事をお願いしてきているところでございます。

スクールバスの助手につきましても、村におきました際には12月から翌年の4月まで冬

期間の運転補助という形で短期間の雇用ということでございまして、1日当たりの単価で勤務日数を掛けたという非常に単純な給与体系でずっとお支払いをしてきたところでございます。ただ、この震災によりまして、バス路線が変わってしまったということ、それから運行距離も非常に長くなったり、子供たちが乗る人数もふえているということで、子供たちの安全管理を最優先にいたしまして、スクールバスの助手の雇用を年間を通して採用するということにしたところでございます。その際に、通常冬期間からお世話になっておりました助手さんにつきましては、従来どおり1日当たりの賃金をそのまま踏襲させていただいて、年間の賃金という形でお支払いをしてきたところでございます。

避難に伴いまして、非常にバス路線がふえまして、今までお世話になっておりました6名の助手だけでは足りなくなりましたので、ほかの職場で働いておられた臨時職員の方にも一部バスのほうに回っていただいて、助手の仕事をお願いしてきたという実態でございます。その際ですけれども、給与体系について触らずに、従来、働いておられた職場の給与体系をそのまま移行した形で今日まで推移してきているということでございます。

具体的に申し上げますと、バス助手さん以外のほかの職場で働いておられる、この場合は学童保育、預かり保育の現場で働いておられた指導員さんでございますけれども、夏と冬の手当が加算されるということでございまして、年間の賃金の格差の重立ったところは、この夏、冬の手当の支給の有無というところが大きいのかなと思っているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 諸事情によってそういう形になっていると言つても、2名が足りなければ、新たに臨時職員6名を2名足して8名にすれば事は済んで、あとはこの保育関係、働いていた方は違う部門できちっと役割を果たせるようにしていったら、同じ仕事をして同じ労働条件で違うことにはならないのではないかと思うんですけども。なぜこのようになったんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 先ほどの説明とダブる部分があるのかなというふうにも思いますが、震災によりまして、教育現場、給食センターも含めてですけれども、現場の業務がほとんどなくなってしまいました。一方で、震災対応で災害復旧の新しい仕事がどんどん必要になってまいりまして、23年度、24年度につきましては教育委員会関係でお世話になっております臨時職員の皆様には、本来の業務でないところにかなり移っていただいた別の仕事をしていただいたところでございます。

そういう中での、今回バスのほうに移っていただく方もどうしても必要だったものですから、手持ちのというと非常に語弊がありますが、教育委員会でお世話になっております職員の中からバスのほうに何名か回っていただいてお仕事をしていただいたということでございます。ちょっと余談になりますけれども、給食センターの職員などにつきましては、伊達市のように派遣をするような形で、よその職場でお仕事をしていただいて、やつとこの6月になって本来の職場に戻ることができたというようなこともございまして、震災に伴う臨時の対応であったということでご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 諸事情によって緊急にいろいろ雇用条件なり状況あるとは思うんですけども、予算執行して私たちが見たときに、村民に説明するときに夏と冬のボーナス2人だ

けは加算されるから多いんだ、後の人分はそれがないから少ないんだという説明だけで、何で予算のかからないほうの臨時に8名にしないんだと言わされたときに何て言えばいいんでしょうね。

教育課長（愛澤伸一君） 臨時職員、教育委員会のほうで20数名抱えているのかなというふうに思っておりますけれども、それぞれに職場といいますか、仕事をしていただく環境をつくっていかなければならぬというようなことも考えておりまして、今回のような対応になったのかなというふうに思っております。

ご指摘の内容については、非常によく私どもとしても考えなければならないというふうに思っておりますし、今後、バスの助手の雇用といいますか、賃金体系について検討させていただければというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） これ、そもそも緊急雇用であれだったら、やはり必要な2名は臨時、6名の方と同じような形で雇用されて、保育とかそういう預かり保育で働く方は、その方たちが望むような何か違う、例えば健康福祉課のほうの子どもを持つ家庭の訪問活動は、いろいろな、この人たちが自分の身につけてるものや知識を生かせるようなところに振り向けて、同じ仕事をして同じ状況の中で違うというのは、どうもなかなか理解されないのでないかなと思うんですけども。

教育課長（愛澤伸一君） おただしの主旨、ごもっともだというふうに思っております。私どもも、本来、職員が持っている能力が十分活用できていないというところは、非常に心苦しく思っていたところもございますので、その辺、職員の働きやすい職場環境づくりに今後とも努めてまいりたいというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） 19ページになりますけれども、見回り隊の交通費の問題ですけれども、いろいろずっとついていますけれども、自主申告でそれをお支払いしていくという仕組みになっているようなので、その自主申告したことのチェックはどういうふうにされて、正しく交通費が支払われていたのかどうか伺うものです。

住民課長（濱名光男君） 24年度の交通費というか通勤手当のことかというふうに思いますけれども、まず、通勤の届け出をしていただきます。村の臨時職員と同じように、住んでいるところから職場までの距離をはかっていただいて、それで距離を確定しております。あとは、臨時職員と同じように通勤距離に応じた通勤手当を出しております。

ただ、勤務日数が4日に一遍とか3日に一遍とか2日に一遍とか、いろいろな状況がありまして、24年度においては、月に4日以上勤務していれば丸々通勤した金額ということでお支払いをしていたところです。3日勤務については7分の3、2日しか出なかった方については7分の2、1日だけの方については7分の1ということで、実態に合った通勤手当になっているかという部分が、いろいろ課題がありました。そういうことで、支払いはしておりましたけれども、その辺については通勤手当については不合理があるということで、25年度において見直しを行ったところであります。以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、私ども議員何人かが村民からいろいろ寄せられている声は、この丸々と7分の何ばかという、こういう違いのことで起きているのか、それともどういう方が泊まってすぐ勤務について通勤手当を自主申告すればもらえるようなことにな

るのか。実際、通勤してないのに交通費がうちに泊まつてもらっているという、この告発というか、そういう声が寄せられるんですけれども、それはどういうことで起きる状況なんですか。

住民課長（濱名光男君） 通勤手当は自主申告というお話がありましたけれども、自主申告ではなくて勤務実態に応じて支払いをしているところであります。

それから、実際に通勤しているかどうかという部分でありますけれども、通勤していないときにももらっているんじやないかというふうな、そんなお話は何回か聞いておりますが、実態としては、毎日勤務ではありませんので、何か用事があつて早く来たとか、遅く来て仮眠して帰ったとか、そういう実態でないかというふうに思つてているところであります。なお、採用に当たっては、実際に避難した場所から通勤する方というふうな条件をしておりまして、そういうふうなお話はありますけれども、実態としては通勤いただいているものというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、勤務実態と通勤しているかどうか、必ず勤務のために通勤しているというチェックはどこできちんとできるようになりますか。

住民課長（濱名光男君） それについては、ほかの隊員とか恒常に在宅している方については実態調査、健康福祉課のほうからの依頼もあって、そちらと合わせて実態調査なんかもしておりますし、そういう隊員はいないというふうになっておりまして、あと、行政区のいろいろな作業の関係とか、介護の関係とか、そういうような方で勤務、会議なり、勤務前日というか前の夜来たり、そういう方で早番の場合、5時から勤務ということになりますので前夜に来て仮眠して出勤するという方もいるかと思います。

実態としては、毎日勤務ということはありませんので、多くても2日に1遍の勤務、さらには3日に1遍、4日に1遍ということなので、3日も4日も泊まつてあるという実態はないものというふうに思つております。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、私たちに報告してくる人たちの声は、そういう声は聞いているけれども調査をした結果はきちんと勤務実態に合つた通勤をしているという確認ができたので、泊まつていて通勤していないのにももらっている人はいないというふうに思つていいんですね。

住民課長（濱名光男君） お話はありますけれども、具体的にどなたかという部分は一切出ておりませんで、事務局のほうでも把握しておりません。具体的に、そういうようなお話があれば、本人なり確認をして実態を把握するということになりますけれども、そういう場合には、特別の事情がない限りは不正受給ということにもなりますし、通勤が原則だという部分にも反しますので、隊員の身分なり通勤手当の返還なりという部分が出てくるというふうに思つております。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、今、課長が言ったようなことは雇用するときにきちんと本人に周知しているということですね。

住民課長（濱名光男君） 応募要件なり採用要件の中で、そういうものが示されておりますし、あと、隊員にもいろいろな心得とか見回りの仕事の内容とか勤務時間とか、そういうようなものを1人1人印刷したものをお配りして確認をしてもらつてあるところであります。

委員（佐藤八郎君） 51ページの除染対策費の食品検査のまでい企業さんへの委託、その業務報告はどんなことになっているでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 業務報告は日報等提出をいただいております。あと、検査した検体の結果については報告をもらっているという状況になっております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） これ、待遇といいますか委託費ですからあれですか、どういう条件でもって、どういう成果を求めて、この業務を委託しているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 業務委託の目的としましては、まず、避難しましていろいろ村内にいろいろな農作物等があるということ。あとは飲料水ですね。一時出入りの中で自宅に戻った際の飲料水の部分の、やはり放射能物質が入っているかどうかという部分、まずは内部被ばくの予防という部分がありますし、また、それらを自宅にある農作物の実態を知るというのも1つの目的としているところでございます。

一応、緊急雇用創出事業でございますが、委託業務ということで仕様書等をつくりまして、それらの業務に当たる際の経費の見積もりをいただいて契約をしているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、基本的に飯館でできている食品について、食べられるか食べられないかを検査して、食べられるものは食べていいということになっていくんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のところ、村内の作物の摂取制限という部分、かかっているものがあるわけありますけれども、やはり、間違ってそれらを食べていただくと困るという、内部被ばくの防止ということあります。ただ、今食品の安全基準は100ベクレル以下であります、それぞれの提示をいただいた専門の方に結果表を出します。ただ、あくまでもこれは簡易検査でありますということで、安全を保証するものではありませんという表示をして、摂取については控えるような話をしているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 山のものとか田畑につくって食べられる地域ではないということで、危険地域なんですね。放射性物質もまだ除去されない、そういう中にあって、食品検査をして食べたい人には食べていいという、今、課長が言うように、この検査したから食べられるものだという保証をつけるものではないとありますけれども、これと広報とか健康福祉課のほうで飯館生産なり飯館で自生しているものの食品については、できるだけ食べないようにしましょうというんだけれども、どうもあい矛盾するような、しないような、この整合性はどうでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど申しましたように、これらで安全が確保できるものではないというふうに通知と、あと広報等でも控えるようにということでお話をさせていただいております。ですので、食べないでくださいというまできちんとはしておりませんけれども、まずは控えるようにということでのお話をしております、そのようなことで、こちらとしては規制をかけるまでなかなかできないのかなという思いでいるところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 調べてもらうほうは、調べてもらって大丈夫だから村のものも食べられ

るんだというふうに思うと思うんだけれども、そうしますと、飯館のものを食べてもいいんだというために食品検査をしているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 食べる目的で検査をしているのではなくて、村内にあるそういう農作物とか水とか、そういうものにどれだけセシウムが入っていって安全基準を超えてるものもあるということを周知したいということで、食べていいという思いでは検査はしておりません。ですから、食べるなというような規制ができればいいんですが、そこまでの規制がかけられないという実態で控えるようにということで啓蒙的なものを図っているということあります。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 噫飯のため休憩といたします。再開は13時10分といたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をいたします。

（午後1時09分）

質疑を続けます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、検査して食べられるものは食べていいんだということで検査するのか、あと一方では飯館のものは体に外から入れないようにというのとあって、基本的にこういう予算を使うよりは、もし水とかそういうものが心配であれば、役場できちんと定期的にあっちこっちのをとって検査して、こういう現状だと知らせてやるのが行政じゃないですか。みんなが持ってきて、持つてこい、検査してやる、そこに予算をとつて使うと。その予算を今度別なほうにちゃんと使ったほうがいいのではないかなど、ずっと思っているんですけども、なぜ、戻らない村のそういう食物を検査して、あたかも100ペクレル以下だったら食べてもいいようなことをやっているのか、矛盾に思っているんですけども。

復興対策課長（中川喜昭君） 村ではそういうような形で食品の、食べ物ですね、放射性物質を調査を村民から提示があった部分はやっておりますが、国ほうでも食品の摂取制限とかそういうものが実際かかっております。飯館村でもかなりのものが、野菜とか、あと野生のキノコ、あとは路地のシイタケとか、そういうものがいろいろかかっておりまして、そういう中で村民の方はどのような形でセシウムの実態があるのかということで、23年から調査をしている状況でございます。

実態としましては、資料の4ページにありますように、2番目の野菜が68件に対して検出件数9件となっておりますが、この実態を見ますと村外の野菜も調査を依頼している部分もありまして、実態としては9件、23件中9件が検出をしている状況、あとは果実、山菜、キノコもかなり高い率での放射能が含まれているという実態でございます。こういうものを、やはり村民の方々が知っていただいて、やはり国が出している食品の摂取制限とかを理解してもらうことが必要かなというふうに思っております。あと、お知らせ版等についても、春の時期、秋の時期にも山菜等、あとキノコ等の摂取制限をお願いしたいという呼びかけもしている状況であります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 昨年のいつの議会の答弁かわかりませんけれども、村や国では動植物を含めて検査はしていないかのような答弁をいただいたことがあるんですけれども、今年になってからの答弁では、農水省が発表したこともあるって、国ではそれらの調査をしているという話ですけれども、だから、そういうレベルではないんでしょうか。村民の被害者が放射線量があるところに行ってとってきて、持ってきて検査を受けるなんていう状況に飯館はないのではないか、現実には。それを「持つてこい、検査するから」とやっているのが、ちょっと私にとっては非常に理解できない面があるんですけども。もしやるんだとすれば、行政でそれなりにきちんととってきて、ある一定の部分を主立って村民が採取するようなものを検査してお知らせをするというのが筋じゃないかなと思うんだよね。村民が持ち寄って、検査してやるから持つてこいというやり方はおかしいのではないかと思うんですけども、どうですか。

村長（菅野典雄君） おっしゃられるとおりであります。つまり、いわゆる持つてこいというのはおかしいし、こちらがやはり村の責任としていろいろ調べるべきではないかということなんですが、現実に今、飯館村で作ってはほとんどないわけでありますから、それをこちらが調べようもないというのが現実だろうと思います。それぞれ避難をしているわけでありますので、そこでどこから持つてこられるか、あるいは買ってこられるかわかりませんけれども、もしかしたら心配だなという人たちが来ていただければ、それを調べてあげられるし、また、対応もできるということではないかと。

ですから、戻った場合には、かなり食品の検査体制は今まで以上にやはり充実していかなければなりませんし、今、佐藤委員のおっしゃったようなことに近づけていかなければならぬと思いますけれども、今こちらが、村が住民のところに足を運んで飯館村の産物を食品を調べるという話はできるような状態ではないということなので、検査は一生懸命やりますので、ぜひ心配な人は持つてきてくださいというのが今の状況だというふうに考えていただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 村長の答弁と私の言い分とは、ずれていますのでやめますけれども、本来、飯館に泊り込んで住んではいけないというところの食品を被害者が持ち寄つて検査を受けるということ自体が、ちょっと違うのではないかと私は思っているんです。どうしても採取したり何なりする心配があるんだとすれば、行政がきちんと調べてお知らせをするというのが、やはり行政側の仕事でないかと私は思つて質問しているので、村長の答弁とずれますのでいいですけれども、そういうことです。

違うものに入りますけれども、27ページの秀公会の委託があるんですけども、これ、リース料も含まれての決算だと思うので、リース料というのは使わない期間は返すということはできないんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは、今お借りをしているのは歯科の部分でございます。歯科のレントゲン、それから歯科のユニットでございます。これは、長期間のレンタル契約という形になっておりまして、実際には途中でやめますと、その違約金というのが多額に発生をいたしまして、結局は、例えば5年契約だったら5年契約のレンタル料をそっくり払うような契約になっております。ですから、これは払い続けるしかないということなん

でございますけれども、実際使ってないものを払っているということでございますので、これは最終的には東電への村からの賠償に乗せていくものかなというふうに考えているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） その歯科のリース以外での関係では、この委託費はどんなことに向かっていくんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは、一番最初にいいひてクリニックを公設民営でつくった際に、秀公会と指定管理の契約を結ぶということになりますとおり、お配りした資料の35ページにも書いてありますとおり、その指定期間が平成22年4月1日から10年間という形になってございます。その中で、その指定をする前に協定というのを結んでいるわけですけれども、その中で指定管理料については年度協定で定めるということになっておりまして、23年度につきましては、当初予算で医科分として2,000万円、それから歯科分として500万円ということで契約をさせていただいておりました。これ、途中で避難によりまして補正をいたしまして1,950万円に減額はさせていただいているところでございます。

これは、今まで村は診療所のお医者さんを確保するということでは非常に苦労してきたという歴史がございまして、それから2つの診療所を統合するということで、お医者さんが2人いてかなりの赤字があったということもございまして、この秀公会との話し合いの中で、この金額が決まってきたというふうにお聞きをしているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） では、24ページの4の1の精神運営の県負担金22万円ありますけれども、この負担金によっての、これはどういう内容で生かされてくるんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは、これも資料要求がございました資料の中の33ページに詳しく書かせていただいておりますけれども、精神医療運営委託料ということで、広域の負担金ということでお支払いをしているものでございます。詳細については、次のページの34ページに相馬市、南相馬市、新地町、それぞれ均等割30%、人口割70%ということで金額が定められてお支払いをしているところでございますが、これ大体3割7割というのは、ほかの負担金も大体同じような形で決めて払っているところでございます。

この内容でございますけれども、まず、震災が起きました、この相双地域の精神科の関係の医療、保健のシステムが、事実上皆さん病院を閉めたり、そういった専門家の方も含めて避難をされて崩壊をしてしまったということがございます。精神科の患者さんたちは、非常にそういう意味では弱者でございますし、それから日常的な服薬の管理であったり、その相談であったり、そういうことをやはりきめ細かにやっていかないと、いろいろな意味で問題が起きるということがございます。

それで、これは県のほうが中心になりますと、相双地域の精神保健のシステムを立ち上げなければならないというような大きな課題があったわけですから、その中でNPO法人相馬広域心のケアセンターなごみというところが、いち早く精神関係のシステムを立ち上げたということでございます。これの中心になっていらっしゃるのが、医大の丹羽先生という精神科のドクターだということもございまして、そこがいろいろな形で地域の精神科の患者さんのケアをしているということでございます。そこに相馬広域市町村圏のほ

うで委託をする形で、その下にありますような相談業務であったり、それから中断した医療の継続支援であったり、社会復帰の支援であったり、そういうものをやっていただいているということでございます。

飯館村の関連では、一休みの会というのが相馬仮設の集会所などで活動されておりまして、そのサロンを開設しながらそういう方たちに来ていただいて、健康相談やミニ講話などを実践する中で日々の生活に対するストレスや不安の支援を行っているところでございます。毎週金曜日の午後2時間程度行っているということでございます。そんな形で、この22万円が活用されているということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 每週金曜日ですと、かなりの人数というかスタッフ、そういうものがケアセンターなごみから派遣されているということですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） ここにある程度スタッフの中から、そのときどきによりますけれども、大体平均3人ぐらいの方がいらして相談等に当たっているということでございます。それから、あと仮設の管理人さんやそういう方も日常的な見守りをしていただいておりますので、そういう方にもご参加いただきながら、この精神の患者さんへの支援を行っているということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 南相馬市の自治会は対応しないんですか。

村長（菅野典雄君） 私の記憶によりますと、いわゆる相馬、双葉のほうもそうかもしれませんけれども、精神病院が幾つか多分あったと思いますが、この震災でまるっきりそこが崩壊したと。つまり、普通の病院ですと、確かに崩壊はしたけれども、またどこかここかで病院があるわけですけれども、なかなか精神病院というのはそう簡単ではないということで、立谷市長が何とかしなきゃなんないなということで、多分、県にもお話をしたはずですし、実は後でわかったことなんですが、ニューヨークからお金が1億円ぐらいここに入っています。私のところもイベントに年間300万ぐらいもらってはいるんですが、ニューヨークに行ったつながりで。

そこで、県のほうに掛け合って、これだけのスタッフでとりあえず精神にかかるような方たちのフォローをしていくと、こういうことで立ち上げたものですから、どちらかというと相馬市にその拠点があると、こういうことだというふうに思っています。当然、南相馬からも通っていらっしゃるだろうし、その方たちだけでは対応としてはやはり公的ではないので、それぞれ少し自治体もお金を出してもらえないかというところで、それはこういうときだからということで、我々もこれは看護学校の割合でお金を出させていただいているということです。そういうこともあって、何回かはこちらのほうにも足を運んでいただいてご相談業務なり、あるいは本来の業務なりをしていただいていると、こういうことではないかなというふうに思っております。以上であります。

健康福祉課長（藤井一彦君） ちょっと先ほどの補足なんですけれども、毎週金曜日にやっている一休みの会でございますけれども、これは相馬仮設、うちのはあの中では第6仮設ということなんですねけれども、ほかのところが入っている仮設住宅もたくさんございまして、その中で2カ所やっているうちの1カ所がたまたま飯館村の仮設住宅の集会所を使っているということでございまして、ですから、その回りにいらっしゃる方で他市町村の方も参

加をされているということでございます。

それから南相馬につきましては、自治会としてはそういう場を、まだできたばかりなので設けてはいないということなんですかけれども、南相馬に住んでいらっしゃる方でも必要な方については家庭訪問による支援を行っているということでございますので、何かありましたら、そういうところへ直接行って支援をしているということあります。以上です。

委員（北原 経君） 何点か質問させてください。

32ページの2級訪問ヘルパー養成事業に関しまして、先ほど大谷委員さんからも質問がございました。先ほどの答弁によりますと、飯館高生が1、2年生で7名と。一般の方が4名ということなんでしょうねけれども、その一般の方の取得後がどうなっているのか、ちょっとお聞かせください。

健康福祉課長（藤井一彦君） 4人の方、補助をさせていただいております。その中の1人は、松川第1仮設にございますあづまっぺという、サロンというか高齢者のやつをやっていただいているだけでも、そこで1名働いていただいているというのが実態でございます。

委員（北原 経君） 24年といいますと特別老人ホームのほうもスタッフがいなかつたり、いろいろなそういった、ある程度技術を持っている方を大変必要とした時期だったですよね。それによって、募集方法が、飯館高校は基本的に就職する場合においての優遇措置として、それはわかりますけれども、それも1、2年生ということで学生はなかなか特別老人ホームのほうに行って働いて、例えば3年生であったとしても、なかなか難しいものがあります。しかし、募集の方法によっては40歳の方々、上でも50歳の方々でもよろしかったと思うんですけども、その辺の募集方法に関してはどのようにしたんですか、お聞かせください。

健康福祉課長（藤井一彦君） これ、広報お知らせ版でお知らせをして、その中の条件に飯館村のそういった介護施設等で働くというのが条件で、今までやっておりまして、それは継続をしておりました。ただ、こういった状況でございますので、申し込んできたときにも、これは絶対条件なのかという方も何人かいらっしゃいましたが、やはり少しでも、まず資格をとってすそ野を広げておくことが必要だろうということで、すぐにでも働いていただきたいというのがあって、それはできればお願いしたいけれども、絶対条件ではないというようなことでやらせていただいたということでございます。

ですから、帰村がだんだん進んでいたり、あと除染が進んで、中には、安心されるかどうかわかりませんけれども、村のほうでも働いていいという方が、この中からお1人でもお2人でも出てきてほしいという願いでやってきたということでございます。以上です。

委員（北原 経君） わかりました。

本当に、皆さん若い方ですので、なかなか大変でしょうねけれども、村としても特別老人ホームをあそこに残しておくわけですから、極力そういう2級とかという介護のほうのいろいろな免許、上の免許もあるでしょう、そういう方を特別老人ホームのほうで働いてもらえるような、やはり筋道をうまくつけていただきたいと思います。

質問を変えます。

54ページ、イギリスの体験事業、教育委員会のほうで、あと未来の翼とか、あと地球（いのち）の集いとか、沖縄とかイタリアとか、そういう子供たちが研修してきている事業がございますけれども、その辺に関しまして、今まででは沖縄とかは1回は行っておりましたけれども、被災してから何回かそういう子供たちが外国に行ったりそういうところに行く機会が多いわけですけれども、それに関して、今の教育関係にどのような影響、またプラスになっているか聞かせてください。

教育長（八巻義徳君） こうした飯館村を離れての研修、あるいは日本を離れての研修というのは、大変大きな意義があるのかなというふうに思っております。特に、これから子供たちが基礎、基本的な学力、これは当然ですが、自分たちが何を学ぶのか、それから自分たちがどういうふうにして生活していくのか、それから地域が変われば、地理が変わればルールも変わります。そうした中で、日本とあるいは飯館の違いをどういうふうに認識するのか、こうした主体的な自律的な力をつけるというふうに非常にいい機会かなというのが1つあります。

それからもう1つは、当然、言語も違う、文化も違う、それから物の見方も違う、歴史観も違う、こうした地域、こうした人たちとどういうふうにしてともに生きていくのか、そういうようなことも実際に体で感じる機会としては大変恵まれたいい機会なのかなというふうに、こうした力をつけるための場所として有効だというふうに思っております。

それから3つ目ですが、やはり今、飯館がこうした環境の中にあると。こうしたときに、この飯館を愛する気持ち、これが余りにも飯館に住んでいて当たり前のことが当たり前と思わないこともあるかと思います。こうしたことが飯館を離れて、日本を離れて違った環境で、この飯館のよさを再認識する。そして、自分がやれることを、もう一度飯館のためにやれることをもう一度別な国で、別の地域で考えてみる非常にいい機会かなと。こうした力をつけるのに有効だというふうに思います。

そのためには、こうした3つの力をつけるためには、どうしても基礎的な、基本的な学力も含めて日常の学びを大切にするというような気持ちがそこで動機づけされるのかなというふうに思っております。そんな意義のある事業だというふうに考えております。以上です。

委員（北原 経君） 本当に、例えば文化の違いを学ぶなり、あとは知らないところに行って触れ合って、その方々との交流を深めて勉強していく。本当にそれはそのとおりいいことだと私は思っておるわけなんですけれども、しかし今、震災後、子供たちがそういう機会というか、いろいろなところに招待されたり何なりして、どうしても拍手の中で迎えられて、それで握手をしながら抱き合って別れて、それで回数が多くなったと。それによって、勉学のほうにも少し、それが本当にマイナスだと私は思っておりませんが、何かスター感じで子供がいるという親御さんが、それを感じている親御さんがおりまして、それをお話しするお父さんとお母さんがいたんですけども、その辺に関しましてはどうお考えですか。

教育長（八巻義徳君） 今、委員からご指摘いただいたところ、こうした親御さんがいること、

またそうした村民の方がおられることは、私もお聞きしております。そのときに、やはり私どもことし海外研修を含めていろいろな支援の形で25のプログラムを実施しております。これから幾つかまた増えるかなというふうに思っております。

そうした中で、基礎基本の考え方としては1年間に200日ぐらいの授業日がありますが、その授業はしっかりとするというようなことあります。それにプラスしての移動教室だというふうに考えております。そのときに、やはり参加する子供によっては、いわゆる旅行気分、あるいは今お話しされたように一時のヒーロー気分、そうしたことが心配される子供さんが中にはおります。それをしっかりとするために、事前研修、今回の移動教室の意義なり目的なり、それから内容についてしっかりと事前にお話します。それから、それに基づいて子供たちが、ではその移動教室でどんな学びをするのか、どんな気づきをするのかということをしっかりと事前に確認する。そして、終わった後には今も取り組み中でありますが、しっかりととした報告を求める。

こうした中で、できるだけ本来の目的であるところの、学校ではできない学びなり気づきなりをしっかりとつくりていきたいというふうに思っております。こうした、今委員からご指摘いただいたことを踏まえながら、丁寧にかかわっていく必要性はあろうかと思います。

委員（北原 経君） 学力の低下、あと運動不足による、ゴールデンエイジとか何かとてちよつと忘れてしましましたけれども、そういったことから、やはり基本的な勉強を、やはりきっちとして、数が多くなれば多くなるほど子供たちの心、精神というか気持ちが浮き立ってしまうという、そういった傾向があるようなお話を聞いておりますので、その辺をきっちとしていただいて、学問ばかりでなく精神的にも大きな人間になるようにお願いしたいと思います。

質問を変えます。

57ページの電子黒板の4台についての、これは特別室に置くんだと思いませんけれども、その利用によっての効果をお聞かせください。

教育課長（愛澤伸一君） 57ページの教材備品のところでございますが、小学校に電子黒板4台、あとそれからご質問にはありませんけれども、59ページ、中学校にも3台入れまして合計7台今回導入してございます。

小学校については、校舎ごとに南校舎の1階と2階、北校舎の1階と2階ということで、普通教室をそれぞれ移動させながら、各教室で使用してもらえるように配置したところでございまして、いわゆる特別教室に置きっぱなしということではなくて、各教室、各学年でその黒板を有効活用していただいているところでございます。成果ということでござりますけれども、いわゆる電子教材を使いますと、画面の中で教科書に書いてあることが自動で動いたりします。教科書に載っている写真が、テレビ画面上では動画となって動いたりとかということで、非常に子供たちの関心を引く上では有効に活用できているのかなというふうに思っております。

委員（北原 経君） 電子黒板に関しては、全くハイテクですばらしいものだと思っておりますので、フル稼働させていただいて学力アップのために使っていただきたいと感じて

おりますので。

それでは質問を変えます。

67ページ、農業委員会の件で意見交換会の中で、どのようなお話をあったのか、いろいろな意見をお聞かせください。

農業委員会会长（菅野宗男君） ことしの2月26日に、いやしの宿でそれぞれ意見交換会を行いました。飯館の農業、本当に基幹産業であります、それぞれ村の産業振興に貢献してきた、そしてみんなで頑張ってきたというように自負をしておりました。それが、事故によって全て失った中で、避難中それぞれ意欲のある方14名の方々の出席をいただきました。村から、そしてJAからも出席をいただきまして、それぞれ避難先での営農活動の問題点や課題、それから今後の政策要望やご提案、それから帰村後の営農に向けた考え方など、自由な話し合いの場になりました。

具体的には、それぞれ気候の違い等による苦労の話や、それぞれ技術は持っていてもですね、そういう話や、それから避難先での営農支援事業はどんなものがあるかとか、それからそれぞれ避難先で投資をするのに、避難がいつまで続くのか。本当に迷っている話とか、それから飯館村の除染後の農業のそれぞれ振興作物というか、そういうものについてもそれぞれ心配をしているなど、さまざまな話し合いがありまして、実りある会合だったというふうに思っております。

私たち農業委員会も、それぞれ農業者の代表者でありますので、それぞれ建議を行ったり要請活動をやったり、それからそれぞれ農業者の話に乗ったりというようなことで、それぞれ行ってきたところであります。以上です。

委員（北原 経君） 避難先での農業再開とか、除染がおくれている、今後帰村してからの村内での農業の再生とか、恐らくこういう意見交換会であったと感じております。その中でですけれども、今、除染が始まって、農地は始まったばかりです。前の3ヵ所のモデル除染も農水省のがございましたけれども、だんだん除染がおくれていくことによって、最初したところと後のところとの差が出てきます。そういうことの荒廃化も考えられるわけなんですけれども、やはり農業委員会としても、今の農地法というものが農地の荒廃化にも1つの壁になる可能性もあるということを私思っているんですけども、会長としてはどうお考えですか。

農業委員会会长（菅野宗男君） それぞれ大変な状況であると思っています。除染をしたからすぐに農地を有効活用できるというふうには、やはりちょっと考えにくいというふうに私は考えております。皆さんもそんなようなことで不安をいっぱい抱いております。

ですから、トータル的にそれぞれ村を初め、それからJAも、要するに生産組織ですね、そういう人たち、そしてそれぞれ地域の人たちと総合的に考えながら、特に農地はそれぞれ多面的機能を数多く持っています。そういう中でありますので、農業以外に与える影響もありますので、総合的に対応していただくような形で、それぞれ上層部にはそれぞれ復興特区というか、さまざまな形で対応できるような形でそれぞれ進言をしております。そのような方向で、これからも邁進していきたいというふうに考えています。

委員（北原 経君） 私も会長の意見に同感であります。やはり、農地であっても、今まで農

業をする人のための農地であって農業委員会でございましたが、やはり再生、雇用ということを考えて、村の再生は農業も当然ですが、やはり雇用も考えて、今後はしっかりととした村にしていくために、農業委員会も極力頑張って上層部のほうに上げてください。終わります。

委員（佐野幸正君） 1つだけ残っていまして、1つだけ聞きたいと思います。

この決算資料の187ページ、高齢者等肉用牝牛貸付基金、これ現在10頭、期末も10頭残っているということなんですが、この辺の内容を説明していただきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、おただしいただきました決算書の187ページの高齢者貸付牛の基金の関係ということであります、ここにありますように、前年度末10頭で、23年度末が10頭、あと24年度中は返済がなくゼロ、あと決算が24年度末がそのまま10頭ということです。

それで、貸付牛でございますので、変化に当たっては牛で返してもらうという状況でございますが、この今ほど10件残っている部分については、多分にして牛がない状況ということになります、牛で返すということは難しいかなということになります。そういう意味では、現金でのお金を納付していただくという形になっております。

23年度においては32頭、この高齢者貸付で返済をしていただきましたが、24年度1回納付のお願いという形で行っておりますが、その実績がなかったということです。今年度内におさまるような形で納付等に務めてまいりたいと思います。以上であります。

委員（佐野幸正君） 10頭ですが、この貸付頭数は何年度からの分がどうなっているのか、その内訳をお願いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 戸数は9戸、9件で10棟ということです。お1人の方が2頭いるということでございます。それで、貸付年度が古くは平成元年でございまして、一応平成元年の場合の貸付終了が平成6年ということで、5年間という形での貸付期間ということでございます。

そういう意味では、かなり時期が過ぎているという部分もございますので、23年度中、他の畜産農家の方々には販売をするということで、お金でお支払いをしていただいたということなんですが、今回未納に上がっている方々は、牛がないなくて現金払いという形になるということで、督促等を行ったところですが、このような実態になっているということでございます。以上であります。

委員（佐野幸正君） 古くは元年に貸し付けた牛と。現在はいないと。返す気ならば10頭だから406万ですね、金額的には。いつまでも放っておけば、返さなくてもいいんだなというような気になると思うのですが、その辺の考えはどうなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） それぞれの未返済額ですが、元年の方は残りが9万9,500円ほどになっているということで、後の方々はやはり、その当時の価格ということで1頭当たり40万前後の価格になっているということでございます。そういうことで、今お話をありましたように牛がない状況でありますので、現金で返していただくという形になりますので、なかなか一括払いも厳しい部分もあるかというように思いますので、その辺については返済の相談なども行いながら納付のほうを求めていきたいと思っております。

委員（佐野幸正君） 元年に借りた人は9万9,000円ぐらい。あとの方は40万円、2頭借りている人がいれば80万だと思うんですが、この際、返していただけなければ不納欠損になると思いますが、本気になって収納をしていただかなければ、いつまでもこうやって、貸付の頭数だからって現金でないからわからない。おれもよく見ていましたから、これ見つけたけれども、でも、ここの説明資料の中には出てこない、これ。きちんと、それはやらないというの、これは職務怠慢だと私は見るんですが、村長いかがですか。

村長（菅野典雄君） そう言われれば、まさにそういうことかもしれません。ただ、なかなか相手がいるものですから、村として高利貸し的な発想もなかなかできない中、何回かその都度1年、1年督促なり何なりをしてきたというふうに思っております。ただ、はっきり言って平成元年、最終的には平成6年ですから、もう既に20年近くたっていますし、今までのところでは、それぞれの家庭を考えれば、なかなかやはり分割とか何かという話も考えられないこともなかつたとは思うんですが、今回はこのような形で賠償も入っていますので、その他の税金も良心的に払っていただいている方がたくさんいますので、この牛のほうも、そういう形の催促をして、できるだけ早く片づけるようにしたいというふうに思っております。以上であります。

委員（大谷友孝君） 資料をいただきました。きのうも出たようですが。災害弔慰金、だんだん時間が経過するにしたがって、認定されにくくなっているというお話をございました。その中で、審査会の手続の中で6番目に決定に不服がある場合は、通知を受け取った日から60日の間に、村に対し不服申し立てを行うことができると。8番の不服申し立てに対する決定を村が行うということで、6件の営業の申し立てがあつて引き受け手が1夢反省しなさいということでございますが、内容等についてどういう手続のもとでどういう、村が決定をするということでございますが、どういう判断をなされたのかお尋ねをします。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは、手続上行政不服審査法に基づきまして村が処理することになります。しかしながら、まだ内容的に村だけで判断するということがちょっと難しいものですから、審査会に参考意見を求めております。その中で、新たに今回この支給決定された方については、新たな事実というものが出てまいりまして、これはもう、震災によってなかなか病院に行けなかったであるとか、いろいろそういうことが新たな事実としてわかりまして、因果関係があるのではないかというような参考意見をちょうだいしたところでございます。それを参考にさせていただいて、村のほうで最初の判断を覆すような形で支給決定になったということでございます。

委員（大谷友孝君） たまたまそういう事例が出てきたということですが、きのう、課長答弁では相当な助言をしながら審査会には書類を送付しているというお話をございます。この審査中という1件についてはどのような扱いなんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは、本当に判断に迷うものでございまして、参考意見として、これはもう審査会のほうに審査を求めたんですけども、それで1回、これは因果関係がないというままでいいのではないかということがございました。しかしながら、その辺の文章をうちののほうで整えさせていただいて、それを委員の中にもう一回こういう内容で出して問題がないかということで、これも参考意見でございますけれども、内容しつ

かりしております。

そうしたところ、やはりその中で部分的に因果関係が認められなくもないというような案件がございまして、なかなか難しいということどころがございまして、これがもう少し時間をかけてやろうということになりますて、実はまた、近々に審査会が開かれるわけですけれども、その中で、もう一度みんなで最初から議論をして、参考意見をいただいて、それをもとに村でまた考えて判断をさせていただいて、最終的にはどちらかになるかちょっとわかりませんけれども、棄却するか引き受け手になるかという判断をしていくことになるかと思います。

村長（菅野典雄君） ちょっと誤解を招くとですので、ちょっと補足させてください。

基本的には、村が決定することになっていますが、最初の審査も再審査も、すべて専門家など5人だと思いますが、そこに委ねさせていただいて、その決定に村としては従わせていただいて、村で決定することでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（大谷友孝君） これはお金に絡むお話ですから、やはり村民はこんなことがなかったらという思いはあるわけですよね。ですから、きのうも北原委員から作文というようなお話をありましたけれども、やはり、村民に寄り添うということであれば、担当の方も本当に原因等々、経過等々においては、これが起因しているんだというような申請書づくり、そういうものには、やはり極力寄り添った内容のものにしていかざるを得ない状況なんだろうというふうに思っておりますけれども、課長の考えをお尋ねしたい。

村長（菅野典雄君） 全く、私も最初からそのことを、この委員会といいますか審査会の話をしているところであります。しかし、それぞれの専門の人たちが、いわゆる大所高所から判断をしていただいているというので、それに従わざるを得ないんですが、実は、1週間ぐらい前のある弁護士の大きな記事がありました。いわゆる災害弔慰金は、基本的に原発のことは全く考えてない中でつくられている制度なんですね。それを原発に当てはめてということなんですが、いかんせん、今大谷委員から言われるような問題が非常に複雑怪奇に絡まれているということなので、やはり、原発事故に合うような災害弔慰金を考えていく調節を、国はつくっていくべきではないかというようなお話が出ていました。私も全くそう思っています。非常に各自治体も悩ましい問題を抱えている。一方で村民のこと、住民のこと、町民のことを考えると、ぜひこの人もこの人もということなんですが、いかんせん、やはりそこに因果関係がなかなか確たるもののが見えないと、こういうことでありますから、今、この要件とはまた別の原発の災害弔慰金というのを考えなければ、間違いなく避難している間、やはりほとんど該当すると。やはりそういう制度を国に求めていくべきではないかと、私もその新聞を見て思ったところであります。以上であります。

委員（大谷友孝君） まさにそのとおりだというふうに思います。村からの強い要請を期待するものでありますけれども、取り下げが3件あるということですけれども、これはどういう経過でこういう取り下げということになったのかお尋ねします。

健康福祉課長（藤井一彦君） この取り下げ3件でございますけれども、決算説明資料のほう

の28ページに災害弔慰金の支給事業、一番下から2番目に載っているんですが、その下に村の単独弔慰金ということで、去年新しく制度をつくっていただきました。こちらのほう、両方とももらうことはできないということになっておりまして、この方たち、一応1回は申し立てますということで申立書だけは来たんですけども、その内容については、なかなか書類が上がってこなかつたという状況がございまして、書類が上がってくるのをずっと待っていたという状況なんですが、その間に村の単独弔慰金の支給制度というのができまして、30万円もらえるのであれば、これは取り下げますということで3人が取り下げたという経緯でございます。以上です。

委員（大谷友孝君） 先ほども言いましたけれども、村民に寄り添うという立場になれば、資料が上がってこない、書類が整わない、そういうときに行政の助言があつてしかるべきではないんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） それについては、何度も、これは手を上げていただいて数ヵ月ぐらいなかなか書類が出てこなかつたんですけども、ことあるごとにどうでしょうかということを申し上げていたところでありますけれども、なかなか書類が上がってこなかつたということでございます。

この不服申し立てに関しては、一番最初の申請とはやはりちょっと条件が違いますので、行政に対する不服申し立てということでございますので、こちらからなかなかこういったものをどうですかというようなことを申し上げられないというような状況もございまして、ずっと待っていたというような状況でございました。以上です。

委員（大谷友孝君） 今のような対応が、村民1人1人に寄り添った支援にはなってないのでないかという原因だと思うんですよね。課長が言うように、村の新しい制度でそれぐらいいただけるのならばというようなものが、行政側から、こういう制度ができましたみたいな誘導があったとすれば、これとんでもないことですけれども、やはりもうちょっと寄り添った対応を村民は望んでいるんです。いかがでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 別に誘導をしたわけではなくて、これはこの期間にお亡くなりになられた方皆さんにご通知を直接申し上げたということでございます。それで、申し立てされた方のほうでご判断をいただいたということだと思っております。

ただ、うちのほうとしましては、なるべく細かい詳しい資料を上げてくださいということで、そういうことは何度かお声かけはさせていただいておりますので、全く関係ないよというようなことではなくて、それなりに寄り添う気持ちを持ってやつたつもりではあるんですけども、なかなか実際は因果関係がなかつたというようなことで、申しわけなかつたかなという思いは担当の課長としてはございますけれども、こればかりは、なかなか審査会の決定をうちのほうで覆すということもできませんので、ご理解いただければと思います。

委員（大谷友孝君） 終わります。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） ここで休憩をいたします。再開は14時30分といたします。

（午後2時12分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をします。

（午後2時29分）

委員（佐藤八郎君） まず、8月31日の村と東芝とスマートコミュニケーションズの協定書を締結していらっしゃいますけれども、どのような指導、助言をいただいたのかと、出席状況、経費などについて伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） 東芝とは協定書を結んでおりまして、内容につきましては、まず1点目は新までいな村構想の推進というようなことで、復興計画を進めるに当たって、新までいな村構想推進準備委員会に参画をして、それぞれ作成に協力するというのがまず1点目であります。

あと2点目は、復興事業計画の推進に向けた活動というようなことで、その中の1つとして木質バイオマス、風力、太陽光の再生可能エネルギーの導入、設置の技術検証、売電、熱電供給サービスの実証性の検証及び事業の実施。2つ目としては、新までいな村構想、スマートビレッジの実現に向けた取り組み、あと村民の情報共有化や健康管理等の支援というようなことでございます。

また、その他の貢献としまして、飯館村の生活環境の再構築に努めるために人材の応援、派遣を行うというようなことで、ご質問の内容のとおり、東芝におきましては手弁当で来ていただきまして、さらに策定委員会の事務局を専門的な知見からもサポートしていただきながら事務局を担っていただいたといった内容でございます。

委員（佐藤八郎君） 具体的な会合とか、そういう流れはないんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 何月何日というのは細かく、後でそこまで整理をして出したいと思いますけれども、大きくは第3版をつくるに当たって策定委員会をやっています。あとそのほかに、第1分科会、第2分科会、第3分科会それぞれ分科会を設置をして、分科会を進めながら、さらには赤坂委員長の策定委員会の中で事務局を担っていただきながら、専門的な知見をいただいたといった内容でございます。

委員（佐藤八郎君） 人材応援派遣の話もありましたけれども、当初より予定しない人なんかも派遣、新たに受けたんですか。

総務課長（中井田 榮君） 当初というか、それぞれ第1分科会、ご承知のとおり議会でも何回か告させていただきましたけれども、その都度、その分野の東芝さんにおける専門的な知見をいただきながらというようなことで、人材につきましてはバイオマスだったらばその分野の方々を、あとさらに多くは策定委員会、それぞれ分科会の事務局を東芝の職員に担っていただいたといった内容でございます。

委員（佐藤八郎君） スマートコミュニケーションズというのは何でしょうか。

総務課長（中井田 榮君） これは、毎日新聞の子会社的な内容になるかと思いますけれども、スマートコミュニケーションズというようなことで、代表が上遠野さんでありますけれども、そこが東芝さんとの橋渡しも含めてやっていただいたというようなことで、協定書の中には、24年8月31日に協定を結んでおりますけれども、村と東芝とスマートコミュニケーションズ、三者の協定書を結ばせていただいて、このスマートコミュニケーションズも

あわせて第3版の策定の際に、いろいろ事務局に入っていただきながら応援をいただいたといった内容でございます。

委員（佐藤八郎君） そうすると、東芝と同等の形で事務局に入って一緒にやってきたと理解していいんですか。

総務課長（中井田 榮君） 東芝と同じく協定を結ばせていただいておりますので、同じく手弁当で応援をいただいたといった内容でございます。

委員（佐藤八郎君） 復興住宅や災害公営住宅を希望する住民について、住民の意向や建設ニーズの把握に努めるということで、年内にそのことをつかんでということでアンケートをとったわけでありますけれども、その分析したものはどういうものになつたのでしょうか。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 休議いたします。

（午後2時34分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をします。

（午後2時35分）

総務課長（中井田 榮君） 申しわけありません。

前の12月にやつたアンケートにつきましては、村内拠点の入居希望が216戸、あとさらには村外拠点の入居希望が282戸というようなことで、概算でありますけれども、そういうふうなアンケート調査結果だったというように思います。

委員（佐藤八郎君） アンケートの中身はよくわからないですけれども、家族的な住居を望んでいるのか、災害復興住宅だから建てられたものに入るという形が望まれているのか、住民の意向とか建設ニーズについてはどういうふうにまとめられたなんですか。

総務課長（中井田 榮君） 少しお待ちください。申しわけありません。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 休議いたします。

（午後2時36分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開いたします。

（午後2時36分）

委員（佐藤八郎君） 12月の提案理由で、村長選が終わって初めての12月の中で、村長が、村民が村に戻ってきていただく段取りをつけなければならないという提案理由がありました。その段取りは、24年度の中での主要なものはどういう段取りだったんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 24年度ですから、一番はやはり除染だろうと思ひますし、まだその時点ではなかなか賠償も思うように決定していないと、こういうことでしょうから、そういうものをしながら、戻った場合に、いわゆる村の中でどういうような復興計画をつくっていくかというところが大きな柱ではなかつたのかなというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、3版につながる基本的な部分だということになるんです

か。

村長（菅野典雄君） そのとおりです。

委員（佐藤八郎君） 私、いつも何かあったとき思うんですけれども、やはりひとり暮らしとか高齢者世帯、障害者世帯という、こういう弱者と呼ばれる弱い立場の人たちの支援策が、この1年どういうふうに支援され、どういうふうに命を縮めないで健康を増進されてきたのか伺っておきたい。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず高齢者の方は、仮設住宅にかなりの方が住んでいらっしゃいますので、高齢者の仮設における運動教室、それから健康教室、それから自治会のほうではサロンなどもやっていただいておりますし、そういったことを通して健康づくりをやって、少しでも元気に過ごしていただくようにやっているところです。

また、借り上げ住宅の皆さんについては、訪問を中心に行っているところでございまして、これもひとり暮らし、高齢者だけの世帯、それからその中でも疾病を抱えている方なんかもありますので、そういうところを、非常にリスクが高い方は介護の関係で包括支援センターであるとか、うちの保健師であるとか看護師のほうが中心になって訪問に伺っていると。それ以外のところについては、生活相談員なんかが中心になって訪問をしていただいているというところが主なところかと思います。以上です。

委員（佐藤八郎君） 健康福祉課含め、社協を含め、いろいろな方々がいろいろな場で活躍されて、私も一緒になったり、相談を受けたことで一緒にになって対応に当たったりしてきましたので、いろいろわかるんですけども、こういう中で緊急というか、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯が緊急の場合の報知機稼働はどのぐらいあったのかなかったのか。

さらに、障害者世帯なり体の異変というか、避難生活によって変わって普通の住居にいられなくて施設やらそういうところに新たに居住場所を変えたという方、そういう実態はどういうふうになりましたか。

総務課長（中井田 榮君） 大変申しわけありません。さっきのアンケートの村内の、それぞれ何人の希望があるかと、家族世帯の人数ですね、家族の人数。25年3月の報告書、41ページに載っておりますけれども、問15の設問で、福島市の飯野地区に村外子育て拠点を建設した場合に、一緒に住む予定の世帯の家族人数でありますけれども、一番多かったのが6人という答えたのが25.5%でもっと多くて、その次に4人というのが17.7%。あと2人から3人と答えたのが17.4%という順序でございます。さらに、44ページに問18でありますけれども、村内拠点に災害公営住宅を建設した場合に、一緒に住む予定の世帯家族人数でありますけれども、一番多かったのが2人というのが22.2%、以下3人が18.1%、4人が15.7%、6人以上が14.8%というような順でございました。以上です。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今、ひとり暮らし、高齢者世帯の緊急対応のご質問でござりますけれども、まず、緊急通報装置、これは携帯電話でボタンを押すとすぐそこの会社に連絡がいきまして、すぐそこに所属している看護師さんが駆けつけるというようなシステムがございます。これで今現在34人の方がこれをお使いになっていらっしゃいます。

それからあと、現状では施設のほうに入っていらっしゃる方が、介護保険関係でちょっと人がどうしても動くものですから、現在、50人から60人ぐらいの間だと思いますけれど

も、今施設に入っています。その他障害者の施設に入っている高齢者の方が三、四人というところだと思います。ちょっとこの辺、今、名簿の整理、先ほど言いました訪問の名簿整理というのを、ちょうど包括支援センターが中心になってやっているところでございまして、今ちょっと確定の数というのが手元になくて申しわけないんですけども、現状としては、おおまかなところそんなところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 弱い立場の方々が、障害者にしろ高齢者世帯にしろ、原子力発電所の事故が起きた年と、その後のこの1年、その関係ではどういう推移になっているでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） なかなかそういうものはつきりする数字というのはそんなにたくさんないんですけども、まず介護保険で申し上げますと、平成22年3月末の段階では、介護の要支援、要介護の方が全部で323人いらっしゃいました。これがことしの25年3月末では487人ということで、数としては164人、3年間で増えたというような状況にございます。それで、その前の年、平成24年と25年の3月を比べますと、ちょうど50人増えているという形になります。ですから、この2年間で114人一気に増えまして、その後1年間でまた50人ということで、こういったことで介護保険のほうでは対象者が増えているという現状にあります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 事故前に障害者であった方々は、今はどういうことに、どういう場所なりどういう生活をされて、それをどういうように支援していらっしゃるんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 障害者の方は、障害の程度にもよりますけれども、ご家族と住んでいらっしゃる方については、避難先で比較的、その中で何とか暮らしをしていただいている方が多いということでございますが、精神の障害者の方は、なかなか環境が変わることで大変な状況になっている方もいらっしゃいます。今、非常にこの方たちの処遇がなかなか困難な状況になっておりまして、非常にうちの福祉課の職員なんかも、しょっちゅう顔を出して状況を見てきていたり、それから警察とともにいろいろ情報交換なんかをしながら見守りをしているという状況でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 一般世帯になろうかと思いますけれども、介護者を抱えている世帯は何世帯になっているんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 済みません、介護保険では人数しかカウントしておりませんで、世帯の数は介護保険の中では示されていないものですから、申しわけありません、把握をしてございません。介護保険そのものは、どうしても人についてくるものですから、世帯単位での数というのは、今つかんでおりませんけれども、今、訪問をする名簿を整理をしている途中でございますので、その中で明らかにして実態をつかんでまいりたいというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 住宅ですけれども、住民の意向は、そうしますと村外に住みたい人は、人数が多いほど村外……、そうでもないんだよね、見方するとね。何か、どういうふうに分析してまとめているのかわかりませんけれども、今発表した数字を見ると、これ村外の部分であれば、災害公営住宅で6人入れるようななり、4人入れるのを建てようとしているのかな。それはどの辺までこのニーズに応えるようなことになってきているのかを含めて、分析、どう見たらいいんですか。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、県は当初から5,000戸つくるというようなことで新聞発表がありました。さらにその後、3,700戸というようなことで、先日もお答えしておりますけれども、村は福島市と協議をしながら、国も入ってもらいながら48戸、さらに南相馬に20戸、あと川俣に60戸というようなことで、現在、県を通じて国の方には県の災害復興住宅を要望しているところであります。タイプというんですか、それはこれから県の方も被災者のそれぞれの市町村の動向も捕まえながら、今後、タイプを決めながらやっていくというようなことだと思います。その辺は、まだ詳細は来ておりませんので、来次第、議会の皆様にもお示ししながら進めてまいりたいというように考えております。

委員（佐藤八郎君） 福島市に、たしか私が記憶しているのは60戸、川俣60戸、南相馬20戸要望していると。それについては、今アンケートをとった建設ニーズというか住居の家族のあり方と合っているかどうかはまだ詳細にわからないし、3,700戸ですか、これは5,000戸プラス3,700戸ですか、5,000戸から3,700にダウンしたのか、その辺もありますけれども、これ、ニーズに合うものに村としては要求していくんですか。

総務課長（中井田 榮君） 今ほどお伝えしたのは、国が当初5,000戸建設を予定していて、当面、3,700戸を建設するということで現在進んでいます。村の方ではありますけれども、先ほど、村外拠点に入居を希望しているのが282戸というふうなお答えをさせていただきました。これは、先ほどのアンケート、人數的にはそういうような戸数が入居希望としては出ていると。その中で、今現在、飯野のところに23戸、さらに福島市に60戸は要望しているんですけども、5カ所ほど現場を見せていただいて、48戸については具体的に進んでいます。あとさらに、川俣60で南相馬20だということで、全体を足しますと163戸になります。現在、6割ですね。村外に282戸アンケートをとった時点では要望が出ていますが、先ほどの23戸、60戸、川俣の60戸、南相馬の20戸を足すと全部で163戸になるわけありますけれども、282戸に対して大体6割を現在要望を出しながら、村としては進めていると。さらに、今後アンケートをとりながら、村民の希望を把握しながら、県・国の方には県の災害復興住宅の要望はしていきたいというように考えております。

委員（佐藤八郎君） この1年、仮置き場、仮置き場、中間貯蔵、国の工程などあって、24年中には場所を決めて、国が言っている言葉ですよ、中間貯蔵地、場所を決めて本体工事は26年7月から実施して27年1月以降搬入して30年には最終処分場という流れで最初、24年、大枠ではこの流れが発表されていろいろあって、1年がたって今になっているわけですが、この流れはどういうふうに変更になったというふうに確認していますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、飯館村の除染計画の見直しが行われるということで、8月末に発表されるということですが、今おただしいただきました中間貯蔵施設については、まだ国の方では見直しはしないと。今、おただしがあった27年1月から搬入できるように進めるという話で今進んでいます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうすると、昨年発表した国の姿勢は、今のお話だと変わらないから、それに合わせた形でそれぞれが進んでいくと。その発表があるものだというふうに考えているわけですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お答えしました中間貯蔵施設への搬入が27年1月というのが

廃棄物のロードマップで出されておりまして、多分23年10月かというように思っておりますが、今先ほど八郎委員からあったスケジュールで、27年1月にできた場所から随時搬入するということでありまして、環境再生事務所のほうには、そのロードマップについての見直しはするのかというように聞きましたら、今のところは見直しはないという回答でございます。

委員（佐藤八郎君） そこが動かないとすれば、それに合わせた形で村の仮仮置き場、仮置き場が何年に置き始まって、何年に置き終わって、何年まで置けるという日程が立つんすけれども、その日程からすればどういうようになりますか、仮仮置き場、仮置き場。置き始め、終了、置いている期間。

復興対策課長（中川喜昭君） 国のほうでは、中間貯蔵施設への搬入は27年1月から実施するということでありますて、ただ、飯館村、またはそのほかの自治体の分を一気に場所ができるかというと、そうでもないということでありまして、ですので、飯館村は双葉町のほうにという話もございます。そのできぐあいで27年1月から入れる場合、飯館村の廃棄物が、その時点から全て入れられるというような状況になるかというのは、まだ未確定というふうに思っております。ですので、今の現段階でありますが、5行政区については今後除染を進める中で須萱と二枚橋とも仮仮置き場に設置しておりますし、あと来年度以降始まれば、26年4月から始まれば、実質5月、6月から仮仮置き場等に置くようになるのかなと思っております。やはり出口の部分でありますが、今現段階では、27年1月からということだけであって、いつから村のほうから搬出されるというのは、まだ未確定かなというように思っております。

委員（佐藤八郎君） 確認だけしておきますけれども、未確定な国のことば従わない話ですけれども、仮仮置き場は置き始まってから置き終わってから1年なのか、置き始まってから置き終わって、置くまでも含めて1年なのか、仮置き場も考え方としてそういう流れで3年なのか、その辺はきちんと国との合意はできているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、議論しています中間貯蔵施設、あとは自治体で設置を求められている仮置き場については、27年1月に搬入するというロードマップから、その時点で自治体では3年間というのを保管をお願いしたいというのが明示されている年数でございます。村のほうで考えれば、除染をする前に仮置き場を設置しまして、それぞれの除染を行った際に仮置き場のほうに随時運ばれればという想いでいろいろ仮置き場の設置を求めてまいりましたけれども、なかなか進んでいないという状況でありますて、そういう中の暫定的な対策としまして、各行政区に仮置き場をお願いしてきたところでございます。その議論の中では、設置期間としては仮置き場を早急に村としても設置するということをお話ししながら、1年から2年程度というような部分でお話をさせていただいているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 課長、課長が思っているのは搬入から搬入終了して、なおかつさらに1年間は置くというのが仮仮置き場ということですか。仮置き場はそれの3年ということですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変わかりにくい答弁で大変申しわけないんですが、いわゆる

国で言っているのは24年から除染が本格的に始まるということで、27年1月から中間貯蔵施設が稼働できるということで、3年というと24年1月から除染が始まるということだったものですから、そこで3年という数字が出ているのかというように思っております。自治体に持ってもらうという部分が3年というのはそこで明示されているのかなというように思っています。

一方、では仮置き場の設置を求められておるんですが、なかなか今、場所等の選定をしているところでございますが、確定していないという状況で、小宮の牧野なり国有林の仮置き場等は確保しておりますけれども、今現在、また新たな場所という部分を探しているところでございまして、全て、42、3ヘクタールの部分に村内の部分が全部運べる部分でもありませんので、その自治体で求められている仮置き場をこれからつくるという部分もありますが、その間、仮置き場の対応をせざるを得ないということで、今お願いをしているということでございます。

ですから、仮置き場での保管については地区でのお願いをする際には、1年から2年の間お願いできませんかと。仮置き場ができれば、そちらのほうに搬出をさせていただきますということの話をしているところでございます。ですので、仮置き場のほうが進めば、仮置き場のほうにすぐさま搬出するような考えでいるということでございます。以上であります。（「委員長、整理してもらいたいんだけれども。みんな心配しているのは」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 休議。

（午後3時05分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開いたします。

（午後3時10分）

復興対策課長（中川喜昭君） 私が先ほど、ロードマップの部分は国が提示している年数等の部分であります、今現在の村内の仮置き場の面積等から見れば、どうしても行政区での仮置き場への保管をお願いせざるを得ないということでございます。

この場では、3年後とか2年後とかと、なかなかそういう状況の中で、現実を見れば発言できないという部分であります、できるだけ仮置き場から自治体ごとに求められております仮置き場を早急に設置するように努力をしてまいりたいと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） わざわざさつき、私が国の工程を読み上げたのは、24年内に場所を決めるところが言ったわけです。24年終わつたんです。本体工事は26年7月からと。これも25年に決まったとしてもまた1年後、こういう流れになつてゐるわけです。休議の中で言いましたけれども。私は休議の中で言われたことは十分わかって物を言つてゐるんです。なぜかというと、村民に対して、今課長が言ったような答弁していくと、1年か2年かわからない、もしくはもっとなのがとなつていつたら、仮置き場が仮置き場で仮置き場が中間か、そういう放射性物質がたまつてゐるところに、では戻れるのか戻れないのか云々にな

っていったら、全体が、我々1年いろいろ議論して、きょうも総括で議論しているわけだけれども、こういうものが何らあしたに生きていかないと心配しているわけ。村民がどんどん帰村していく中で、復興に力を1人1人が前のような村民と村が協働の力で村をつくるような形になかなかなっていかないのではないかと心配をしているわけ。だから、そういう意味では期間というのはちゃんと示して、先の見えないものに対して見えるように、1つの1丁目1番の除染ですから、そこで見えないように先はあと見えないのではないかというふうな心配をして言っているんです。どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先の見えないのを見るようにしていけという話であります。全くわかるんですが、そこが見えないけれども現実に沿った話をいかなければならぬ時期にきてはいる、こう思っています。本当は8月30日に出るはずだった見直しが、今延びているようありますけれども、延びてそれが発表される間に、あるいはその前後に我々も現実の話をきちんと役場の中で皆さん方ともいろいろな検討の中でこういう意見をいただいたわけでありますから、その話はやはりしていくと、このように私も思っていますし、そうせざるを得ないなというふうに思っているところであります。以上であります。（1）

委員（佐藤八郎君） この24年のうちに場所を決めるという工程違反に対して、村長は国に抗議はしたんですか。約束破っていることに。

村長（菅野典雄君） 抗議というのはどこまで抗議というふうになるかわかりませんけれども、少なくとも、福島県のトップの環境省なり、あるいは除染なり、復興庁なりのトップが来ている中で、先ほども言いましたように3回話し合いをしましたけれども、ほぼ2回は私が1人で抗議しまくったという感じでやったところでございます。それが抗議とは言わないというのであれば、また別な考え方をしなければならないんですが、そこで幾らかなりともあちらもそれに対する代案みたいなものを持ってきているんですが、それが我々はまだ満足ができない、こういうことであります。

委員（佐藤八郎君） この間、議会が一番揺れた8月の臨時議会の須賀地区除染工事について、原則的な最初からずっと見てみたいというように思います。スタートの住民の合意、どういう流れでどこまでどういうふうな合意に至って、あとは国の除染ガイドラインとのかかわり、あと仮置き場などの処理なり仮置き場の場所なり面積の変化、工期、あと当初予定していた作業員数の推移、途中で大分やめられた方がいるというお話をありました。この事業については、8月議会で村の裁量権を増やすためにこの事業やるんだということで、6対5で可決されたものでありますので、この村の裁量権と自分らで除染してみての実証、除染の実証事実を得たもの、今後生かすもの、今言った点、まとめて、時間は幾らでもありますので答えてください。（1）

副村長（門馬伸市君） 細かい部分は担当のほうから話をもらいますが、まず、須賀地区の除染については菅野委員のほうからも先ほど目的なり課題なり成果なり、いろいろご質問がありました。お答えした内容は同じだと思います。

工期についてであります。当初は8月のお盆ごろまでには終わる予定で進めておりました。ところが、7月に入りました天候不順で雨が多くなったために作業がおくれまして、現在75%から8割近くだと思いますが、9月いっぱいかかる見込みであります。これ、こ

んな模様でまた秋の長雨なんかに入りますと、またおくれる可能性があります。よそのほうの除染の状況を見ますと、雨が降っても何が降ってもやっているようありますが、村の場合は良い除染がどうなのということもあって、雨が降ったときには除染は、除染作業でないもの、できるものはやりますけれども、除染作業は控えているために、工期は今1ヵ月ぐらいおくれていると、1ヵ月半ぐらいおくれているという状況であります。

それから作業員の状況ですが、当初スタートするときに130名ほど登録がありました。ですが、いろいろ作業員の事情もあるんだというふうに思いますが、現在、常時80人から85人ぐらいが作業に来ています。特に、村民の作業に当たっている方がやめられる方が多いです。よそから来られている方はほとんど休まないで来ていますが、村民もいろいろ事情があって休んだり、あるいはやめたという方がおられるようありますけれども、作業に慣れないということもあったり、事情があってということかもしれません、現在、85人程度で作業をしております。

あと仮置き場の面積についてでありますけれども、やはり、現実的に当初予定していた面積では、どうしても剥ぎ取ったりしていますので、面積が最初の予定していた面積の倍ぐらいの面積が必要になっているというようあります、多分、須薙に限らず、現在予定している仮置き場の必要面積を各行政区ごとに出してありますけれども、あの面積そのものもどうなのかなと、須薙を見てみれば。

それから、課題もいっぱい出ております。当面、フレコンバッグに入れて仮置き場に収納しているんですが、置き方の問題も工夫しないとだめだなということがありました。というのは、可燃物と不燃物の置き方、一まとめに不燃物も可燃物も一緒に互い違いに置きますと、あと可燃物は燃やせるものですから、減容化施設のほうにというようになりますと、その置き方も工夫しておかないと後で二度手間、三度手間になるということなんかもあるので、須薙以外の除染をする場所は今仮置き場に白石とか二枚橋とかありますけれども、そういう置き方なんかも不燃物と可燃物に分けて、あるいは2ヵ所、3ヵ所が仮置き場になっているところがあれば、そのうちの1ヵ所は可燃物だけを置くとか、そういう置き方も工夫しないと後で仮置き場なりそういうところに運ぶときに大変だなど、こんな状況もあります。

それと、一番問題は、ここまでやれば間違いなく下がるというのが現場ではわかっています。ところが、ガイドライン、マニュアルがあつてそのとおりにしないと公社のほうの持ち出しになるんですね。余計な仕事をするようになりますから、ここまでとれば下がるというのが間違いなくわかっているながらも、多少やっています、多少やっていますけれども、それを大幅にやりますと請け負った下請けの受け取った金では到底足りなくなつて赤字になってしまいます。国では、皆さんご承知のとおり目標線量値、除染後の数値を示していないので、作業だけそのとおりの作業をすれば線量が20ミリ以下というはあるでしょうけれども、5ミリまで下げるとか、下がらないともう一回やるとか、そういうことはしないんです。ですから、一番肝心な目標線量値がない中で除染をしていかなくてはならないというのは、何ともやるせない状況ですね。これはもう何回も国のほうにも言っています。目標線量を5ミリシーベルト、1マイクロですよね、ここまで下がらなかつたらもう一回

そこをやってもらうとかという、そういう基準になってないというのが何とも情けない。我々は除染計画書の中でも言っていますし、環境省の当面5ミリシーベルトは村の除染計画に基づいてと言っていますね、復興計画に基づいてと。しかしそれは守られていない。守るように私も言っています。ですが、国はそういうガイドラインに基づいた除染でしたので、今、須萱は村で事業主体でやっていますけれども、その除染の方法も村独自の除染方法をとれるんだったら、これ一番いいんですけども、それをやれば割増工賃というのかな、基準外の作業になりますから、請け負ったところで赤字になってしまふと、こういう状況なんですね。

いっぱい課題がないわけではありませんが、先ほど菅野委員のほうからも、今の課題いっぱいあるものを国の方に提案をして、そういうできるだけ安心して戻れる環境になる除染をという話、提案をいただきましたけれども、そういうことを毎日のように言っているわけなんですけれども、なかなか縦に首を振らないという現状なものですから、非常にガイドラインを崩す対策というのがどういうふうな形で崩せるのか、非常に村としても悩んでいるところでございます。

委員（佐藤八郎君） 私ども、8月の時点でもまだ勉強不足の中でありましたけれども、除染技術というものが非常に難しいことは、自分で1年余り自分の体でいろいろな技術者と一緒に村の中に入つてやっていますから十分わかっています。その上に立つて国がやろうというものを村がやるなんてことをやつた場合、裁量権裁量権といつても、結果的にはそういうものにはなつていかない。今言つたように、下がることをわかつてもそれ以上やることができない。だからといって、村予算でそれを出してやるかといつても、それもまだできない。どういうふうになるんですかね、これ。こういうのを普通八方塞がりというんですけれども。裁量権を生かして自分らで除染を実証して、その後の村全体の除染に生かさせるというのが、この議会での皆さん提案の最も強い理由だったというふうに思っていますけれども、どうなんですか。

村長（菅野典雄君） 今のご質問でありますけれども、須萱地区をやるということで国直轄の事業を村直轄、そういうことも國の範疇の中でということになります。何か、それが今になってむしろ足かせということではないかという話も先ほど話があつたわけであります。しかし、現実にやはり村としてやってみて、いろいろな課題が出てきたわけであります。それを独自でもやるということになれば、国からもらった予算ではガイドラインの予算の中ですからできないわけで、村独自にもうちょっとやりましょうという話は、これ議会との話の中でできないことではないですが、では、それでやつた結果、それを国にぶつけてみて、ほかのこれから、いわゆるほかの行政区の全てがそのスタイルで除染ができるかというと、そう簡単ではやはりないと私は思います。むしろできないだらうと思います。

したがつて、今の中でできるだけやはりそういう現状をきちんと話をしながらやっていくということだらうというふうに思いますが、いかんせん、何度も言つてのことなんですが、担当している環境省が全く現場を知らない、あるいは今までの規制省庁の枠が超えられないということあります。ですからこれを、やはり事務方に言ってもなかなか大変なのかなという気がしますので、幾らかなりともやはり政治家判断でもう少しやれと、こ

ういうことではないのかなという気がします。

実は、30が10日になるのかどうかわかりませんけれども、延びたといいういきさつをちょっといろいろ調べてみました。そしたらば、上のほうから、もう少し何とか、いわゆる我々に寄り添ってというよりは国としてやっているよといいうイメージが出せないのかというこの延びたと。ただ10日でそれができるとは全く私も思わないすけれども、そこら辺をやはり、これから息長く必死に改善を求めていくということで、よりいい除染をしてもらうという形にもっていくしかないのではないかというふうに思っています。

何せあきらめてはいません。これからも、我々の思い、そしてしっかりとした除染をしてもらうように努力をしていきたいと、要望していきたいとこのように思っています。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 何を根拠に、今村長が政治判断でどういうふうになるか、除染技術が確立したかのようなと言っていますけれども、先ほど副村長が言いましたけれども、もう少しやれば下がるんだという話もありますけれども、それ村民にそういうことを言って、だれか信じる人がいると思いますか。周りの山も登っているし、自然のものも何も手をつけない。放射性物質がそっくりあるわけですよ。そういう中にあって、まして須萱はそのときも論議がありましたけれども、村の除染にかけての最大の突破口の場所であり事業だということで始まったわけですから、そこで今こういう状況なんですから、これから延々と村いっぱいやっていく段階に、今のような説明でこれから除染が進められるというふうに思っておりますか。

村長（菅野典雄君） 今の説明の何が根拠があるかという質問のようすすけれども、根拠がないから、我々こうやって悩みながら、できるだけその根拠を求めるように、あるいはしっかりとした除染をということあります。ですから、根拠があるならば、我々は何ら苦労もしませんけれども、根拠を求めていくまで除染をしないで待っているというわけにもいきませんので、ですからそこら辺を、ある1点ではなくて総合的に物事を見ながら、やはりできるだけいい除染に近づけるという形で、これからもやっていくつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 村長の方向づけわかりましたけれども、それであれば、先ほど私が言いました憲法に保障された飯舘の村民が、被害者が人間として歩める、あしたから一歩一歩自立していく生活土台をきちんと築くこともしっかりとやらないと、いつになるかわからないんですよ、今根拠もなければ何もないと言っていますけれども。ないものに来年は、再来年は、再来年の夏は帰村宣言するんだなんて、そんなことでいつまでも避難人生を歩ませていること自体、それは住民がどちらを選ぶかは住民の自由ですよ。ただし、どちらの選択肢もきちんと与えるべきではないですか。そうでないと、避難人生、避難人生あと何年やるんですか、これ。そういうふうに、多くの村民は今、迷い迷い毎日暮らしていますよ。

除染は専門家でない限り、これは何も出ませんよ。そしてもう明らかに24年という中間云々は話全然出てない、25年にしからばどこまで進める方向に今あるかといったら、今どこまであるんですか、中間についても。何がいいんですか、村が、村民に対して。被害を

したという人生を歩んでいる村民に対して。ずっとこういう人生なんですか。あと何年だかわからぬいけれども。それでいいんですか。我々は何も被害を浴びたくて人生を歩んでいるわけではないんですよ。一歩一歩歩けるような人生を早くつくって、除染はできないのであればずっと外で傍観しているしかないんでしょう、できないんだから。できないところに帰ってどうするんですか。そういう現実ではないですか、今。

村長（菅野典雄君）　村民の方が大変悩み、また迷っているというのは本当に痛いほど我々もわかっておりますし、また、そこにしっかりと寄り添わなければならぬということもわかっています。ただ、健康を守って人間としての歩み、あるいは生活の土台をきちんとつくっていかなかつたらばどうするんだという話ですけれども、それが、我々なかなかできないからこうやって悩んでいるわけでありまして、その結論が飯館村に住まないでどこかに住むんだという極論には私はならないと、このように思っています。ただ、ほかで住む方の意思も大切なことでありますので、できるだけそれはやはりフォローをさせていただくことがありますので、ご理解いただきたいと思います。（ ）

委員（佐藤八郎君）　村長、必ず村に戻るなどか戻れないとか言っているんじゃないですよ。安心・安全な村と思えるまでは村を離れて暮らしてもやむを得ないんですよ。いずれ戻るとしても。そういうことも選択肢の1つではないのかというの、行政として。そういうのが求められているのではないかと、村民に。私が伺っている声の中では、そういうものいっぱいありますし、既に何十件も何百軒も家を求めたりもしていますよ。しばらくの間、当分は見ているしかないと、除染についても。なかなか進まないしということで、決して村に戻るのをあきらめたりしているわけではないと思いますけれども、それはそれとして、1人1人の村民の人生を歩ませる支援やら方向をつけてやるのが行政ですか。

村長（菅野典雄君）　ですから何度もやりとり、同じようになっていますが、個人に村を離れて住むことの自由は十二分に与えておりますし、話をしていますし、計画にも載っていますし、支援もできる限りしたいと、このように思っていますが、行政としてそれをしろという話は村民の総意ではないというふうに私は確信しておりますので、ご理解いただきたいと思います。（ ）

委員（佐藤八郎君）　終わります。

委員長（大和田和夫君）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君）　質疑ないようなので、これ平成24年度全事業、全ての質疑を終わります。

これから、議案ごとに採決します。

議案第51号「平成24年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。
お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」という声あり）

委員長（大和田和夫君）　この採決は起立によって行います。

この決算は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長（大和田和夫君） 起立8人。起立多数です。

よって、議案第51号「平成24年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第52号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第53号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認め、よって、議案第53号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第54号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認め、よって、議案第54号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第55号「平成24年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認め、よって、議案第55号「平成24年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第56号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認め、よって、議案第56号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

以上で、決算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、委員会の審査結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって、決算審査特別委員会を閉会します。

これにて散会いたします。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

（午後3時44分）

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月4日

決算審査特別委員会委員長

大和田 和夫